

# ご契約のしおり・約款



- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ■ 終身保険     | 低解約払戻金型終身保険     |
| ■ 定期保険     | 無解約払戻金型定期保険     |
| ■ 収入保障保険   | 無解約払戻金型収入保障保険   |
| ■ 医療保険     | 無解約払戻金型医療保険     |
| ■ ガン診断給付保険 | 無解約払戻金型ガン診断給付保険 |



**BNP PARIBAS CARDIF**  
カーディフ生命保険株式会社

The insurer  
for a changing  
world

## はじめに

- この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずお読みいただき、内容を十分にご確認ください。
- 特に、次の事項はご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、わかりにくい点がございましたら、カーディフ生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）までお問い合わせください。

●お申し込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）	9ページ
●告知について	11ページ
●保険契約の責任開始期	12ページ
●保険金などをお支払いできない場合	37ページ
●保険料の払込方法	41ページ
●保険料の払込期月と猶予期間、およびご契約の失効について	42ページ
●ご契約の復活	44ページ
●ご契約の解約と解約払戻金について	51ページ

- この冊子は、「契約概要」「注意喚起情報」と後日お送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。
- 保障の種類、保険期間および付加される特約はご契約ごとに異なりますので、保険証券にてご確認ください。
- 「ご契約のしおり・約款」に記載しているさまざまな取り扱いについては、実際にお手続きをする時点における、当社所定の範囲内で行います。詳細は、当社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

カーディフ生命保険株式会社

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9階

カスタマーサービスセンター



**0120-901-170**

受付時間：9:00～18:00

（日・祝日・年末年始を除く月曜日～土曜日）

# もくじ

## ご契約のしおり

・ 目的別もくじ .....	6
・ 主な保険用語のご説明 .....	7
<b>■ご契約にあたっての大切なことから</b>	
・ 申込書・告知書のご記入について .....	9
・ 保険契約の締結と生命保険募集人の権限 .....	9
・ 現在のご契約を解約・減額して、新たなお申し込みをする際のご注意 .....	9
・ お申し込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ） .....	9
・ 告知について .....	11
・ 詐欺による取り消しまたは不法取得目的による無効 .....	12
・ 保険契約の責任開始期 .....	12
・ 保険証券のご確認について .....	13
<b>■ライフサイクルプランのしくみと特徴</b>	
・ 「保険の種類」の選択 .....	14
・ 「保険期間のタイプ」の設定 .....	14
・ 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合の取り扱い .....	17
・ 終身保険のしくみと特徴 .....	18
・ 定期保険のしくみと特徴 .....	20
・ 収入保障保険のしくみと特徴 .....	22
・ 医療保険のしくみと特徴 .....	25
・ ガン診断給付保険のしくみと特徴 .....	30
・ リビング・ニーズ特約(17)の特徴 .....	33
・ 先進医療特約(17)の特徴 .....	35
・ 保険金などをお支払いできない場合 .....	37
<b>■保険料の払い込みについて</b>	
・ 保険料の払込方法 .....	41
・ 第1回保険料充当金領収証について .....	42
・ 保険料の払込期月と猶予期間、およびご契約の失効について .....	42
・ ご契約の復活 .....	44
・ 保険料期間 .....	44
・ 保険金などのお支払いや、保険料の払い込み免除の際に未払込保険料がある場合 .....	45
・ 保険契約の消滅などによる、保険料の払い戻し .....	46
・ 保険料の払い込みの免除について .....	46
<b>■ご契約後について</b>	
・ 更新について（保険期間のタイプが「更新タイプ」の場合） .....	49
・ 保障内容の見直しについて .....	50
・ 契約者貸付について .....	51
・ ご契約の解約と解約払戻金について .....	51

・被保険者による保険契約者への解約の請求について .....	53
・保険金などの受取人による保険契約の存続（介入権）について .....	53
・保険金などのご請求、および保険料の払い込み免除のご請求の手続きについて .....	53
・被保険者死亡後の保険金などのご請求について .....	55
・指定代理請求制度 .....	56
・ご契約内容の変更（各種お手続き）について .....	57
・ライフサイクルプランと税金について .....	60
・管轄裁判所について .....	62
・苦情・相談窓口とその連絡先について .....	62

## ■お知らせとお願い

・生命保険契約者保護機構 .....	63
・個人情報の取り扱いについて .....	65

## 約款

低解約払戻金型終身保険普通保険約款 .....	75
無解約払戻金型定期保険普通保険約款 .....	87
無解約払戻金型収入保障保険普通保険約款 .....	99
無解約払戻金型医療保険普通保険約款 .....	111
無解約払戻金型ガン診断給付保険普通保険約款 .....	127
リビング・ニーズ特約(17) .....	139
先進医療特約(17) .....	145
同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約 .....	151
指定代理請求特約(17) .....	157
責任開始期に関する特約 .....	161
口座振替特約(17) .....	165
クレジットカード支払特約 .....	169
団体扱特約 .....	173
特別団体扱特約 .....	177
集団扱特約 .....	181
別表 .....	185

## 保険料の払い込みに関する規定など

カーディフ生命保険株式会社との保険料口座振替約定 .....	198
預金口座振替規定（ゆうちょ銀行払いは除く） .....	198
クレジットカード支払規定 .....	198



# ご契約のしおり

## 目的別もくじ

「ご契約のしおり」の記載内容について、目的別にご案内しています。

### ■ご契約にあたって

申し込み時に注意しておくことを知りたい	▶	9 ページ	ご契約にあたっての大切なことから
保険用語の意味を知りたい	▶	7 ページ	主な保険用語のご説明
申し込みを撤回したい	▶	9 ページ	お申し込みの撤回またはご契約の解除 (クーリング・オフ)
いつから保障が開始されるのか知りたい	▶	12 ページ	保険契約の責任開始期

### ■保険の特徴やしくみについて

この保険の特徴や、保険金などが支払われる場合を知りたい	▶	14 ページ	ライフサイクルプランのしくみと特徴
	▶	18 ページ	終身保険のしくみと特徴
	▶	20 ページ	定期保険のしくみと特徴
	▶	22 ページ	収入保障保険のしくみと特徴
	▶	25 ページ	医療保険のしくみと特徴
	▶	30 ページ	ガン診断給付保険のしくみと特徴
	▶	33 ページ	リビング・ニーズ特約(17)の特徴
▶	35 ページ	先進医療特約(17)の特徴	
保険金などが支払われない場合を知りたい	▶	37 ページ	保険金などをお支払いできない場合

### ■保険料について

保険料の払込方法を変えたい	▶	41 ページ	保険料の払込方法
保険料の払い込みができなかった	▶	42 ページ	保険料の払込期月と猶予期間、およびご契約の失効について

### ■ご契約後について

保険金などを請求したい	▶	53 ページ	保険金などのご請求、および保険料の払い込み免除のご請求の手続きについて
効力を失った保険を元に戻したい	▶	44 ページ	ご契約の復活
保険料の負担を減らしたい	▶	50 ページ	保障内容の見直しについて
契約を解約したい	▶	51 ページ	ご契約の解約と解約払戻金について
生命保険に関する税金について知りたい	▶	60 ページ	ライフサイクルプランと税金について
受取人を変更したい	▶	57 ページ	ご契約内容の変更(各種お手続き)について
氏名が変わった(改姓) / 住所が変わった	▶	57 ページ	ご契約内容の変更(各種お手続き)について
保険証券を紛失してしまった	▶	57 ページ	ご契約内容の変更(各種お手続き)について

## 主な保険用語のご説明

あ	受取人	保険金などを受け取る人のことをいいます。
か	解約払戻金	保険契約を解約した場合などに、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
	ガン給付の責任開始日	ガン診断給付金の保障が開始される日のことをいいます。保険契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
	契約応当日	保険期間中にむかえる契約日に対応する日をいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約年齢	被保険者の年齢のことで、契約日における満年齢となります。 (例) 被保険者が28歳7カ月の場合、契約年齢は28歳となります。
	契約日	通常は責任開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と責任開始の日が異なる場合があります。
	告知義務と告知義務違反	ご契約の申し込みなどの際に、保険契約者および被保険者の方に過去の傷病歴、現在の健康状態などを「告知書」でおたずねします。その際、事実をありのままに正確にもれなく告知(記入)いただくことを要します。これを告知義務といいます。当社がおたずねしたことがらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、当社は告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
さ	失効	保険料の猶予期間を過ぎても保険料の払い込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人	被保険者が保険金などを請求できない所定の事情があるとき、被保険者に代わって請求を行う人をいいます。主契約の被保険者の戸籍上の配偶者など、所定の範囲内で、あらかじめ保険契約者が指定します。
	支払事由	約款で定める保険金などをお支払いする事由をいいます。
	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている保険契約の内容のことです。
	責任開始期	当社が保険契約の保障を開始する時期を責任開始期といいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。
た	第1回保険料相当額	保険契約の申し込みの際に払い込みいただくお金のことです。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
	特約	主契約の保障内容をさらに充実させたり、主契約と異なる特別なお約束をするために、主契約に付加する規定のことです。
は	払込期月	保険料を払い込みいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
	復活	失効したご契約を、もとの状態に戻すことです。
	保険金など	被保険者に約款の定める支払事由が生じたときにお支払いするお金のことをいいます。この冊子においては「保険金など」といいます。
	保険契約者	当社と保険契約を結び、保険契約上のいろいろな権利(たとえば保険契約の内容の変更などの請求権)と義務(たとえば保険料支払義務)などを持つ人のことをいいます。

	保険証券	ご契約の保険金などの額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料	保険契約者に払い込みいただくお金のことです。
	保険料の 猶予期間	<p>払込期月内に保険料の払い込みがない場合でも、下記の期間内に払い込みいただいた場合には、契約は有効に継続します。この期間を猶予期間といいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月払 : 払込期月の翌月初日から末日まで</li> <li>・年払・半年払 : 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで</li> </ul>
め	免責事由	約款で定める保険金などをお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金などをお受け取りいただけません。
や	約款	契約日から保険期間が終了するまでの保険契約の内容を記載したものです。

# ご契約にあたっての大切なことから

## 申込書・告知書のご記入について

申込書・告知書は重要な書類です。保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。また、ご記入後は内容をお確かめのうえ、自署をお願いします。

## 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

### ■保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して生命保険募集人が承諾をすれば、保険契約は有効に成立します。

### ■生命保険募集人について

- ・生命保険の募集は保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介をする者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- ・ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容の変更などの例：ご契約の復活など）

※ お手続きについて詳しくは、当社までお問い合わせください。

## 現在のご契約を解約・減額して、新たなお申し込みをする際のご注意

現在ご契約中の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている場合は、不利益になることもありますので、次の事項にご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は、**払込保険料の合計額より少ない金額**です。特に、ご契約後短期間で解約や減額をした場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 通常の保険契約のお申し込みと同様に告知義務があります。新たなお契約には「新たな責任開始期」を起算日として、被保険者の自殺による免責の規定、告知義務違反による解除の規定などが適用されます。
- 詐欺によるご契約の取り消しの規定なども、新たなお契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象です。
- 被保険者の告知内容などによっては新たなお契約のお引き受けができなかったり、その告知をしなかったためにご契約が解除・取り消しとなる場合があります。

## お申し込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）

申込者または保険契約者（以下「申込者など」といいます。）は、申込日（記入日）から、その日を含めて1ヵ月以内\*1であれば、書面または電子メールにより保険契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

■クーリング・オフは書面または電子メールを発信した時に効力を生じます。後記の記載事項を明記の

うえ、郵便または電子メールにて当社までお送りください。なお、有効期日は申込日よりその日を含めて1ヵ月以内\*1の郵便の消印日付または電子メールの送信日付です。

■クーリング・オフをした場合には、当社は解除の取り扱いなどをするとともに、申込者などにお払い込みいただいた保険料の全額をお返しします。また、当社は申込者などに対しクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。

■クーリング・オフの書面または電子メールの発信時に保険金などの支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、クーリング・オフの書面または電子メールの発信時に申込者などが保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■次の場合にはクーリング・オフができません。

- ・保険契約が金銭消費貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するためのものである場合
- ・既契約の更新、ご契約後の契約内容の変更などに関わるものである場合
- ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
- ・法人を保険契約者とする保険契約である場合

\*1 「1ヵ月以内」には土・日・祝日を含みます。

詳しくは、次のとおりです。

- ・申込日が月の初日の場合：当月末日まで
- ・月の途中の場合：翌月の月単位の応当日前日まで  
(2月28日お申し込みの場合は3月27日、7月31日お申し込みの場合は8月30日)
- ・翌月に月単位の応当日がない場合：翌月末日まで  
(平年の1月31日お申し込みの場合は2月28日まで)

#### [書面の記入例]

カーディフ生命保険株式会社 御中	・・・①
私は契約の申し込みの撤回を行います。	・・・②
XXXXXXXXXX	・・・③
渋谷 太郎	・・・④
20XX年XX月XX日	・・・⑤
XXXXXXXXXXのため、申し込みの撤回を行います。	・・・⑥

#### [記載事項]

- ①書面送付先
- ②お申し込みを撤回する旨の記載
- ③申込書番号\*2または証券番号
- ④申込者（保険契約者）の署名（自署）
- ⑤クーリング・オフの申出日
- ⑥お申し込みを撤回する理由

\*2 申込書に記載されています。

#### [送り先]

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター9階  
カーディフ生命保険株式会社 業務サービス部

#### [電子メールによるクーリング・オフ]

電子メールを使用してクーリング・オフを行う場合は、下記電子メール送信先のメールアドレスに空メールを送信してください。受信した電子メールの返信で電子メールを用いたクーリング・オフに必要な事項をお伝えします。

[電子メール送信先]

group.assurance.jp.lcp.cooling.off@asia.bnpparibas.com

## 告知について

当社がご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことについて、告知書でおたずねします。事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。

### 1. 告知義務について

保険契約者および被保険者には正しく告知をしていただく義務があります。

#### (1) 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。

初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に保険の契約をされますと、保険料負担の公平性が保たれません。お申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在のご健康状態やご職業などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく記入（告知）してください。

告知いただいた内容によっては、ご契約のお引き受けを制限させていただく場合があります。そのほか当社の基準により、他の保険契約者との公平を保つため、ご契約をお引き受けできない場合があります。

#### (2) 告知をしていただく場合には、指定された書面「告知書」をご提出いただくことが必要です。

生命保険募集人\*1は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知をしていただいたことにはなりません。

\*1 保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）、取扱代理店の取扱担当者をいいます。以下同じです。

#### (3) 契約確認、保険金などの確認をさせていただく場合があります。

ご契約の成立前、成立後および保険金などのご請求時に、当社が委託する者が、保険契約者、被保険者および医療機関などに対し保険契約のお申し込み内容、告知事項またはご請求内容などについてお伺いすることがあります。

#### (4) 傷病歴などがある方でもお引き受けが可能な場合があります。

当社は保険契約者間の公平性を保つために、お客さまのご健康状態などに応じたお引き受けを行っています。ご契約をお断りすることもあります。傷病によっては特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。

### 2. 告知が事実と相違する場合

#### (1) 正しく告知いただけなかった場合には、ご契約または特約を解除し、保険金などをお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、「告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険契約の責任開始期（復活が行われた場合の保険契約は最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下、本項において同じです。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- ・保険契約の責任開始期から 2 年を経過していても、解除の原因となる事実により、保険金などの支払事由または保険料払込免除事由が 2 年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ・ご契約または特約を解除した場合には、保険金などの支払事由や保険料の払い込みの免除事由が発生していても、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除を行いません（ただし、保険金などの支払事由や保険料の払い込みの免除事由が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除を行います）。この場合、解約払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。
- ・「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知しなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始期からの年月にかかわらず約款に定める「詐欺による取消し」が適用され、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります（責任開始期から 2 年経過後にも取り消しとなる場合があります）。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(2)告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

## 詐欺による取り消しまたは不法取得目的による無効

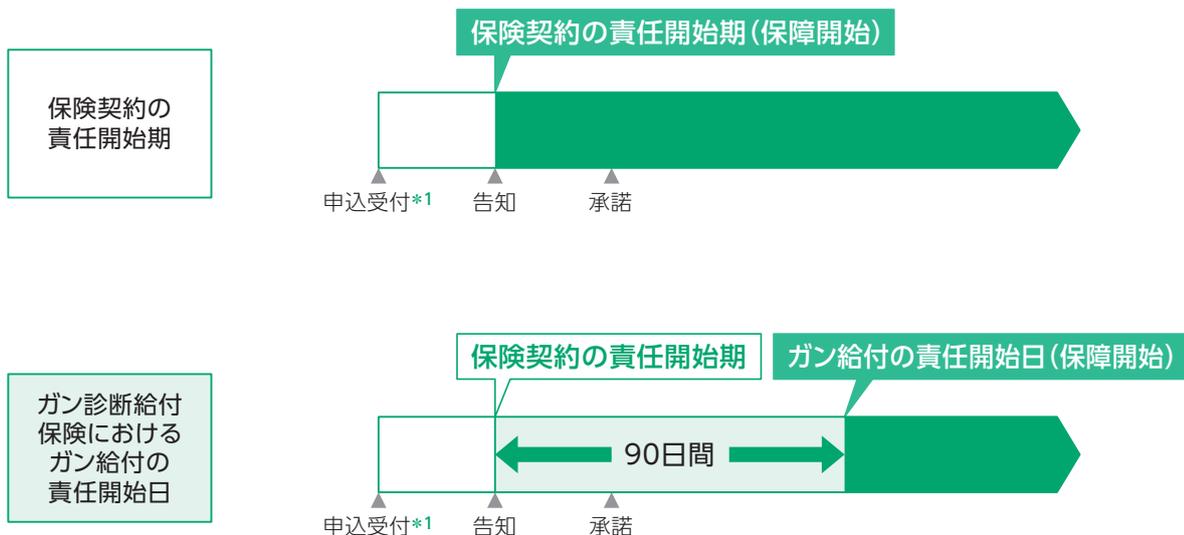
次のいずれかによって保険契約の締結または復活が行われたときは、保険契約は取り消しまたは無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ・保険契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺
- ・保険契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的

## 保険契約の責任開始期

お申し込みいただいた保険契約のお引き受けを当社が承諾した場合、「お申し込みを受けた時<sup>\*1</sup>」と「告知の時」のいずれか遅い時が「保険契約の責任開始期」となり、この日から保障が開始されます。

ガン診断給付保険における、ガン給付の責任開始日は、保険契約の責任開始期の属する日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日となります。



\*1 当社が保険契約のお申し込みを受けた日です。

## 保険証券のご確認について

ご契約をお引き受けすると、当社は、申込書に記載された保険契約者の住所に「保険証券」をお送りしますので、お申し込みの内容が正しく記載されていることをもう一度よくお確かめください。万一、お申し込みの内容と相違していたり、ご不明な点があるときは、お申し込みいただいた取扱代理店または当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

### 【ご注意】

ご契約後の各種お手続きの際に、「保険証券」が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

# ライフサイクルプランのしくみと特徴

「ライフサイクルプラン」は、複数の保険契約を同一の保険証券にまとめてご契約いただける組立タイプ保険です。

お客さまのご意向とニーズに合わせて、「保険の種類」と「保険期間のタイプ」を自在に設計できます。

## 「保険の種類」の選択

下記の「保険の種類」を組み合わせて、同一の保険証券でお引き受けすることができます。同一の保険証券でお引き受けした複数の保険契約をそれぞれ「特定契約」といいます。

1つの「保険の種類」を単独でご契約いただくこともできます。

### ■同一の保険証券でお引き受けすることができる「保険の種類」\*1

- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| (1)終身保険（低解約払戻金型終身保険）         | ・・・18 ページ |
| (2)定期保険（無解約払戻金型定期保険）         | ・・・20 ページ |
| (3)収入保障保険（無解約払戻金型収入保障保険）     | ・・・22 ページ |
| (4)医療保険（無解約払戻金型医療保険）         | ・・・25 ページ |
| (5)ガン診断給付保険（無解約払戻金型ガン診断給付保険） | ・・・30 ページ |

※ () 内は保険の正式名称です。

### ■付加される主な特約\*1

- ・リビング・ニーズ特約(17) ・・・33 ページ

上記の(1)終身保険、(2)定期保険、(3)収入保障保険に自動的に付加されます。

- ・先進医療特約(17) ・・・35 ページ

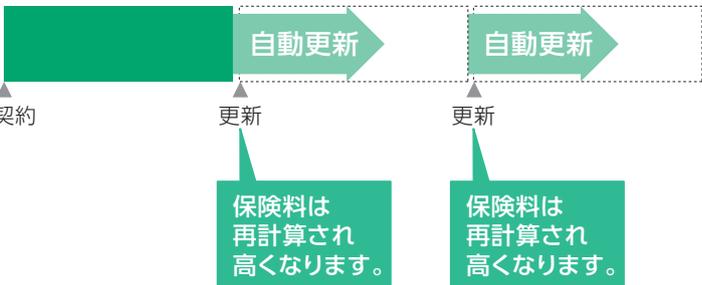
上記の(4)医療保険に付加することができます。

\*1 2020年4月現在の取り扱いです。

## 「保険期間のタイプ」の設定

### ■「保険期間のタイプ」の種類

「ライフサイクルプラン」で取り扱う保険期間には、「終身」・「有期」のうちの「全期タイプ」・「有期」のうちの「更新タイプ」の3つのタイプがあります。

保険期間のタイプ	イメージ
<p>終身</p>	 <p>●保険金などをお支払いするまで一生涯保障されます。</p> <p>●保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで変わりません。</p>
<p>全期タイプ</p>	 <p>●満了年齢になるまで保障されます。</p> <p>●保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで変わりません。</p> <p>●更新の取り扱いはできません。</p>
<p>有期</p> <p>更新タイプ</p>	 <p>●保険期間満了ごとに80歳まで更新できます。</p> <p>●保険期間満了日の2カ月前までに、保険契約者から更新しない旨のご連絡がない限り、自動更新となります。</p> <p>●更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の満年齢と保険料率で計算します。同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。</p>

■ 「保険の種類」ごとの「保険期間のタイプ」

「保険の種類」によって、選べる「保険期間のタイプ」は次のとおりです。

保険の種類	保険期間のタイプ	終身	有期	
			全期タイプ	更新タイプ
終身保険		○	-	-
定期保険		-	○	○
収入保障保険		-	○	-
医療保険		○	○	○
ガン診断給付保険		○	○	○

■ 「保険期間のタイプ」の組み合わせ

複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合は、「保険期間のタイプ」を組み合わせることができます。

組み合わせには、次のパターンがあります。

- (1) 「終身」のみ



- (2) 「全期タイプ」のみ



- (3) 「更新タイプ」のみ



- (4) 「終身」と「全期タイプ」



- (5) 「終身」と「更新タイプ」



- (6) 「全期タイプ」と「更新タイプ」



- (7) 「終身」と「全期タイプ」と「更新タイプ」



## 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合の取り扱い

複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合には、次のように取り扱います。

### ■すべての特定契約で同一となる事項

次の項目は、同一の保険証券でお引き受けするすべての特定契約において同一となります。特定契約ごとに異なる内容でご契約できません。

- (1)契約日
- (2)被保険者
- (3)保険契約者
- (4)死亡保険金受取人
- (5)遺族年金受取人
- (6)死亡給付金受取人
- (7)指定代理請求人
- (8)保険料の払込方法（回数）・払込経路

※上記の項目(3)~(8)を保険期間中に変更する場合は、すべての特定契約について同じ変更手続きをしてください。一部の特定契約だけを変更することはできません。

### ■保険料の払い込み

払込期月を同一とするすべての特定契約の保険料をあわせてお払い込みください。一部の特定契約の保険料だけを払い込むことはできません。

### ■保険契約の解約

同一の保険証券でお引き受けする特定契約について、全部を解約することができます。また、所定の範囲内で、一部の特定契約だけを解約することもできます。

### ■保険金などの減額

同一の保険証券でお引き受けする特定契約について、保険金などの額を、所定の範囲内で減額することができます。

## 終身保険のしくみと特徴

### ■正式名称

低解約払戻金型終身保険

### ■特徴

- ・被保険者が死亡したときに、死亡保険金をお支払いします。
- ・被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で、所定の高度障害状態になったときに、高度障害保険金をお支払いします。
- ・一生涯の保障です。
- ・リビング・ニーズ特約(17)が付加されます。  
※詳しくは、33 ページ「リビング・ニーズ特約(17)の特徴」をお読みください。
- ・被保険者が、責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害が原因で、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害状態になったときに、その後の保険料の払い込みを免除します。
- ・保険料払込期間中（低解約払戻金期間中）の解約払戻金は、通常の解約払戻金の 70% です。
- ・配当金はありません。

### ■しくみ図

- ・保険期間のタイプは「終身」です。

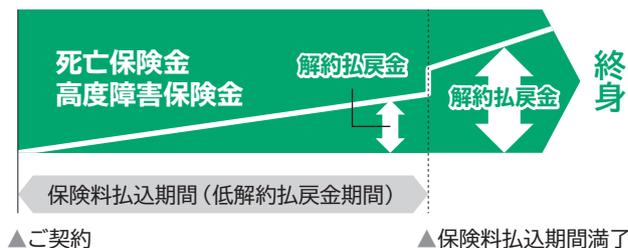
#### ■保険期間のタイプ：終身

保険料払込期間のタイプ：終身払込タイプ



#### ■保険期間のタイプ：終身

保険料払込期間のタイプ：有期払込タイプ



## ■お支払いする保険金などについて

### <死亡保険金>

- 保険金などをお支払いする場合（支払事由）  
被保険者が死亡したとき
- お支払いする金額  
死亡保険金額
- 受取人  
死亡保険金受取人

### <高度障害保険金>

- 保険金などをお支払いする場合（支払事由）  
被保険者が責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じです。）以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当したとき。  
責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後に生じた傷害または疾病\*1を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

\*1 責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

- お支払いする金額  
高度障害保険金額
- 受取人  
被保険者

#### 【ご注意】

- ・高度障害保険金をお支払いする前に、死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金をお支払いする場合は、高度障害保険金はお支払いしません。
- ・高度障害保険金をお支払いした場合は、その後に死亡保険金の支払請求を受けても、死亡保険金はお支払いしません。
- ・高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅します。

※保険金などが支払われない場合については、37 ページ「保険金などをお支払いできない場合」をお読みください。

## 定期保険のしくみと特徴

### ■正式名称

無解約払戻金型定期保険

### ■特徴

- ・被保険者が保険期間中に死亡したときに、死亡保険金をお支払いします。
- ・被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったときに、高度障害保険金をお支払いします。
- ・所定の一定期間、保障されます。
- ・リビング・ニーズ特約(17)が付加されます。  
※詳しくは、[33 ページ「リビング・ニーズ特約\(17\)の特徴」](#)をお読みください。
- ・被保険者が、責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害が原因で、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害状態になったときに、その後の保険料の払い込みを免除します。
- ・解約払戻金はありません。
- ・配当金はありません。

### ■しくみ図

- ・保険期間のタイプは「有期」のうちの「全期タイプ」か「更新タイプ」です。

- 保険期間のタイプ：有期（全期タイプ）  
保険料払込期間のタイプ：有期払込タイプ



- 保険期間のタイプ：有期（更新タイプ）  
保険料払込期間のタイプ：有期払込タイプ



※更新の取り扱いについては、[49 ページ「更新について（保険期間のタイプが「更新タイプ」の場合）」](#)をお読みください。

## ■お支払いする保険金などについて

### <死亡保険金>

- 保険金などをお支払いする場合（支払事由）  
被保険者が保険期間中に死亡したとき
- お支払いする金額  
死亡保険金額
- 受取人  
死亡保険金受取人

### <高度障害保険金>

- 保険金などをお支払いする場合（支払事由）  
被保険者が責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じです。）以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき。  
責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後に生じた傷害または疾病\*1を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

\*1 責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

- お支払いする金額  
高度障害保険金額
- 受取人  
被保険者

#### 【ご注意】

- ・高度障害保険金をお支払いする前に、死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金をお支払いする場合は、高度障害保険金はお支払いしません。
- ・高度障害保険金をお支払いした場合は、その後に死亡保険金の支払請求を受けても、死亡保険金はお支払いしません。
- ・高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅します。

※保険金などが支払われない場合については、37 ページ「保険金などをお支払いできない場合」をお読みください。

## 収入保障保険のしくみと特徴

### ■正式名称

無解約払戻金型収入保障保険

### ■特徴

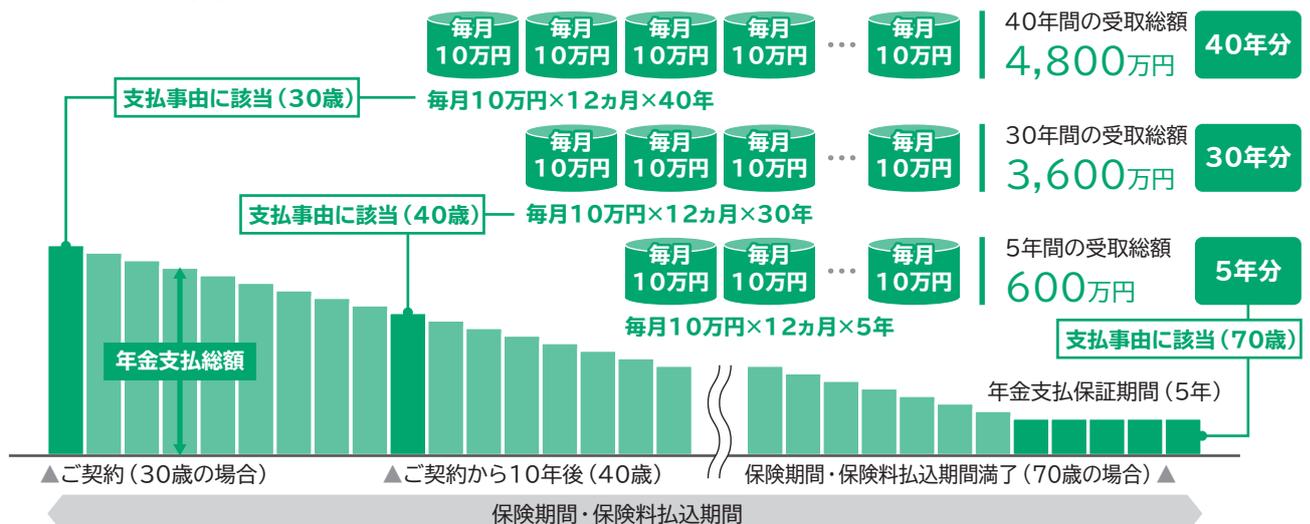
- ・被保険者が保険期間中に死亡したときに、その後の年金支払期間中、遺族年金をお支払いします。
- ・被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったときに、その後の年金支払期間中、高度障害年金をお支払いします。
- ・リビング・ニーズ特約(17)が付加されます。  
※詳しくは、33 ページ「リビング・ニーズ特約(17)の特徴」をお読みください。
- ・被保険者が、責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害が原因で、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害状態になったときに、その後の保険料の払い込みを免除します。
- ・解約払戻金はありません。
- ・配当金はありません。

### ■しくみ図

- ・保険期間のタイプは、「有期」のうちの「全期タイプ」です。
- ・「年金支払保証期間」は 5 年です。

■保険期間のタイプ：有期（全期タイプ）  
保険料払込期間のタイプ：有期払込タイプ

◆年金月額10万円の場合



### ■お支払いする保険金などについて

#### <遺族年金>

- 保険金などをお支払いする場合（支払事由）

被保険者が保険期間中に死亡したとき

- お支払いする金額  
遺族年金月額
- 受取人  
遺族年金受取人

### <高度障害年金>

- 保険金などをお支払いする場合（支払事由）

被保険者が責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じです。）以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき。

責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後に生じた傷害または疾病\*1を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

- \*1 責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

- お支払いする金額  
高度障害年金月額
- 受取人  
被保険者

#### 【ご注意】

- ・高度障害年金をお支払いする前に、遺族年金の支払請求を受け、遺族年金をお支払いする場合は、高度障害年金はお支払いしません。
- ・高度障害年金をお支払いした場合は、その後に遺族年金の支払請求を受けても、遺族年金はお支払いしません。
- ・遺族年金または高度障害年金をお支払いした場合は、その支払事由が生じた日以後、保険料の払い込みは不要となります。また、その支払事由が生じた時に、この保険契約にかかわる一切の権利義務は受取人に承継されます。

※保険金などが支払われない場合については、37 ページ「保険金などをお支払いできない場合」をお読みください。

#### ■年金の支払日と支払期間について

##### (1)年金支払日

- ・第1回年金 : 年金の支払事由発生日
- ・第2回目以降の年金 : 第1回年金の支払日の月単位の応当日（応当日がないときは、その月の末日）

##### (2)年金支払保証期間

年金をお支払いする最低の支払期間を「年金支払保証期間」といいます。  
この保険の年金支払保証期間は5年です。

### (3)年金支払期間

第1回年金の支払日から、この保険の保険期間満了日まで、年金の支払事由発生日の月単位の応当日に基本年金月額をお支払いします。

ただし、この期間が年金支払保証期間に満たない場合は、年金支払保証期間とします。

#### ■年金のお受け取り方法について

収入保障保険の年金のお受け取りについては、毎月受け取る方法のほか、年金支払期間中、将来の年金の受け取りに代えて、未払年金の現価の全部または一部に相当する金額を一時金として受け取る方法があります。

## 医療保険のしくみと特徴

### ■正式名称

無解約払戻金型医療保険

### ■特徴

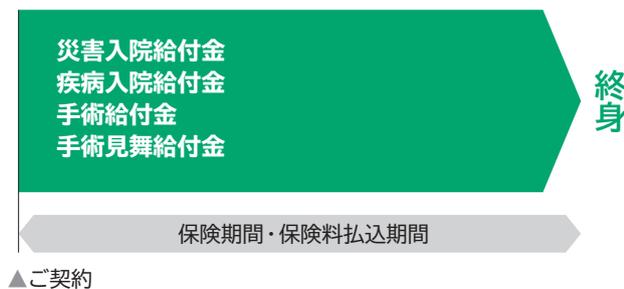
- ・被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病が原因で5日以上の継続した入院をしたときに、災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いします。
- ・被保険者が所定の手術を受けたときに、手術給付金または手術見舞給付金をお支払いします。
- ・被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに、入院給付日額の10倍の死亡給付金をお支払いします（保険期間のタイプが「終身」で、保険料払込期間のタイプが「有期払込タイプ」の場合のみ）。
- ・先進医療特約(17)を付加できます。  
※詳しくは、35 ページ「[先進医療特約\(17\)の特徴](#)」をお読みください。
- ・次に該当した場合、その後の保険料の払い込みを免除します。
  - ・被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または疾病が原因で、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき
  - ・被保険者が、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害が原因で、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害状態になったとき
- ・保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間満了後は死亡給付金と同額の解約払戻金をお支払いします（保険期間のタイプが「終身」で、保険料払込期間のタイプが「有期払込タイプ」の場合のみ）。
- ・配当金はありません。

### ■しくみ図

- ・保険期間のタイプは「終身」、または「有期」のうちの「全期タイプ」「更新タイプ」のいずれかです。

#### ■保険期間のタイプ：終身

保険料払込期間のタイプ：終身払込タイプ



- 保険期間のタイプ: 終身  
保険料払込期間のタイプ: 有期払込タイプ



※被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに、入院給付日額の10倍相当額の死亡給付金をお支払いします。

- 保険期間のタイプ: 有期 (全期タイプ)  
保険料払込期間のタイプ: 有期払込タイプ



- 保険期間のタイプ: 有期 (更新タイプ)  
保険料払込期間のタイプ: 有期払込タイプ



※更新の取り扱いについては、49 ページ「更新について (保険期間のタイプが「更新タイプ」の場合)」をお読みください。

## ■ お支払いする保険金などについて

### <災害入院給付金>

#### ● 保険金などをお支払いする場合 (支払事由)

被保険者が保険期間中に次の入院をしたとき

- (1) 責任開始期 (復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じです。) 以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因とする入院であること
- (2) その入院が(1)の事故の日からその日を含めて、180 日以内に開始したものであること
- (3) その入院が傷害の治療を目的とした病院または診療所への入院であり、かつ、5 日以上継続した入院\*1 であること

- \* 1 次のどちらにも該当する転入院または再入院は、継続した 1 回の入院とみなします。
  - ・ 退院日の翌日からその日を含めて 31 日以内の転入院または再入院であること
  - ・ 入院の直接の原因が同一であると当社が認めたもの

●お支払いする金額

同一の不慮の事故による入院 1 回につき、  
 (入院給付日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めて 4 日)

●受取人

被保険者

<疾病入院給付金>

●保険金などをお支払いする場合 (支払事由)

被保険者が保険期間中に次の入院をしたとき\*2

- (1) 責任開始期以後に生じた疾病 (異常分娩を含みます。以下同じです。) を直接の原因とする入院であること
- (2) その入院が疾病の治療を目的とした、病院または診療所への入院であり、かつ、5 日以上継続した入院\*1 であること

\* 2 次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。

- ・ 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院
- ・ 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院

●お支払いする金額

入院 1 回につき、  
 (入院給付日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めて 4 日)

●受取人

被保険者

<手術給付金>

●保険金などをお支払いする場合 (支払事由)

被保険者が保険期間中に、次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき

- (1) 責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること
  - ① 疾病
  - ② 不慮の事故による傷害
  - ③ 不慮の事故以外の外因による傷害
- (2) その手術が治療を直接の目的とすること
- (3) その手術が病院または診療所における手術であること
- (4) その手術が手術給付金の対象となる所定の手術であること

●お支払いする金額

手術 1 回につき、入院給付日額の 10 倍相当額

●受取人

被保険者

## <手術見舞給付金>

### ●保険金などをお支払いする場合（支払事由）

被保険者が保険期間中に、次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき。ただし、手術給付金が支払われる場合を除きます。

(1)責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること

- ①疾病
- ②不慮の事故による傷害
- ③不慮の事故以外の外因による傷害

(2)その手術が治療を直接の目的とすること

(3)その手術が病院または診療所における手術であること

(4)その手術が手術見舞給付金の対象となる所定の手術であること

(5)その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為または歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為であること。

ただし、次を除きます。

- ①傷の処理（創傷処理、デブリードマン）
- ②切開術（皮膚、鼓膜）
- ③骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ④抜歯
- ⑤異物除去（外耳、鼻腔内）
- ⑥鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ⑦魚の目、タコ手術後縫合（鶏眼・胼胝切除後縫合）
- ⑧会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）
- ⑨眼球または眼球付属器について次の手術
  - ・麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼腫瘍切開術および外眦切除術
  - ・睫毛電気分解術（毛根破壊）
  - ・角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術

### ●お支払いする金額

手術 1 回につき、入院給付日額の 5 倍相当額

### ●受取人

被保険者

## <死亡給付金>

### ●保険金などをお支払いする場合（支払事由）

被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（保険期間のタイプが「終身」で、保険料払込期間のタイプが「有期払込タイプ」の場合のみ）

### ●お支払いする金額

入院給付日額の 10 倍相当額

### ●受取人

死亡給付金受取人

**【ご注意】****■災害入院給付金・疾病入院給付金について**

- ・入院給付金の給付限度の型には、30日型、60日型、120日型があり、保険契約者が保険締結の際、選択するものとします。選択した給付限度の型は変更することができません。また、いずれの型も入院給付金の通算給付限度は支払日数1,000日とします。
- ・災害入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じたときには、その重複した入院日数については、災害入院給付金をお支払いし、疾病入院給付金はお支払いしません。
- ・災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の原因となった不慮の事故が同一であるときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ・疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害が、同一または医学上重要な関係にあると当社が認めたときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、新たな入院とみなします。
- ・美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院などは「治療を目的とする入院」に該当しません。
- ・保険契約を更新する場合は、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱い、各給付金の1入院あたり給付限度および通算給付限度は、更新前にお支払いした各給付金の支払日数を通算します。
- ・災害入院給付金および疾病入院給付金のいずれも通算給付限度までお支払いした場合、次回更新はできません。

**■手術給付金・手術見舞給付金について**

- ・治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられても手術給付金または手術見舞給付金は支払いません。
- ・一部の手術（ファイバースコープによる手術など）については、施術の開始日から60日の間に1回の給付限度があります。
- ・美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
- ・手術給付金の対象となる手術、または手術見舞給付金の対象となる手術を、それぞれ同時に2種類以上受けられた場合には、1回の手術とみなして、手術給付金または手術見舞給付金をお支払いします。
- ・同時に受けた他の手術について、手術給付金が支払われる場合は、手術見舞給付金は支払いません。
- ・手術見舞給付金の支払事由に該当する同一の手術を2回以上受け、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるときは、最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とし、1回の手術とみなして手術見舞給付金をお支払いします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
- ・当社は医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料の算定される手術の種類が変更される場合など、公的医療保険制度の改正が行われた場合で、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、手術見舞給付金の支払事由を変更することがあります。

※保険金などが支払われない場合については、37ページ「保険金などをお支払いできない場合」をお読みください。

## ガン診断給付保険のしくみと特徴

### ■正式名称

無解約払戻金型ガン診断給付保険

### ■特徴

- ・ガン給付の責任開始日以後、保険期間中に被保険者が所定の悪性新生物（以下「ガン」といいます。）  
\*1に生まれて初めて罹患し、医師によって診断確定されたときにガン診断給付金をお支払いします。
  - \* 1 上皮内ガン（大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含む）および皮膚ガン（皮膚の悪性黒色腫を除く皮膚のその他の悪性新生物）は対象とはなりません。
- ・被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに、ガン診断給付金の10%相当額の死亡給付金をお支払いします（保険期間のタイプが「終身」で、保険料払込期間のタイプが「有期払込タイプ」の場合のみ）。
- ・次に該当した場合、その後の保険料の払い込みを免除します。
  - ・被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または疾病が原因で、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき
  - ・被保険者が、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害が原因で、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害状態になったとき
- ・保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間満了後は死亡給付金と同額の解約払戻金をお支払いします（保険期間のタイプが「終身」で、保険料払込期間のタイプが「有期払込タイプ」の場合のみ）。
- ・配当金はありません。

### ■しくみ図

- ・保険期間のタイプは「終身」、または「有期」のうちの「全期タイプ」「更新タイプ」のいずれかです。

■保険期間のタイプ：終身

保険料払込期間のタイプ：終身払込タイプ



- 保険期間のタイプ：終身  
保険料払込期間のタイプ：有期払込タイプ



※被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに、ガン診断給付金の10%相当額の死亡給付金をお支払いします。

- 保険期間のタイプ：有期（全期タイプ）  
保険料払込期間のタイプ：有期払込タイプ



- 保険期間のタイプ：有期（更新タイプ）  
保険料払込期間のタイプ：有期払込タイプ



※更新の取り扱いについては、49 ページ「更新について（保険期間のタイプが「更新タイプ」の場合）」をお読みください。

## ■ お支払いする保険金などについて

### <ガン診断給付金>

- 保険金などをお支払いする場合（支払事由）

被保険者がガン給付の責任開始日（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際のガ

ン給付の責任開始日をいいます。以下同じです。) \*2以後、保険期間中に所定のガンに生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定\*3されたとき

※次は支払対象のガンに含まれません。

- ・上皮内ガン(大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含む)
- ・皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く皮膚のその他の悪性新生物)

●お支払いする金額

ガン診断給付金額

●受取人

被保険者

\*2 責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

\*3 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### <死亡給付金>

●保険金などをお支払いする場合(支払事由)

被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(保険期間のタイプが「終身」で、保険料払込期間のタイプが「有期払込タイプ」の場合のみ)

●お支払いする金額

ガン診断給付金の10%相当額

●受取人

死亡給付金受取人

#### 【ご注意】

- ・ガン診断給付金をお支払いした場合、保険契約は、被保険者がガン診断給付金の支払事由に該当した時に消滅します。
- ・保険期間中に被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。ただし、ガン給付の責任開始日以後、保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者にガン診断給付金の支払事由に該当する診断があった場合はガン診断給付金をお支払いします。この場合、ガン診断給付金と死亡給付金は重複してお支払いしません。

※保険金などが支払われない場合については、37ページ「保険金などをお支払いできない場合」をお読みください。

## リビング・ニーズ特約(17)の特徴

### ■特約名称

リビング・ニーズ特約(17)

### ■特徴

- ・被保険者の余命が 6 ヶ月以内と判断されたときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金の全部または一部を、リビング・ニーズ保険金としてお支払いします。
- ・この特約は、次の「保険の種類」に自動的に付加されます。  
 終身保険  
 定期保険  
 収入保障保険
- ・この特約に解約払戻金はありません。
- ・この特約に配当金はありません。

### ■お支払いする保険金などについて

#### <リビング・ニーズ保険金>

##### ●保険金などをお支払いする場合（支払事由）

保険期間中に医師の診断書などで保険会社により、被保険者の余命が 6 ヶ月以内と判断されたとき

##### ●お支払いする金額

指定保険金額  
 （主契約の死亡保険金額<sup>\*1・2</sup>のうち、リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額）

から、

リビング・ニーズ保険金の請求日から 6 ヶ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額

を差し引いた金額

※お支払いする金額は、死亡保険金額<sup>\*1・2</sup>の範囲内、かつ、3,000 万円<sup>\*3</sup>を限度とします。

- \* 1 主契約が収入保障保険の場合は、「リビング・ニーズ保険金の請求日から 6 ヶ月後の月単位の応当日における主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金現価」と読み替えます。
- \* 2 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場で、この特約を複数の特定契約に付加する場合は、各特定契約の死亡保険金を合算した金額とします。
- \* 3 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場で、この特約を複数の特定契約に付加する場合でも、同一の被保険者にお支払いする金額の限度は 3,000 万円となります。

##### ●受取人

被保険者

### 【ご注意】

- ・保険期間の満了前1年間はリビング・ニーズ保険金の請求はできません。  
(主契約が更新される場合を除きます。)
- ・主契約の死亡保険金額の全部が「指定保険金額」として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合、主契約と特約は消滅します。この場合、解約払戻金はお支払いしません。
- ・主契約の死亡保険金額の一部が「指定保険金額」として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合、主契約は「指定保険金額」分だけ減額されたものとし、この場合、減額された分の解約払戻金はお支払いしません。  
主契約が収入保障保険の場合は「指定保険金額」分（指定された年金現価部分）の割合に応じて年金月額が減額されたものとし、この場合、減額された分の解約払戻金はお支払いしません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合は、その後に主契約の保険金などの支払請求を受けても、「指定保険金額」に相当する保険金額はお支払いしません。
- ・主契約の保険金などをお支払いする場合は、その後にリビング・ニーズ保険金の支払請求を受けてもお支払いしません。
- ・複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合で、この特約を複数の特定契約に付加している場合、リビング・ニーズ保険金の支払請求があったときは、当社の定める範囲内でお支払いします。

※保険金などが支払われない場合については、37 ページ「保険金などをお支払いできない場合」をお読みください。

## 先進医療特約(17)の特徴

### ■特約名称

先進医療特約(17)

### ■特徴

- ・被保険者が先進医療による療養を受けたときに、所定の範囲内で、先進医療の技術料と同額の先進医療給付金をお支払いします。
- ・この特約は、次の「保険の種類」に付加できます。  
医療保険
- ・主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料の払い込みが免除される場合は、この特約の保険料の払い込みも免除します。
- ・この特約に解約払戻金はありません。
- ・この特約に配当金はありません。

### ■お支払いする保険金などについて

#### <先進医療給付金>

##### ●保険金などをお支払いする場合（支払事由）

被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす療養を受けたとき

(1)この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じです。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること

①疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める異常分娩を含みます。以下同じです。）

②主約款に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害

③不慮の事故以外の外因による傷害

(2)所定の先進医療による療養であること

##### ●お支払いする金額

先進医療に係る技術料\*1と同額。

ただし、その額が500万円を超える場合は、500万円とします（お支払額を通算して1,000万円限度）。

##### \*1 次の費用は対象外です。

- ・公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担分を含む。）
- ・先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療に係る技術料以外の費用

##### ●受取人

被保険者

#### 【ご注意】

- ・この特約を更新する場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱い、

- 先進医療給付金の通算支払限度は、更新前にお支払いした先進医療給付金の支払額を通算します。
- 先進医療給付金を通算して支払限度までお支払いした場合、この特約の次回更新はできません。
  - 当社は公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金の支払事由を変更することがあります。
  - 同一の被保険者において、先進医療給付を行う当社の特約（先進医療特約(17)、満期保険金付先進医療特約、先進医療特約、団体信用生命保険ガン先進医療特約、など）を重複して付加することはできません。

※保険金などが支払われない場合については、[37 ページ「保険金などをお支払いできない場合」](#)をお読みください。

## 保険金などをお支払いできない場合

次に該当する場合は、当社は保険金などをお支払いしません。

※保険料の払い込みを免除しない場合については、46 ページ「保険料の払い込みの免除について」をお読みください。

### 1. 支払事由に該当しても保険金などをお支払いできない場合（免責事由）

それぞれの「保険の種類」の各保険金などについて、次のいずれかに該当する場合は保険金などをお支払いできません。

保険金などの種類		保険金などをお支払いできない場合（免責事由）
終身保険	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任開始期*1の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</li> <li>●保険契約者または死亡保険金受取人の故意</li> </ul>
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意</li> </ul>
定期保険	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</li> <li>●保険契約者または死亡保険金受取人の故意</li> </ul>
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意</li> </ul>
収入保障保険	遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</li> <li>●保険契約者または遺族年金受取人の故意</li> </ul>
	高度障害年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意</li> </ul>
リビング・ニーズ特約(17)	リビング・ニーズ保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意</li> </ul>
医療保険	災害入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>●被保険者の犯罪行為</li> <li>●被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病入院給付金</li> <li>・手術給付金</li> <li>・手術見舞給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>●被保険者の犯罪行為</li> <li>●被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>●被保険者の薬物依存</li> </ul>

	死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</li> <li>●保険契約者または死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡</li> </ul>
先進医療特約(17)	先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>●被保険者の犯罪行為</li> <li>●被保険者の精神障害を原因とする事故</li> <li>●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>●被保険者の薬物依存</li> </ul>
ガン診断給付保険	ガン診断給付金	●ガン給付の責任開始日前に、ガンに罹患していた場合
	死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</li> <li>●保険契約者または死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡</li> </ul>

\* 1 復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じです。

## 2. 保険金などを削減してお支払いするか、またはお支払いしない場合

- (1) 「戦争その他の変乱」が原因で支払事由に該当した場合、該当した被保険者の数の増加が各保険契約および特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の保険金などを削減してお支払いすることがあります。

### 終身保険

- ・死亡保険金
- ・高度障害保険金

### 定期保険

- ・死亡保険金
- ・高度障害保険金

### 収入保障保険

- ・遺族年金
- ・高度障害年金

### リビング・ニーズ特約(17)

- ・リビング・ニーズ保険金

- (2) 「地震、噴火または津波」もしくは「戦争その他の変乱」が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加が各保険契約および特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の保険金などを削減してお支払いするか、その全額をお支払いしないことがあります。

### 医療保険

- ・災害入院給付金
- ・疾病入院給付金
- ・手術給付金
- ・手術見舞給付金

### 先進医療特約(17)

- ・先進医療給付金

### 3. 責任開始期前に傷害または疾病が生じている場合

責任開始期前に生じた傷害、疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因を原因として、責任開始期以後に支払事由に該当した場合は、次の保険金などをお支払いできません。

終身保険

- ・高度障害保険金

定期保険

- ・高度障害保険金

収入保障保険

- ・高度障害年金

医療保険

- ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金 ・手術見舞給付金

先進医療特約(17)

- ・先進医療給付金

※ただし、次のような場合には、責任開始期前に生じた原因を、責任開始期以後に生じたものとみなして保険金などをお支払いします。

- ①責任開始期前に生じた原因について、当社が告知などにより知ったうえで、保険契約をお引き受けした場合
- ②責任開始期前に生じた原因について、被保険者が責任開始期前に医師の診察や健康診断などを受けたことがなく、かつ、保険契約者または被保険者が責任開始期前に認識または自覚していなかった場合
- ③責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始、または手術を受けた、または先進医療による療養を受けた場合

### 4. 告知いただいた内容が事実と異なり、「告知義務違反」で保険契約または特約が解除された場合

告知書に記載されている告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合には、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。この場合、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除を行いません。

### 5. 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合

次のいずれかによって保険契約の締結または復活が行われたときは、保険契約は取り消しまたは無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1)保険契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺
- (2)保険契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的

## 6. 重大事由により、保険契約または特約が解除された場合

次の事由に該当する場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

(1) 保険契約者、被保険者\*2または保険金などの受取人が、保険金など（保険料の払い込みの免除を含みます。以下、本項において同じです。）を詐取する目的または他人に保険金などを詐取させる目的で、事故招致（未遂を含む）をした場合

\*2 終身保険および定期保険の死亡保険金、収入保障保険の遺族年金、医療保険およびガン診断給付保険の死亡給付金の場合は被保険者を除きます。

(2) 保険金などの請求に関し、保険金などの受取人に詐欺行為（未遂を含む）があった場合

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が反社会的勢力\*3に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*4を有していると認められる場合

\*3 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

\*4 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(5) 上記(1)～(4)のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない(1)～(4)と同等の事由がある場合

※上記(1)～(5)に掲げる事由が生じた後に、保険金などの支払事由または保険料の払い込みの免除事由が生じても、保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除は行いません。この場合、すでに保険金などをお支払いしていた場合は、その返還を請求することができます。また、すでに保険料の払い込みの免除を行っていた場合は、その保険料の払い込みを求めることができます。

※上記(4)の事由にのみ該当した場合で、(4)の事由に該当した者が保険金などの一部の受取人であるときは、保険金などのうち、その受取人にお支払いすることになっていた保険金などを除いた金額を他の受取人にお支払いします。

## 7. 保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した場合

保険料の払い込みがなかったため、保険契約が効力を失っている間に、保険金などの支払事由が生じた場合にはお支払いの対象にはなりません。

## 8. 特別条件が付帯されている場合

医療保険について、「特定疾病・特定部位不担保」などの特別条件をつけて保険契約をお引き受けし、不担保期間中に当該特定疾病・特定部位についての給付金の支払事由が生じた場合にはお支払いの対象にはなりません。

# 保険料の払い込みについて

## 保険料の払込方法

### ■払込方法（回数）の種類

保険料の払い込みには次の方法（回数）があります。

#### (1)月払

月に1回、払込期月中に当社へお払い込みいただく方法です。

#### (2)年払

年に1回、払込期月中に当社へお払い込みいただく方法です。

#### (3)半年払

年に2回、払込期月中に当社へお払い込みいただく方法です。

※複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、すべての特定契約の保険料の払込方法（回数）は同一とします。

※保険料の前納の取り扱いはできません。

### ■払込方法（経路）の種類

保険料の払い込みには次の方法（経路）があります。

#### (1)口座振替で払い込む場合（口座振替扱）

当社が提携している金融機関などの、保険契約者が定めた預金口座から自動的に保険料が当社に振り替えられます。この場合、保険料領収証は発行されませんので、通帳記帳などで確認してください。

#### (2)クレジットカードで払い込む場合（クレジットカード扱）

当社が提携しているクレジットカード発行会社が発行する、保険契約者が指定するクレジットカードで保険料を決済します。この場合、保険料領収証は発行されません。保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。

#### (3)所属団体を經由して払い込む場合（団体扱・集団扱）

勤務先などの団体または集団を經由して保険料をお払い込みください。この場合、領収証を団体に交付し、個々の保険契約者にはお渡ししません。

#### (4)当社への送金で払い込む場合（送金扱）

あらかじめ、当社が発行する払込用紙で、当社指定の金融機関、最寄りのゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアで保険料をお払い込みください。この場合、保険料領収証は発行されませんので、受領証を大切に保管してください。

※複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、すべての特定契約の保険料の払込方法（経路）は同一とします。

## 【ご注意】

### ■口座振替について

#### ・保険料の振替日について

保険料の振替日は、当社と提携する銀行、信用金庫などの各金融機関との間で定めています。ただし、振替日が金融機関などの休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とします。

#### ・第1回保険料の口座振替ができなかった場合について

当社が第1回保険料の口座振替日を保険契約者にご案内した後に、保険契約者が指定する金融機関等により預金口座振替依頼書の不備などの連絡を受け口座振替ができなかった場合には、次の保険料口座振替日に再度保険料の口座振替を行います（月払の場合は、第1回保険料と第2回保険料をあわせて2ヵ月分の口座振替を行います）。

このとき、口座振替ができなかった場合、お申し込みの保険契約は無効となります。

#### ・2回目以降の保険料の口座振替ができなかった場合について

預金残高不足などの理由で振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、再度保険料の口座振替を行います。

月払の場合は、2ヵ月分の保険料をあわせて口座振替を行います。なお、保険料を振替できない場合は、ご契約の効力が失われ、失効となります。

#### ・その他のお願い

保険料は必ず振替日の前日までに指定口座にお預け入れください。

### ■保険料の払込方法（回数）と払込経路の変更

保険料の払込方法（回数）または払込経路の変更を希望される場合は、すみやかに当社までお申し出ください。

保険料の払込方法（回数）または払込経路の変更についてお申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、当社の取り扱いの範囲内で新たな払込方法（回数）または払込経路に変更します。

※複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、すべての特定契約において、同一の変更手続きを行います。一部の特定契約の払込方法（回数）または払込経路だけを変更することはできません。

## 第1回保険料充当金領収証について

保険契約の申し込みに際し、口座振替、クレジットカードなどで払い込みいただいたときは、当社所定の第1回保険料充当金領収証の発行はしません。

## 保険料の払込期月と猶予期間、およびご契約の失効について

保険料を払い込みいただく期間のことを「払込期月」といいます。保険料は、払込期月中にお払い込みください。なお、払込期月中に払い込みがない場合でも、「猶予期間」を設けています。

※複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、払込期月を同一とするすべての特定契約の保険料をあわせてお払い込みください。一部の特定契約の保険料だけを払い込むことはできません。

## ■第1回保険料の払込期月と猶予期間

- 第1回保険料の払込期月 : 責任開始期からその翌月末日まで  
 第1回保険料の猶予期間 : 第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで



第1回保険料の払い込みがないまま猶予期間を過ぎた場合、保険契約は無効となります（保険契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります）。

## ■第2回目以降保険料の払込期月と猶予期間

保険料の払込方法（回数）によって、取り扱いが異なります。

### <月払>

- 第2回目以降保険料の払込期月 : 月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで  
 第2回目以降保険料の猶予期間 : 払込期月の翌月初日から末日まで



### <年払>

- 第2回目以降保険料の払込期月 : 年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで  
 第2回目以降保険料の猶予期間 : 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



### <半年払>

- 第2回目以降保険料の払込期月 : 半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで  
 第2回目以降保険料の猶予期間 : 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



## ■保険契約の失効

第2回目以降保険料の払い込みがないまま猶予期間を過ぎた場合、保険契約は効力を失います。これを「失効」といいます。保険契約が失効した場合、保険金などのお支払いはできません。

※保険契約が失効した場合、解約払戻金があればそれを請求することができます。

### ■保険料の立て替え（自動振替貸付）

この保険契約は、保険料の立て替え（自動振替貸付）はできません。

## ご契約の復活

- 保険契約が失効した場合でも、失効の日から1年以内であれば、保険契約を復活することができます。
- 保険契約を復活させる場合は、「告知」と「失効している期間の保険料とその利息の払い込み」とが必要です。お申し込みの際と同様に告知していただきますので、健康状態などによっては復活できない場合があります。
- 復活を当社が承諾した場合、「告知」と「失効している期間の保険料とその利息の払い込み」とがともに完了した時点が、「保険契約の責任開始期」となります。
- ガン診断給付保険の復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日が「ガン給付の責任開始日」となります。

### 【ご注意】

- ・復活を請求される際の被保険者の健康状態などによっては復活できない場合があります。
- ・すでに解約払戻金のご請求があった場合は、保険契約は復活できません。

## 保険料期間

払い込まれた保険料が充当される期間を「保険料期間」といいます。  
「保険料期間」は、契約応当日から次の契約応当日の前日までの期間です。

### <月払の例>



### <年払の例>



### <半年払の例>



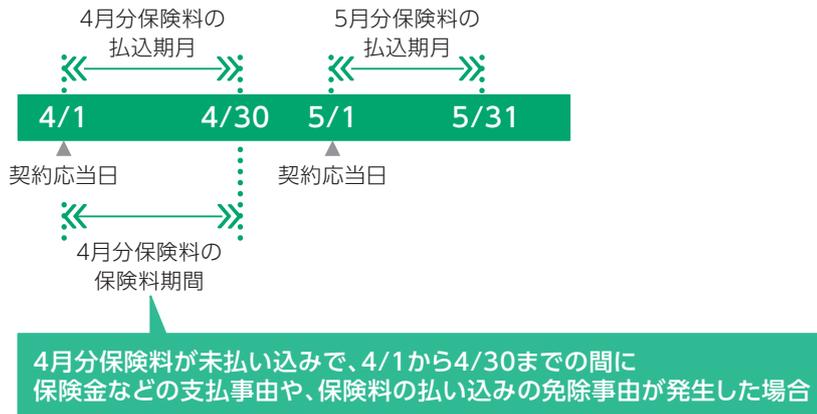
# 保険金などのお支払いや、保険料の払い込み免除の際に未払込保険料がある場合

## 1. 保険料が未払いの場合

保険金などの支払事由が発生した日の属する保険料期間の保険料の払い込みを当社が確認できる前に、保険金などをお支払いするときは、その未払込保険料\*1を保険金などから差し引きます。

また、保険料の払い込みの免除事由が発生した日の属する保険料期間の保険料の払い込みを当社が確認できる前に、保険料の払い込み免除を行うときは、その未払込保険料\*1をお払い込みいただきます。

<月払の例>

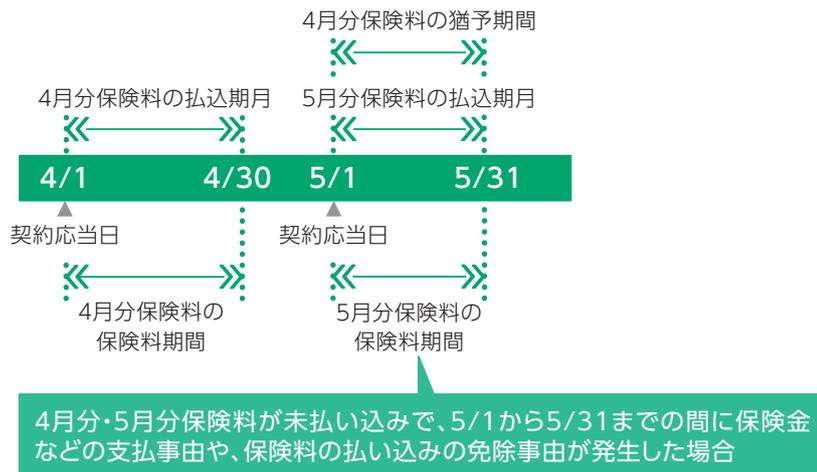


## 2. 猶予期間中の場合

猶予期間中の契約応当日以後に、保険金などの支払事由が発生し、その時すでに到来している保険料期間の保険料の払い込みを当社が確認できる前に保険金などをお支払いするときは、その未払込保険料\*1を保険金などから差し引きます。

また、猶予期間中に保険料の払い込みの免除事由が発生し、その時すでに到来している保険料期間の保険料の払い込みを当社が確認できる前に、保険料の払い込み免除を行うときは、その未払込保険料\*1をお払い込みいただきます。

<月払の例>



\* 1 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合は、すべての特定契約の未払込保険料となります。

### 【ご注意】

収入保障保険または医療保険の上記1・2において、保険金などをお支払いする場合で保険金などの金額が未払込保険料に不足する場合には、猶予期間満了日までに未払込保険料をお払い込みください。未払込保険料の払い込みがない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効となり、保険金などはお支払いできません。

## 保険契約の消滅などによる、保険料の払い戻し

■保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払い込みが不要となった場合には、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし保険金などのお支払いがある場合は、保険金などとともに保険金などの受取人に払い戻します。

■年払契約で保険料が払い込まれた後、保険料期間末日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払い込みが不要となった場合には、未経過期間\*1に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金などのお支払いがある場合は、保険金などとともに保険金などの受取人に払い戻します。

\*1 保険契約が消滅した日または保険料の払い込みが不要となった日から保険料期間末日までが1ヵ月以上の期間をいいます。1ヵ月未満は切り捨てます。

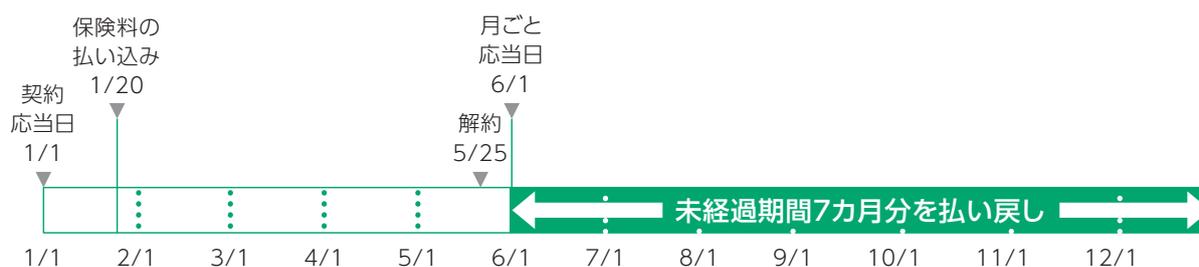
### 保険契約の消滅などによる払い戻しの例

#### 【年払契約】

- 契約応当日:1/1
- 月ごとの応当日:各月1日
- 保険料の払い込み:1/20
- 解約日:5/25

保険料の払い込みが不要となった日は、保険契約を解約した5/25であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6/1。

従って、6/1から12/31までの7ヵ月分の保険料相当額を払い戻します。



## 保険料の払い込みの免除について

### ■終身保険、定期保険、収入保障保険

(1)保険料の払い込みが免除される場合（保険料の払い込みの免除事由）

被保険者が、主契約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害が原因で、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態になったとき

## (2)保険料の払い込みが免除されない場合

被保険者が次のいずれかにより保険料の払い込みの免除事由に該当した場合は、保険料の払い込みを免除しません。

- ①保険契約者または被保険者の故意、または重大な過失によるとき
- ②被保険者の犯罪行為によるとき
- ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦被保険者が次のいずれかにより所定の身体障害の状態に該当した場合、該当した被保険者の数の増加が各保険のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額について払い込みを免除しない場合があります。
  - ・地震、噴火または津波によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

## ■医療保険、ガン診断給付保険

### (1)保険料の払い込みが免除される場合（保険料の払い込みの免除事由）

- ①被保険者が、主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病が原因で、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき
- ②被保険者が、主契約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害が原因で、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態になったとき

### (2)保険料の払い込みが免除されない場合

被保険者が次のいずれかに該当した場合は、保険料の払い込みを免除しません。

- ①被保険者が次により高度障害状態に該当したとき
  - ・保険契約者または被保険者の故意
- ②被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当したとき
  - ・保険契約者または被保険者の故意、または重大な過失によるとき
  - ・被保険者の犯罪行為によるとき
  - ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
  - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - ・被保険者が次の (b) により所定の高度障害状態に該当した場合、(a) または (b) により所定の身体障害の状態に該当した場合、該当した被保険者の数の増加が各保険のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額について払い込みを免除しない場合があります。
    - (a) 地震、噴火または津波によるとき
    - (b) 戦争その他の変乱によるとき

### 【ご注意】

保険料の払い込みが免除された保険契約については、保険料の払い込みの免除事由の発生以後、下記は取り扱いません。

- ・保険料の払込方法（回数）の変更
- ・保険金などの額の減額
- ・払済保険への変更

※告知義務違反や重大事由により保険契約や特約が解除された場合も、保険料の払い込みを免除しません。保険料の払い込みを免除しない場合については、[37 ページ「保険金などをお支払いできない場合」](#)もあわせてお読みください。

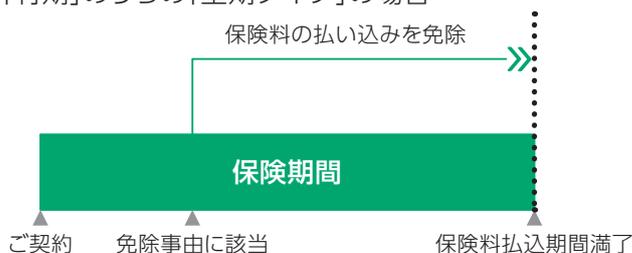
### ■保険料の払い込みが免除される期間

保険料の払い込みが免除される期間は、保険料払込期間が満了する日までです。（保険期間のタイプが「有期」のうちの「更新タイプ」の場合は、自動更新の上限年齢に達する契約応当日の前日までとなります。）

#### ■ 終身の場合



#### ■ 「有期」のうちの「全期タイプ」の場合



#### ■ 「有期」のうちの「更新タイプ」の場合



# ご契約後について

## 更新について（保険期間のタイプが「更新タイプ」の場合）

保険期間が満了する際に、診査や告知をしないで保障を継続することを更新といいます。所定の上限年齢までは、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に自動的に更新します。更新を希望しない場合は、更新前の保険契約の保険期間満了日の2ヵ月前までに、保険契約者から当社に継続しない旨をお申し出ください。

更新のイメージ

保険期間は一定期間ごとに更新されます。



■更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同じです。

ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合は、80歳を限度として保険期間を短縮して更新します。

■更新後の保険金などの額は、更新前と同額です。ただし、保険料の払い込みが免除されていない場合は、保険期間満了日の2ヵ月前までに保険契約者から申し出があれば、当社の定める範囲内で保険金などの額を減額することができます。

■更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の満年齢と保険料率で計算します。同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。

■この保険に付加されている特約の更新については、主契約と同様の取り扱いとなります。

ただし、先進医療特約(17)の更新後の保険期間満了日が、主契約の保険料払込期間満了日を超える場合は、主契約の保険料払込期間満了日までこの特約の保険期間を短縮して更新します。

また、主契約の保険料払込期間満了後に先進医療特約(17)を更新する場合は、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。

■更新後の保険契約には、更新日の普通保険約款と特約条項を適用します。

### 【ご注意】

次の場合は更新できません。

- ①保険期間のタイプが「終身」または「有期」のうちの「全期タイプ」の保険契約である場合
- ②保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
- ③更新後の保険契約および特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が、当社の定める範囲を超えるとき
- ④更新後の第1回保険料が、更新日の属する月の末日までに払い込まれなかったとき
- ⑤更新日に、当社が保険契約および特約の締結を取り扱っていないとき。この場合、更新の取り扱いに準じて、保障内容が同様である、当社が定める他の保険契約および特約に更新します。
- ⑥保険契約に特別条件が適用されているとき。ただし、次の場合は除きます。

- ・保険金削減支払法における削減期間満了後である場合（定期保険）
- ・特定疾病・特定部位不担保法のみが適用されている場合（医療保険、先進医療特約(17)）
- ⑦医療保険については、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数のいずれもが通算給付限度に達しているとき
- ⑧先進医療特約(17)については、先進医療給付金を通算支払限度までお支払いしているとき

## 保障内容の見直しについて

保険契約のご契約後も、お客さまのライフプランやニーズの変化に合わせて、保障内容を見直すことができます。

保障内容の見直しには次のような方法がありますので、ご契約を有効にご継続ください。なお、保険料自動振替貸付の制度はありませんので、ご注意ください。

### 1. 保険金などの減額

- 保険金などを減額し、保険料のご負担を少なくすることができます。
- 減額後の保険金などの金額が当社の定める限度を下回る場合は、減額はできません。
- 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、特定契約の保険金などの額を所定の範囲内で減額することができます。

#### 【ご注意】

- ・減額後は、元の保険金などの金額に戻すことはできません。
- ・延長保険への変更、保険期間・保険料払込期間の変更はできません。
- ・収入保障保険は、年金の支払事由発生後に年金月額を減額することはできません。
- ・複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合で、通算口数による保険料の割り引きが適用されている場合は、減額後、保険料の割り引き額が変わる場合があります。

### 2. 払済保険への変更（終身保険の場合）

- 保険料の払い込みを中止して払済保険に変更したうえで、保険契約を継続することができます。
- 解約払戻金を一時払の保険料に充て、保険料払込済の保険契約に変更します。この場合、通常、保険金などの額は小さくなります。
- 払済保険金額は、払済保険に変更する保険契約の解約払戻金額、払済保険への変更日における被保険者の年齢および契約日時点の保険料率により計算します。
- 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、一部の保険契約だけを払済保険に変更することができます。

#### 【ご注意】

- ・この制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要です。また、この制度を利用できる「保険の種類」は、終身保険のみです。
- ・払済保険への変更をご希望の場合、その時点での取り扱いをご案内いたしますので、当社までお申し出ください。なお、お申し出いただいたときに当社がこの制度を取り扱っていない場合は、利用できません。
- ・次に該当する場合、払済保険への変更はできません。
  - ・払済保険へ変更した後の保険金などの額が、当社の定める限度を下回る場合
  - ・特別条件が適用されている場合で、次のいずれかに該当する場合

- ・ 保険金削減期間中
  - ・ 特別保険料払込期間中
  - ・ 特定高度障害不担保期間中
- ・ 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合で、通算口数による保険料の割り引きが適用されている場合は、一部の保険契約を払済保険に変更した後、保険料の割り引き額が変わる場合があります。

## 契約者貸付について

契約者貸付の制度はありません。

## ご契約の解約と解約払戻金について

■ 保険契約を解約する場合は、保険契約者ご本人が当社へ申し出ていただき、必要書類を提出してください。

※ 収入保障保険は、年金の支払事由発生後に保険契約を解約することはできません。

※ 保険料の払い戻しについては、46 ページ「[保険契約の消滅などによる、保険料の払い戻し](#)」をお読みください。

■ 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、その複数の特定契約について全部を解約することができます。また、所定の範囲内で、一部の特定契約だけを解約することもできます。

※ 複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合で、通算口数による保険料の割り引きが適用されている場合は、一部の特定契約を解約した後、保険料の割り引き額が変わる場合があります。

■ 保険契約を解約する場合、解約払戻金があるときは、当社はお支払いします。

それまで払い込みいただいた保険料の一部は、保険金などのお支払いや、保険契約の締結・維持などの経費にあてられるため、解約払戻金は多くの場合、それまでに払い込みいただいた保険料の合計よりも少ない金額です。なお、解約払戻金の額は「保険の種類」などによって異なりますので、下記をご確認ください。

### (1) 終身保険

#### ① 「保険料払込期間中」に解約した場合

この終身保険は、「保険料払込期間中」と同一の期間を「低解約払戻金期間」とし、その期間中の解約払戻金の割合（低解約払戻金割合）を通常の70%に設定しています。そのため、保険料払込期間中の解約払戻金は、通常の解約払戻金よりも金額が少なくなります。特に、ご契約をした後、短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あったとしてもごくわずかな金額です。

#### ② 「保険料払込期間満了後」に解約した場合

通常の解約払戻金と同等の金額ですが、多くの場合、それまでに払い込みいただいた保険料の合計よりも少ない金額です。

### (2) 医療保険、ガン診断給付保険

#### ① 「保険料払込期間中」に解約した場合

解約払戻金はありません。

- ②「保険料払込期間満了後」に解約した場合（保険期間のタイプが「終身」で、保険料払込期間のタイプが「有期払込タイプ」の場合のみ）

死亡給付金額と同じ金額を、解約払戻金としてお支払いします。

ただし、それまでの保険料がすべて払い込まれている必要があります。

### (3)定期保険、収入保障保険

解約払戻金はありません。

### 保険の種類ごとの解約払戻金の額

保険の種類	解約払戻金の額	
	保険料払込期間中に解約した場合	保険料払込期間満了後に解約した場合
終身保険	通常の解約払戻金の70%	通常の解約払戻金と同等の額
定期保険	なし	なし
収入保障保険	なし	なし
医療保険	なし	死亡給付金額と同額 (入院給付日額×10)
ガン診断給付保険	なし	死亡給付金額と同額 (ガン診断給付金×10%)

※生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、継続されることをおすすめします。

また、解約をしないで保険料の負担を軽減する方法については、50 ページ「保障内容の見直しについて」をご参照ください。

## 被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、次のいずれかの事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者からの解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。

1. 保険契約者または保険金などの受取人が当社に保険金などの支払いを行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
2. 保険金などの受取人が当該生命保険契約に基づく保険金などの支払請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
3. 上記1・2のほか、被保険者の保険契約者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
4. 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約の申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## 保険金などの受取人による保険契約の存続（介入権）について

### ■差押債権者、破産管財人などによる解約

保険契約者が財産の差し押さえを受けた場合の差押債権者や、保険契約者が破産手続を開始した場合の破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1ヵ月を経過した日に効力が生じます。

### ■保険金などの受取人による保険契約の存続（介入権）

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金などの受取人は保険契約を存続させることができます。

- ①保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

なお、保険金などの受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- (1)保険契約者の同意を得ること
- (2)解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
- (3)上記(2)について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

## 保険金などのご請求、および保険料の払い込み免除のご請求の手続きについて

### 1. 保険金などのご請求、保険料の払い込み免除のご請求

次の場合は、すみやかに当社へご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。当社所定の書類については、約款の別表に記載されています。

#### (1)次の保険金などの支払事由が生じた場合

終身保険

- ・死亡保険金
- ・高度障害保険金

定期保険

- ・死亡保険金
- ・高度障害保険金

#### 収入保障保険

- ・遺族年金
- ・高度障害年金

#### リビング・ニーズ特約(17)

- ・リビング・ニーズ保険金

#### 医療保険

- ・災害入院給付金
- ・疾病入院給付金
- ・手術給付金
- ・手術見舞給付金
- ・死亡給付金

#### 先進医療特約(17)

- ・先進医療給付金

#### ガン診断給付金

- ・ガン診断給付金
- ・死亡給付金

### (2)保険料の払い込み免除事由が生じた場合

## 2. 保険金などのお支払期限、保険料の払い込み免除の期限

保険金などのご請求があった場合、当社は、不備のない請求書類が当社に到着した日からその日を含めて5営業日以内に、保険金などをお支払いします。

保険料の払い込みの免除のご請求があった場合は、当社は、不備のない請求書類が当社に到着した日からその日を含めて5営業日以内に、保険料の払い込みの免除を行います。

ただし、次の場合、保険金などのお支払期限と保険料の払い込み免除の期限は、次のとおりです。

### (1)保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除のために確認・照会・調査が必要な次の場合

- ・・・不備のない請求書類が当社に到着した日からその日を含めて45日以内

- ・保険金などの支払事由、または保険料の払い込みの免除事由の発生の有無の確認が必要な場合
- ・保険金などのお支払いの免責事由、または保険料の払い込みの免除の免責事由に該当する可能性がある場合
- ・ガン診断給付保険について、ガン給付の責任開始日前のガン罹患の可能性がある場合
- ・告知義務違反に該当する可能性がある場合
- ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

### (2)上記(1)の確認のために、特別な照会や調査が必要な次の場合

- ・・・不備のない請求書類が当社に到着した日からその日を含めて180日以内

- ・弁護士法などの法令に基づく照会が必要な場合
- ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合
- ・保険契約者、被保険者または保険金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合
- ・日本国外における調査が必要な場合

※お支払期限を経過して保険金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

※上記(1)、(2)の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険金などのお支払いや、保険料の払い込みの免除を行いません。

#### 【ご注意】

- ・当社は、お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除を行う必要がありますので、保険金などの支払事由や保険料の払い込みの免除事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合にも、すみやかに当社へご連絡ください。
- ・保険金などのご請求や、保険料の払い込み免除のご請求は、ご請求の権利が行使できるようになった時から3年を過ぎると、その権利がなくなりますのでご注意ください。

## 被保険者死亡後の保険金などのご請求について

■被保険者が死亡した場合、被保険者が受取人となっている保険金などについては、被保険者の法定相続人のうち、次の(1)~(4)に定める者を代表者としてご請求ください（その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。）。

### (1)死亡給付金受取人

法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定められた者

### (2)(1)に該当する者がいない場合

この保険契約に指定代理請求特約(17)が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者(被保険者の死亡時において指定代理請求人の要件を満たしていることを要します。)

### (3)(1)および(2)に該当する者がいない場合

戸籍上の配偶者

### (4)(1)~(3)に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定められた者

## ■対象となる保険金など

### 医療保険

- ・災害入院給付金
- ・疾病入院給付金
- ・手術給付金
- ・手術見舞給付金

### 先進医療給付特約(17)

- ・先進医療給付金

### ガン診断給付保険

- ・ガン診断給付金

### 【ご注意】

- ・保険金などを被保険者の法定相続人の代表者にお支払いした場合には、その後重複してその保険金などの請求を受けてもお支払いしません。
- ・故意に保険金などの支払事由を生じさせた者、または故意に被保険者を死亡させた者は、被保険者の法定相続人の代表者として取り扱いません。
- ・保険金などの受取人が法人である場合は、この取り扱いをしません。

## 指定代理請求制度

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、保険金などの受取人である被保険者が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、被保険者に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

### 1. 指定代理請求人について

指定代理請求人は1名とし、次の(1)～(5)の範囲内から指定していただきます。

- (1)主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- (2)主契約の被保険者の直系血族
- (3)主契約の被保険者の兄弟姉妹
- (4)上記(2)、(3)のほか、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
- (5)上記のほか、次の範囲内で当社が認めたる者
  - ①被保険者と同居または生計を一にしている者
  - ②被保険者の財産管理を行っている者
  - ③死亡保険金受取人または遺族年金受取人
  - ④上記①～③と同等の関係にある者

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記(1)～(5)の範囲内で指定代理請求人を変更（撤回を含む）することができます。

※(5)について、お申し込み時または保険金などの請求時に事実関係を確認させていただく場合があります。

### 2. 代理請求が可能な場合について

#### (1)指定代理請求人による代理請求

被保険者が次の①～③のいずれかに該当するときは、あらかじめ指定または変更した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、当社の承諾を得て、被保険者の代理人として保険金などの請求をすることができます。

〈被保険者が保険金などを請求できない事情〉

- ①保険金などの請求を行う意思表示が困難である場合
- ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態である場合

#### (2)指定代理請求人以外による代理請求

被保険者が前記〈被保険者が保険金などを請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、かつ、次の①～③のいずれかに該当するときは被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、被保険者と同居または生計を一にする者）が請求書類とその事情を証明する書類を提出し、当社の承諾を得て、被保険者の代理人として保険金などを請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金などのご請求時において、すでに死亡している場合
- ②指定代理請求人が保険金などのご請求時において、「1 指定代理請求人について」の(1)～(5)の範囲外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

### 3. 代理請求できる保険金などについて

この特約の対象となる保険金などは次のとおりです。

- ・主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金など
- ・主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

#### 【ご注意】

- ・受取人が法人である保険金などについては、この制度による代理請求はできません。
- ・故意に保険金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者、または故意に被保険者を保険金などを請求できない所定の状態に該当させた者は、2 の代理請求を行うことができません。
- ・指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、保険契約の内容および代理請求できる旨を必ずお伝えください。
- ・複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合は、すべての特定契約の指定代理請求人は同一とします。特定契約ごとに異なる指定はできません。

## ご契約内容の変更（各種お手続き）について

次の場合などは、当社までご連絡ください。各種お手続きについての当社所定の書類については、約款の別表に記載されています。ただし、当社は記載以外の書類のご提出を求めたり、一部省略を認めることがありますので、お手続きの必要が生じた場合には、当社までお問い合わせください。お問い合わせの際は保険証券番号をご確認のうえ、原則として保険契約者ご本人からご連絡ください。

### ■保険契約者の変更

保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

- ※収入保障保険は、遺族年金および高度障害年金の支払事由発生後に保険契約者を変更することはできません。
- ※複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、すべての特定契約の保険契約者は同一とします。一部の特定契約の保険契約者だけを変更することはできません。

### ■死亡保険金などの受取人の変更

ここでは、次の保険金などの受取人の変更についてご説明いたします。

- (1)終身保険の死亡保険金受取人
- (2)定期保険の死亡保険金受取人
- (3)収入保障保険の遺族年金受取人
- (4)医療保険の死亡給付金受取人
- (5)ガン診断給付保険の死亡給付金受取人

- ・保険契約者は、次の保険金などの支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、上記(1)～(5)の受取人を変更することができます。その場合は当社へ通知してください。
  - ・終身保険の死亡保険金、高度障害保険金

- ・定期保険の死亡保険金、高度障害保険金
  - ・収入保障保険の遺族年金、高度障害年金
  - ・医療保険の死亡給付金
  - ・ガン診断給付保険の死亡給付金
- ・保険契約者の法律上有効な遺言により、上記(1)～(5)の受取人を変更することもできます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へ通知してください。
  - ・上記(1)～(5)の受取人について、当社が受取人の変更の通知を受ける前に、変更前の受取人に保険金などをお支払いしたときは、その後、変更後の受取人から保険金などの請求を受けても、当社は保険金などを変更後の受取人にお支払いしません。

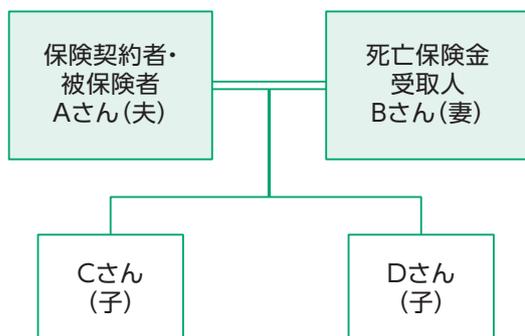
※複数の保険契約を同一の保険証券でお引き受けする場合、すべての特定契約の上記(1)～(5)の受取人は同一とします。一部の特定契約の受取人だけを変更することはできません。

※支払事由発生前に、死亡保険金などの受取人が死亡した場合

- ・上記(1)～(5)の受取人が死亡した場合は、すみやかに当社にご連絡いただき、受取人の変更の手続きをしてください。
- ・上記(1)～(5)の受取人が死亡した時以後、受取人の変更手続きがとられていない間は、受取人の法定相続人が受取人となります。
- ・法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は法定相続割合となります。

<例>

保険契約者・被保険者・・・Aさん  
死亡保険金受取人・・・Bさん



Aさん（被保険者）より先にBさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きをしない間に、Aさんが死亡した場合

→Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は法定相続割合（それぞれ5割ずつ）となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。

#### ■その他の諸変更

- ・保険契約の復活
- ・保険契約の更新
- ・払済保険への変更（終身保険のみの取り扱いです。）
- ・保険金などの減額
- ・改姓

- ・住所変更
  - ・保険証券の再発行
  - ・保険料の払込方法（回数・経路）の変更
  - ・保険契約の解約
- など

#### ■保険証券について

保険証券はご契約後の各種お手続きの際に、必要となることがある重要なものですので、管理には十分ご注意ください。盗用、不正使用その他の事故が発生した場合には、すみやかに当社までご連絡ください。

#### ■お問い合わせ先

商品やご契約内容に関する照会、各種お手続きなどについては下記にてご案内します。

引受保険会社           ：カーディフ生命保険株式会社  
住所                     ：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー9階  
連絡先                 ：カスタマーサービスセンター 0120-901-170  
                              受付時間：9：00～18：00（日・祝日・年末年始を除く月曜日～土曜日）  
ホームページアドレス： <https://life.cardif.co.jp/>

## ライフサイクルプランと税金について

この内容は 2020 年 4 月現在施行中の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。個別の取り扱いなどについては、所轄の税務署などにご確認ください。

### 1. 生命保険料控除について

その年に払い込んだ生命保険契約の保険料の総額に応じた額が、その年の課税所得から控除され、所得税と住民税が軽減できる制度です。

#### (1)対象となる保険契約

納税する人が保険料を払い込み、保険金などの受取人が本人、配偶者、またはその他の親族である保険契約が対象です。

#### (2)対象となる保険料

1 月から 12 月までに払い込んだすべての対象生命保険契約の保険料総額が対象です。

#### (3)適用される保険料控除

次の保険料控除が適用されます。

一般生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 終身保険</li><li>・ 定期保険</li><li>・ 収入保障保険</li></ul>
介護医療保険料控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療保険</li><li>・ 先進医療特約(17)</li><li>・ ガン診断給付保険</li></ul>

#### (4)生命保険料控除のお手続き

生命保険料控除を適用するには、年末調整または確定申告の際に申告が必要です。申告に必要な「生命保険料控除証明書」を当社から保険契約者にお送りします。

#### (5)生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

### <所得税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	(正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円超 80,000円以下	(正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額を合算して、合計 120,000 円が控除額の上限となります。

<住民税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	(正味払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円超 56,000円以下	(正味払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円超	一律 28,000円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額を合算して、合計 70,000円が控除額の上限となります。

2. 保険金などの税法上の取り扱いについて

保険金などを受け取ったときの税金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

(1)死亡保険金、死亡給付金の場合

保険契約者・被保険者・受取人の関係により、次のとおりとなります。

契約内容	例			税金の種類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
保険契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

※保険契約者と被保険者が同一人で、受取人が契約者の法定相続人にあたる場合は、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。

(2)遺族年金の場合

保険契約者・被保険者・受取人の関係により、次のとおりとなります。

契約内容	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	年金受給権取得時	毎年の年金受取時	
保険契約者と被保険者が同一人の場合	相続税 (年金の評価額に対する課税)	所得税 (雑所得)	相続税
保険契約者と受取人が同一人の場合	-		所得税 (一時所得)
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税 (年金の評価額に対する課税)		贈与税

(3)上記(1)(2)以外の保険金などの場合

次の保険金などの受取人が下記に該当する場合、全額非課税となります。

保険金など	高度障害保険金、高度障害年金、リビング・ニーズ保険金、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、手術見舞給付金、先進医療給付金、ガン診断給付金
受取人	主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

## 管轄裁判所について

保険金などのご請求や保険料の払い込み免除のご請求に関する訴訟については、当社の所在地または保険金などの受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

## 苦情・相談窓口とその連絡先について

1. ご契約に関する苦情・相談については、当社カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

引受保険会社                   ： カーディフ生命保険株式会社  
住所                               ： 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー9階  
連絡先                           ： カスタマーサービスセンター 0120-901-170  
                                      受付時間： 9：00～18：00（日・祝日・年末年始を除く月曜日～土曜日）  
ホームページアドレス       ： <https://life.cardif.co.jp/>

2. この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

一般社団法人生命保険協会

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

# お知らせとお願い

## 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1：特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2：破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率<sup>（注1）</sup>を超えていた契約を指します<sup>（注2）</sup>。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝

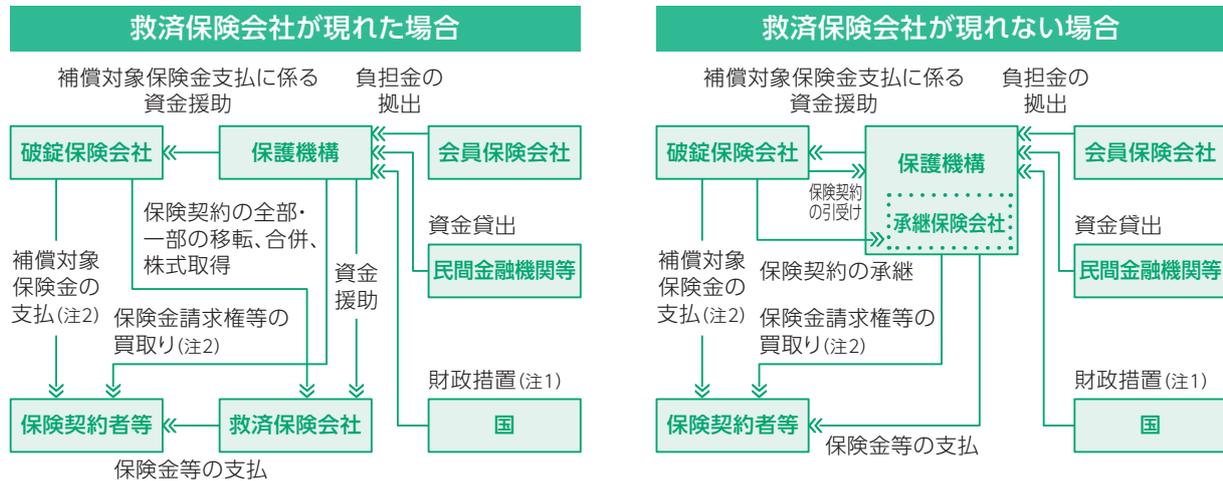
$90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3： 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4： 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

[しくみの概略図]



- (注1) 上記「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 個人情報の取り扱いについて

当社では、保険契約に関する個人情報を利用・提供する場合があるため、お申込みにあたっては、以下の個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、この保険契約にお申込みいただくことはできません。

### 1. 個人情報の利用目的

当社におけるお客さまの個人情報の利用目的は次のとおりです。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4)その他保険に関連・付随する業務

### 2. 個人情報の取得および利用

当社は、お客さまの個人情報を法令等に定める場合を除き、上記1の利用目的のためのみに取得し、その利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、機微（センシティブ）情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則に基づき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用いたしません。

### 3. 個人情報の提供等

#### (1)第三者提供

当社は、法令等に定められている場合を除き、お客さまの個人情報を、あらかじめお客さまの同意を得ずに第三者への提供はいたしません。第三者への提供には次のような場合があります。

#### 【再保険の利用】

当社は、引受リスクを適切に管理するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を利用することがあります。そのため、再保険引受会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの支払いに利用することを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、当該業務遂行に必要な被保険者の個人情報（氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および当該保険契約に関する引受けおよび支払査定時に利用する告知書記載事項を含む健康状態等の保健医療情報など）ならびに当社における支払結果を再保険引受会社に提供することがあります。

#### (2)委託

当社の責任において、利用目的の達成に必要な範囲内でお客さまの個人情報を取り扱う業務を外部へ委託することがあります。委託に際しては、個人情報の取り扱いに関し委託先における安全管理上必要な措置を確認のうえ、守秘義務等を含む契約を締結し、かつ必要な監督を行います。

委託には次のような場合があります。

#### 【代理店への委託】

当社との間に委託契約を締結した代理店に対し、利用目的の達成に必要な範囲内でお客さまの個人情報の取り扱いを委託します。なお、代理店には委託契約において個人情報の取り扱いに関し、当社規程に基づく安全管理措置および守秘義務等が課せられています。

#### (3)共同利用

当社では、特定の者との間でお客さまの個人情報を共同利用することがあります。当社の行っている

共同利用は次のとおりです。

①カーディフ損害保険株式会社との共同利用

当社とカーディフ損害保険株式会社は、お客さまの個人情報を相互に提供し共同で利用することがあります。詳細については当社ホームページ (<https://life.cardif.co.jp/>) でご確認ください。

②保険制度の健全な運営のための共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

【契約内容登録制度・契約内容照会制度】

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

■当社は、一般社団法人生命保険協会（以下、「生命保険協会」といいます。）、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（各社の名称については、生命保険協会ホームページの「加盟会社」をご確認ください。）および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

■保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

■生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

〈登録事項〉

2024年3月31日以前の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)遺族年金の現価
- (4)入院給付金の種類および日額
- (5)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (6)取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2)普通死亡保険金の金額
- (3)遺族年金の現価
- (4)入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (5)災害死亡保険金の金額

- (6)ガン給付金の一時金額
- (7)就業不能保障給付金の月額
- (8)先進医療保障給付の件数
- (9)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (10)取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(8)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 上記登録事項において、保険契約者、被保険者、(災害)死亡保険金、入院給付金、ガン給付金の一時金額、先進医療保障給付の件数、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、(災害)死亡共済金、入院共済金、ガン一時金額、先進医療保障の有無、団体と読み替えます。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、所定の手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、所定の手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

#### 【支払査定時照会制度】

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、生命保険協会、生命保険協会加盟の各生命保険会社（各社の名称については、生命保険協会ホームページの「加盟会社」をご確認ください。）、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は後記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

#### 〈相互照会事項〉

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（これらの事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料お

## よび払込方法

- 前記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、所定の手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、所定の手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。お手続きの詳細については、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

### 4. 個人データの管理

当社は、その利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人情報を含むデータ（以下「個人データ」といいます。）を正確かつ最新の状態を維持するよう努めます。また、個人データを保護するために必要な安全管理措置を講じるため、個人情報保護指針をはじめとする社内規定等の整備およびそれに沿った取り扱いとなるよう従業員等への教育の実施に努めるとともに、技術革新等に対応するようその継続的な改善に努めます。

### 5. 個人情報の利用目的の通知および開示訂正等について

当社が取り扱う個人情報に関して、お客さまご本人は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき個人情報の利用目的の通知を求めることができます。また、個人データについて開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。なお、個人情報保護法に違反して個人データが取り扱われている場合、当該データの利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。ただし、法令等に定められている場合など、お客さまからの利用目的の通知、個人情報の開示・訂正などの求めにお応えできないことがあります。利用目的の通知および開示訂正などのお手続きについては、当社ホームページ（<https://life.cardif.co.jp/>）をご覧ください。

## 6. お申出受付窓口

当社におけるお客さまの個人情報およびその取り扱いについてのご質問およびご照会などのお申出受付窓口は次のとおりです。

### カーディフ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

0120-901-170

受付時間： 9：00～18：00（日・祝日・年末年始を除く月曜日～土曜日）

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー 9階

### 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### <お問い合わせ先>

#### 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル 3階

受付時間 9：00～17：00

（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

## 約款

---



## 低解約払戻金型終身保険普通保険約款

## 低解約払戻金型終身保険普通保険約款 目次

- 1 保険金の支払
  - 第1条 (保険金の支払)
  - 第2条 (死亡保険金受取人の死亡)
  - 第3条 (死亡保険金、高度障害保険金の削減支払)
  - 第4条 (高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)
- 2 保険料の払込の免除
  - 第5条 (保険料の払込の免除)
  - 第6条 (保険料の払込を免除しない場合)
- 3 責任開始期
  - 第7条 (責任開始期)
  - 第8条 (保険証券)
- 4 保険料の払込
  - 第9条 (保険料の払込)
  - 第10条 (保険料の払込方法 (経路) )
- 5 猶予期間および保険契約の失効
  - 第11条 (猶予期間および保険契約の失効)
  - 第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)
- 6 保険契約の復活
  - 第13条 (保険契約の復活)
- 7 保険金等の請求手続き、支払時期および支払場所
  - 第14条 (保険金等の請求手続き)
  - 第15条 (保険金等の支払時期および支払場所)
- 8 保険契約上の保金取扱
  - 第16条 (保険料払込方法 (回数) の変更)
  - 第17条 (保険料払込期間の変更)
  - 第18条 (保険金額の減額)
- 9 保険契約者の住所の変更
  - 第19条 (保険契約者の住所の変更)
- 10 払済保険への変更
  - 第20条 (払済保険への変更)
- 11 死亡保険金受取人または保険契約者の変更
  - 第21条 (死亡保険金受取人の変更)
  - 第22条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)
  - 第23条 (保険契約者の変更)
- 12 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者
  - 第24条 (保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)
- 13 詐欺による取消し
  - 第25条 (詐欺による取消し)
- 14 不法取得目的による無効
  - 第26条 (不法取得目的による無効)
- 15 告知義務
  - 第27条 (告知義務)
  - 第28条 (告知義務違反による解除)
  - 第29条 (保険契約を解除できない場合)
  - 第30条 (重大事由による解除)
- 16 被保険者の業務の変更等の場合
  - 第31条 (被保険者の業務の変更等の場合)
- 17 解約
  - 第32条 (解約)
- 18 保険金の受取人による保険契約の存続
  - 第33条 (保険金の受取人による保険契約の存続)
- 19 解約払戻金
  - 第34条 (低解約払戻金期間および低解約払戻金割合)
  - 第35条 (解約払戻金)
- 20 特別条件
  - 第36条 (特別条件)
- 21 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
  - 第37条 (契約年齢の計算)
  - 第38条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 22 契約者配当
  - 第39条 (契約者配当)
- 23 時効
  - 第40条 (時効)
- 24 管轄裁判所
  - 第41条 (管轄裁判所)
- 25 契約内容の登録
  - 第42条 (契約内容の登録)

## この保険の内容

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金  
被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 高度障害保険金  
被保険者が所定の高度障害状態になったときに支払います。
- (3) 保険料の払込の免除  
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

## 1 保険金の支払

### 第1条（保険金の支払）

1. この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じとします。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として別表3に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
3. 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。
4. 高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
7. つぎの第1号または第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。
  - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者が自殺したとき
  - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
  - (3) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
8. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
9. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
  - (1) その傷害または疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

## 第2条（死亡保険金受取人の死亡）

1. 死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

## 第3条（死亡保険金、高度障害保険金の削減支払）

第1条（保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

## 第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

## 2 保険料の払込の免除

### 第5条（保険料の払込の免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。
2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第9条（保険料の払込）第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第16条（保険料払込方法（回数）の変更）、第18条（保険金額の減額）および第20条（払済保険への変更）の規定は適用しません。
4. 保険料の払込を免除したときは、保険契約者に書面で通知します。
5. 本条の保険料の払込の免除については、第1条（保険金の支払）第9項の規定を準用します。

### 第6条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
  - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
  - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
  - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
2. 被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。
  - (1) 地震、噴火または津波によるとき
  - (2) 戦争その他の変乱によるとき

## 3 責任開始期

### 第7条（責任開始期）

1. 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間は契約日からその日を含めて計算します。
4. 保険契約の申込に対して会社が承諾したときには、保険証券を交付します。

### 第8条（保険証券）

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称

- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険契約の種類
- (6) 保険期間
- (7) 保険金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額その他前号までに準じる事項

## 4 保険料の払込

### 第9条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
  - (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合  
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じとします。）の属する月の初日から末日まで
  - (2) 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
4. 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約で、第1回保険料または第1項の保険料が払い込まれ、それぞれの契約日または契約応当日以後、保険料期間末日までに保険契約（保険料の払込を免除されている保険契約を除きます。）が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、消滅した日または保険料の払込を要しなくなった日から保険料期間末日までに1か月以上の期間（1か月未満は切り捨てます。以下「未経過期間」といいます。）があるときは、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
7. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。

### 第10条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約、特別団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り。）
  - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社所定の方法で払い込んでください。

## 5 猶予期間および保険契約の失効

### 第11条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
  - (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（年単位または半年単位の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は解約払戻金を請求することができます。

## 第 12 条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を保険金から差し引きします。
2. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

## 6 保険契約の復活

### 第 13 条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて 1 年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約払戻金の請求があったときを除きます。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料とこれに対する会社の定める利率による利息とを払い込んでください。
4. 第 7 条（責任開始期）第 1 項から第 3 項までの規定は、本条の場合に準用します。この場合、第 7 条第 2 項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 本条により保険契約を復活したときは、保険契約者に書面で通知し、保険証券の交付は行いません。

## 7 保険金等の請求手続き、支払時期および支払場所

### 第 14 条（保険金等の請求手続き）

1. 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに請求書類（別表 1）を提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第 1 号または第 2 号いずれかおよび第 3 号の書類も必要とします。ただし、これらの者が 2 人以上であるときは、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

### 第 15 条（保険金等の支払時期および支払場所）

1. 保険金は、前条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 保険料の払込の免除は、前条第 2 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて 5 営業日以内に行います。
3. 保険金の支払または保険料の払込の免除のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または保険料の払込の免除の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前 2 項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて、45 日を経過する日とします。
  - (1) 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由発生の有無の確認が必要な場合  
被保険者の死亡、高度障害状態または第 5 条（保険料の払込の免除）に定める身体障害の状態（別表 4）に該当する事実の有無
  - (2) 保険金の支払または保険料の払込の免除の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前 2 号に定める事項、第 30 条（重大事由による解除）第 1 項第 4 号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは保険料の払込の免除の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは保険料の払込の免除の請求時までにおける事実
4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 3 項にかかわらず、保険金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第 1 号から第 4 号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180 日とします。）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日

- (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
5. 前2項の確認を行う場合は、会社は、保険金または保険料の払込の免除を請求した者に通知をします。
6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。

## 8 保険契約上の保全取扱

### 第16条（保険料払込方法（回数）の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、年払、半年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第17条（保険料払込期間の変更）

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

### 第18条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
5. 本条の減額を行ったときは、保険契約者に書面で通知します。

## 9 保険契約者の住所の変更

### 第19条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じとします。）を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 10 払済保険への変更

### 第20条（払済保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 払済保険に変更後の保険金額は、解約払戻金額により計算します。
4. 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
5. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。
6. 払済保険金額が会社の定める限度を下回る場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

## 11 死亡保険金受取人または保険契約者の変更

### 第21条（死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### 第22条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

## 第 23 条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類 (別表 1) を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

## 12 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

### 第 24 条 (保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)

1. この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が 2 人以上あるときは、各代表者 1 人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が 2 人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

## 13 詐欺による取消し

### 第 25 条 (詐欺による取消し)

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 14 不法取得目的による無効

### 第 26 条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 15 告知義務

### 第 27 条 (告知義務)

会社が、保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面 (電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。) で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

## 第 28 条 (告知義務違反による解除)

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に書面で解除の通知をします。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

## 第 29 条 (保険契約を解除できない場合)

1. 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者 (会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。) が、保険契約者または被保険者が第 27 条 (告知義務) の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 27 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、保険契約の締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が責任開始期 (復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下、本号において同じとします。) の属する日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているときを除きます。
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 27 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しま

せん。

## 第30条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、第28条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

## 16 被保険者の業務の変更等の場合

### 第31条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

## 17 解約

### 第32条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

## 18 保険金の受取人による保険契約の存続

### 第33条（保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金または高度障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険

金受取人または高度障害保険金の受取人に支払います。

## 19 解約払戻金

### 第 34 条（低解約払戻金期間および低解約払戻金割合）

- この保険契約においては、一定の期間中、一定の割合で解約払戻金の水準を低く設定します。解約払戻金の水準を低く設定する期間および割合をそれぞれ低解約払戻金期間および低解約払戻金割合とします。
- 前項の低解約払戻金期間および低解約払戻金割合については、つぎの各号に定めるとおりとします。
  - 低解約払戻金期間は、保険料払込期間と同一とします。
  - 低解約払戻金割合は、70%とします。
- 前項の低解約払戻金期間および低解約払戻金割合は変更することはできません。

### 第 35 条（解約払戻金）

- 解約払戻金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。
- 前項の規定にかかわらず、低解約払戻金期間中に保険契約を解約する場合の解約払戻金は、前項の規定により計算した金額に低解約払戻金割合を乗じて計算します。
- 低解約払戻金期間満了後でも、低解約払戻金期間満了日までの保険料がすべて払い込まれていないときは、低解約払戻金割合を用いて解約払戻金の計算を行うものとします。
- 第 1 条（保険金の支払）、第 11 条（猶予期間および保険契約の失効）、第 18 条（保険金額の減額）、第 20 条（払済保険への変更）、第 28 条（告知義務違反による解除）および第 30 条（重大事由による解除）に規定する解約払戻金の計算についても、前 3 項を準用します。
- 払済保険への変更後の保険契約の解約払戻金の計算については、第 2 項および第 3 項の規定を適用しません。
- 本条の解約払戻金は、第 32 条（解約）第 2 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

## 20 特別条件

### 第 36 条（特別条件）

- 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの方法により、会社は、この保険契約上の責任を負います。
  - 保険金削減支払法  
この方法による場合には、会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、不慮の事故（別表 2）による傷害または感染症（別表 5）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときには、保険金の削減はしません。
  - 特別保険料領収法  
この方法による場合は、特別保険料に対する解約払戻金は、前条の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を含めるものとします。
  - 特定高度障害不担保法  
この方法による場合には、会社の定める不担保期間中に、高度障害状態のうち、あらかじめ会社が指定した障害によって支払事由が発生した場合には、高度障害保険金は支払いません。ただし、感染症（別表 5）による場合は高度障害保険金を支払います。
- 削減期間および割合、特別保険料の金額ならびに不担保とする障害は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めま
- す。
- 削減期間中または特別保険料払込期間中ならびに不担保期間中に払済保険への変更は取り扱いません。

## 21 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第 37 条（契約年齢の計算）

- 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数については、切り捨てます。
- 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに 1 歳を加えて計算します。

### 第 38 条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。以下、本案において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、つぎの方法により取り扱います。
  - 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、会社の定める方法により計算した金額を授受します。
  - 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したのものとして、前号の規定を準用します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項第1号の規定を準用します。

## 22 契約者配当

### 第39条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

## 23 時効

### 第40条（時効）

保険金、解約払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

## 24 管轄裁判所

### 第41条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 25 契約内容の登録

### 第42条（契約内容の登録）

（削除）

〔備考〕

#### 1. 電磁的方法

第27条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。



## 無解約払戻金型定期保険普通保険約款

## 無解約払戻金型定期保険普通保険約款 目次

- 1 保険金の支払
  - 第1条 (保険金の支払)
  - 第2条 (死亡保険金受取人の死亡)
  - 第3条 (死亡保険金、高度障害保険金の削減支払)
  - 第4条 (高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)
- 2 保険料の払込の免除
  - 第5条 (保険料の払込の免除)
  - 第6条 (保険料の払込を免除しない場合)
- 3 責任開始期
  - 第7条 (責任開始期)
  - 第8条 (保険証券)
- 4 保険料の払込
  - 第9条 (保険料の払込)
  - 第10条 (保険料の払込方法 (経路) )
- 5 猶予期間および保険契約の失効
  - 第11条 (猶予期間および保険契約の失効)
  - 第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)
- 6 保険契約の復活
  - 第13条 (保険契約の復活)
- 7 保険契約の更新
  - 第14条 (保険契約の更新)
- 8 保険金等の請求手続き、支払時期および支払場所
  - 第15条 (保険金等の請求手続き)
  - 第16条 (保険金等の支払時期および支払場所)
- 9 保険契約上の保全取扱
  - 第17条 (保険料払込方法 (回数) の変更)
  - 第18条 (保険期間または保険料払込期間の変更)
  - 第19条 (保険金額の減額)
- 10 保険契約者の住所の変更
  - 第20条 (保険契約者の住所の変更)
- 11 死亡保険金受取人または保険契約者の変更
  - 第21条 (死亡保険金受取人の変更)
  - 第22条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)
  - 第23条 (保険契約者の変更)
- 12 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者
  - 第24条 (保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)
- 13 詐欺による取消し
  - 第25条 (詐欺による取消し)
- 14 不法取得目的による無効
  - 第26条 (不法取得目的による無効)
- 15 告知義務
  - 第27条 (告知義務)
  - 第28条 (告知義務違反による解除)
  - 第29条 (保険契約を解除できない場合)
  - 第30条 (重大事由による解除)
- 16 被保険者の業務の変更等の場合
  - 第31条 (被保険者の業務の変更等の場合)
- 17 解約
  - 第32条 (解約)
- 18 保険金の受取人による保険契約の存続
  - 第33条 (保険金の受取人による保険契約の存続)
- 19 解約払戻金
  - 第34条 (解約払戻金)
- 20 特別条件
  - 第35条 (特別条件)
- 21 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
  - 第36条 (契約年齢の計算)
  - 第37条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 22 契約者配当
  - 第38条 (契約者配当)
- 23 時効
  - 第39条 (時効)
- 24 管轄裁判所
  - 第40条 (管轄裁判所)
- 25 契約内容の登録
  - 第41条 (契約内容の登録)
- 26 民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) の施行に関する特則
  - 第42条 (民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) の施行に関する特則)

## この保険の内容

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

### (1) 死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。

### (2) 高度障害保険金

被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。

### (3) 保険料の払込の免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

## 1 保険金の支払

### 第1条（保険金の支払）

1. この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じとします。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。
- 高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
- 被保険者が回復の見込みの有無を除いては高度障害状態に該当しているにもかかわらず、保険期間の満了する日において、その回復の見込みが明らかでないことにより高度障害保険金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し保険期間満了後180日以内に回復の見込みがないことが明らかになったとき、または、保険期間満了後も180日間引き続きその状態が継続したときは、保険期間の満了日に高度障害保険金の支払事由に該当していたものとみなして高度障害保険金を支払います。
- つぎの第1号または第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。ただし、第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、責任準備金その他の払戻金を支払いません。
  - 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
  - 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
  - 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
  - その傷害または疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

## 第2条（死亡保険金受取人の死亡）

1. 死亡保険金受取人が、死亡保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

## 第3条（死亡保険金、高度障害保険金の削減支払）

第1条（保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

## 第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

## 2 保険料の払込の免除

### 第5条（保険料の払込の免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。
2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第9条（保険料の払込）第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第17条（保険料払込方法(回数)の変更）および第19条（保険金額の減額）の規定は適用しません。
4. 保険料の払込を免除したときは、保険契約者に書面で通知します。
5. 本条の保険料の払込の免除については、第1条（保険金の支払）第10項の規定を準用します。

## 第6条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
  - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
  - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
  - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
2. 被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。
  - (1) 地震、噴火または津波によるとき
  - (2) 戦争その他の変乱によるとき

## 3 責任開始期

### 第7条（責任開始期）

1. 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間は契約日からその日を含めて計算します。
4. 保険契約の申込に対して会社が承諾したときには、保険証券を交付します。

## 第8条（保険証券）

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険契約の種類
- (6) 保険期間
- (7) 保険金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額その他前号までに準じる事項

## 4 保険料の払込

### 第9条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
  - (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合  
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じとします。）の属する月の初日から末日まで
  - (2) 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
4. 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約で、第1回保険料または第1項の保険料が払い込まれ、それぞれの契約日または契約応当日以後、保険料期間末日までに保険契約（保険料の払込を免除されている保険契約を除きます。）が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、消滅した日または保険料の払込を要しなくなった日から保険料期間末日までに1か月以上の期間（1か月未満は切り捨てます。以下「未経過期間」といいます。）があるときは、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
7. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。

### 第10条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約、特別団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限りです。）
  - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社所定の方法で払い込んでください。

## 5 猶予期間および保険契約の失効

### 第11条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
  - (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

(年単位または半年単位の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

## 第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を保険金から差し引きします。
2. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

## 6 保険契約の復活

### 第13条 (保険契約の復活)

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料とこれに対する会社の定める利率による利息とを払い込んでください。
4. 第7条(責任開始期)第1項から第3項までの規定は、本条の場合に準用します。この場合、第7条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 本条により保険契約を復活したときは、保険契約者に書面で通知し、保険証券の交付は行いません。

## 7 保険契約の更新

### 第14条 (保険契約の更新)

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、保険契約(保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているもの)に更新されます。(以下「更新日」といいます。)に更新されます。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
  - (1) 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえている場合
  - (2) 保険期間が歳満了の保険契約の場合
  - (3) この保険契約に第35条(特別条件)に定める特別条件が適用されている場合  
ただし、保険金削減支払法における削減期間満了後を除きます。
3. 更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険期間満了の日の保険金額と同じとします。ただし、保険料の払込が免除されていないときには、保険契約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める範囲内で、更新日から保険金額を減額することができます。本項の規定により保険金額が減額された場合には、第19条(保険金額の減額)の規定を準用します。
4. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険期間と同じとします。ただし、会社の定める範囲内で、更新日から保険期間を短縮して更新されることがあります。
5. 前項の規定にかかわらず、保険料の払込が免除されていないときには、保険契約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める範囲内で、保険契約の保険期間を変更して更新することができます。
6. 更新後の保険契約には更新日の普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
7. 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第9条(保険料の払込)、第11条(猶予期間および保険契約の失効)および第12条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。
8. 前項の保険料が猶予期間中に払い込まなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
9. 更新後の保険契約について、第1条(保険金の支払)、第5条(保険料の払込の免除)、第27条(告知義務)、第28条(告知義務違反による解除)および第29条(保険契約を解除できない場合)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
10. 第1項の規定にかかわらず、更新日に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項から前項の規定による更新の取扱に準じて、保障内容を同様とする会社の定める他の保険契約に更新します。
11. 本条により保険契約を更新したときは、保険証券の交付は行いません。

## 8 保険金等の請求手続き、支払時期および支払場所

### 第15条 (保険金等の請求手続き)

1. 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた保険金の受取人(保険料の払込の免除については、保険契約者)は、すみやかに請求書類(別表1)を提出して保険金(または保険料の払込の免除)を請求してください。

3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 第16条（保険金等の支払時期および支払場所）

1. 保険金は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 保険料の払込の免除は、前条第2項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に行います。
3. 保険金の支払または保険料の払込の免除のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または保険料の払込の免除の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて、45日を経過する日とします。
  - (1) 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由発生の有無の確認が必要な場合  
被保険者の死亡、高度障害状態または第5条（保険料の払込の免除）に定める身体障害の状態（別表4）に該当する事実の有無
  - (2) 保険金の支払または保険料の払込の免除の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第30条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは保険料の払込の免除の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは保険料の払込の免除の請求時までにおける事実
4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前3項にかかわらず、保険金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第1号から第4号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
5. 前2項の確認を行う場合は、会社は、保険金または保険料の払込の免除を請求した者に通知をします。
6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。

## 9 保険契約上の保全取扱

### 第17条（保険料払込方法（回数）の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、年払、半年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第18条（保険期間または保険料払込期間の変更）

この保険契約の保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

### 第19条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。

5. 本条の減額を行ったときは、保険契約者に書面で通知します。

## 10 保険契約者の住所の変更

### 第 20 条 (保険契約者の住所の変更)

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じとします。）を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 11 死亡保険金受取人または保険契約者の変更

### 第 21 条 (死亡保険金受取人の変更)

1. 保険契約者は、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
3. 第 1 項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### 第 22 条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前 2 項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

### 第 23 条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

## 12 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

### 第 24 条 (保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)

1. この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が 2 人以上あるときは、各代表者 1 人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が 2 人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

## 13 詐欺による取消し

### 第 25 条 (詐欺による取消し)

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 14 不法取得目的による無効

### 第 26 条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 15 告知義務

### 第 27 条 (告知義務)

会社が、保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

### 第 28 条 (告知義務違反による解除)

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつ

たか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に書面で解除の通知をします。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合には、保険契約者への払戻金はありません。

## 第 29 条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、つぎのいずれの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第 27 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 27 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、保険契約の締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下、本号において同じとします。）の属する日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているときを除きます。
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 27 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

## 第 30 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前 4 号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第 4 号のみに該当した場合で、前項第 4 号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、第 28 条（告知義務違反による解除）第 4 項および第 5 項の規定を準用します。

## 16 被保険者の業務の変更等の場合

### 第 31 条 (被保険者の業務の変更等の場合)

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

## 17 解約

### 第 32 条 (解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。

## 18 保険金の受取人による保険契約の存続

### 第 33 条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に際つぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第 1 項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。
4. 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第 2 項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金または高度障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第 2 項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に支払います。

## 19 解約払戻金

### 第 34 条 (解約払戻金)

この保険契約については、解約払戻金はありません。

## 20 特別条件

### 第 35 条 (特別条件)

1. 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの方法により、会社は、この保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険金削減支払法  
この方法による場合には、会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、不慮の事故（別表 2）による傷害または感染症（別表 5）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときには、保険金の削減はしません。
  - (2) 特別保険料領収法  
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
  - (3) 特定高度障害不担保法  
この方法による場合には、会社の定める不担保期間中に、高度障害状態のうち、あらかじめ会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、高度障害保険金は支払いません。ただし、感染症（別表 5）による場合は高度障害保険金を支払います。
2. 削減期間および割合、特別保険料の金額ならびに不担保とする障害は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めず。

## 21 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第 36 条 (契約年齢の計算)

1. 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数については、切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに 1 歳を加えて計算します。

### 第 37 条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、つぎの方法により取り扱います。
  - (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、会社の定める方法により計算した金額を授受します。

- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、前号の規定を準用します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項第1号の規定を準用します。

## 22 契約者配当

### 第38条 (契約者配当)

この保険契約に対する契約者配当はありません。

## 23 時効

### 第39条 (時効)

保険金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

## 24 管轄裁判所

### 第40条 (管轄裁判所)

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 25 契約内容の登録

### 第41条 (契約内容の登録)

(削除)

## 26 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する特則

### 第42条 (民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する特則)

令和2年3月31日以前に締結された保険契約が、令和2年4月1日以後に保険契約の更新に関する規定により更新された場合には、契約年齢または性別の誤りの処理に関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。

[備考]

1. 電磁的方法  
第27条（告知義務）および第37条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。



## 無解約払戻金型収入保障保険普通保険約款

## 無解約払戻金型収入保障保険普通保険約款 目次

- 1 年金の支払
  - 第1条 (年金の支払)
  - 第2条 (年金の支払日および支払回数)
  - 第3条 (年金証書)
  - 第4条 (遺族年金受取人の死亡)
  - 第5条 (遺族年金、高度障害年金の削減支払)
  - 第6条 (支払事由発生後の年金の受取人の死亡)
  - 第7条 (年金現価の一括支払)
- 2 保険料の払込の免除
  - 第8条 (保険料の払込の免除)
  - 第9条 (保険料の払込を免除しない場合)
- 3 責任開始期
  - 第10条 (責任開始期)
  - 第11条 (保険証券)
- 4 保険料の払込
  - 第12条 (保険料の払込)
  - 第13条 (保険料の払込方法 (経路) )
- 5 猶予期間および保険契約の失効
  - 第14条 (猶予期間および保険契約の失効)
  - 第15条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)
- 6 保険契約の復活
  - 第16条 (保険契約の復活)
- 7 年金等の請求手続き、支払時期および支払場所
  - 第17条 (年金等の請求手続き)
  - 第18条 (年金等の支払時期および支払場所)
- 8 保険契約上の保全取扱
  - 第19条 (保険料払込方法 (回数) の変更)
  - 第20条 (保険期間、保険料払込期間または年金支払保証期間の変更)
  - 第21条 (年金月額額の減額)
- 9 保険契約者の住所の変更
  - 第22条 (保険契約者の住所の変更)
- 10 遺族年金受取人または保険契約者の変更
  - 第23条 (遺族年金受取人の変更)
  - 第24条 (遺言による遺族年金受取人の変更)
  - 第25条 (保険契約者の変更)
- 11 保険契約者または遺族年金受取人の代表者
  - 第26条 (保険契約者または遺族年金受取人の代表者)
- 12 詐欺による取消し
  - 第27条 (詐欺による取消し)
- 13 不法取得目的による無効
  - 第28条 (不法取得目的による無効)
- 14 告知義務
  - 第29条 (告知義務)
  - 第30条 (告知義務違反による解除)
  - 第31条 (保険契約を解除できない場合)
  - 第32条 (重大事由による解除)
- 15 被保険者の業務の変更等の場合
  - 第33条 (被保険者の業務の変更等の場合)
- 16 解約
  - 第34条 (解約)
- 17 年金の受取人による保険契約の存続
  - 第35条 (年金の受取人による保険契約の存続)
- 18 解約払戻金
  - 第36条 (解約払戻金)
- 19 特別条件
  - 第37条 (特別条件)
- 20 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
  - 第38条 (契約年齢の計算)
  - 第39条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 21 契約者配当
  - 第40条 (契約者配当)
- 22 時効
  - 第41条 (時効)
- 23 管轄裁判所
  - 第42条 (管轄裁判所)
- 24 契約内容の登録
  - 第43条 (契約内容の登録)

## この保険の内容

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

### (1) 遺族年金

被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。

### (2) 高度障害年金

被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。

### (3) 保険料の払込の免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

## 1 年金の支払

### 第1条 (年金の支払)

1. この保険契約において支払う年金は、つぎのとおりです。

名称	年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	年金月額	遺族年金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の責任開始期をいいます。以下同じとします。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または遺族年金受取人の故意
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	年金月額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、遺族年金を支払います。
3. 高度障害年金を支払う前に遺族年金の支払請求を受け、遺族年金が支払われるときは、会社は、高度障害年金を支払いません。
4. 高度障害年金が支払われた場合には、その支払後に遺族年金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 高度障害年金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が遺族年金受取人（遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害年金の受取人とします。
7. 被保険者が回復の見込みの有無を除いては高度障害状態に該当しているにもかかわらず、保険期間の満了する日において、その回復の見込みが明らかでないことにより高度障害年金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し保険期間満了後180日以内に回復の見込みがないことが明らかになったとき、または、保険期間満了後も180日間引き続きその状態が継続したときは、保険期間の満了日に高度障害年金の支払事由に該当していたものとみなして高度障害年金を支払います。
8. 年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日以後、将来に向かって次期以後の保険料の払込を要しません。また、その支払事由が生じた時に、この保険契約にかかわる一切の権利義務が受取人に承継されるものとします。
9. つぎの第1号または第2号の免責事由により遺族年金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。ただし、第3号の免責事由により遺族年金が支払われない場合には、責任準備金その他の払戻金を支払いません。
  - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
  - (2) 遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
  - (3) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
10. 遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、会社は、遺族年金の残額をその他の遺族年金受取人に支払い、支払わない遺族年金部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
11. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
  - (1) その傷害または疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知さ

れなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

## 第2条（年金の支払日および支払回数）

1. 年金の支払日については、つぎのとおりとします。

- (1) 第1回年金

年金の支払事由発生日

- (2) 第2回目以後の年金

第1回年金の支払日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日）

2. 年金を支払う最低の支払期間（以下「年金支払保証期間」といいます。）は、会社の定める範囲内で定めます。
3. 年金支払期間は、第1回年金支払日から、この保険契約の保険期間満了日の直前の年金の支払日（保険期間満了日が年金の支払事由発生日の月単位の応当日の場合は、保険期間満了日）までの期間とします。ただし、この期間が年金支払保証期間に満たない場合には、年金支払保証期間とします。

## 第3条（年金証書）

会社は、第1回の年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に交付します。

## 第4条（遺族年金受取人の死亡）

1. 遺族年金受取人が、遺族年金の支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を遺族年金受取人とします。
2. 前項の規定により遺族年金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により遺族年金受取人となった者のうち生存している他の遺族年金受取人を遺族年金受取人とします。
3. 前2項により遺族年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

## 第5条（遺族年金、高度障害年金の削減支払）

第1条（年金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、遺族年金または高度障害年金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

## 第6条（支払事由発生後の年金の受取人の死亡）

1. 遺族年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に遺族年金受取人が死亡したときは、死亡した受取人の法定相続人に、高度障害年金の支払事由発生後、高度障害年金の受取人である被保険者が死亡したときは被保険者の法定相続人に、会社は、年金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、保険契約（遺族年金の受取人が2人以上いる場合、死亡した受取人に対応する部分とします。）は、遺族年金の受取人または被保険者が死亡した時に消滅します。
2. 法定相続人が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

## 第7条（年金現価の一括支払）

1. 年金の受取人は、会社の定める範囲内で、年金支払期間中、将来の年金の支払に代えて、年金の未支払分の現価の全部または一部の一時支払を請求することができます。
2. 会社が、年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合には、保険契約は消滅します。
3. 会社が、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合には、将来の年金月額を変更します。
4. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

## 2 保険料の払込の免除

### 第8条（保険料の払込の免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。
2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第12条（保険料の払込）第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第19条（保険料払込方法（回数）の変更）および第21条（年金月額の減額）の規定は適用しません。
4. 保険料の払込を免除したときは、保険契約者に書面で通知します。
5. 本条の保険料の払込の免除については、第1条（年金の支払）第11項の規定を準用します。

## 第9条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
  - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
  - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
  - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
2. 被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。
  - (1) 地震、噴火または津波によるとき
  - (2) 戦争その他の変乱によるとき

## 3 責任開始期

### 第10条（責任開始期）

1. 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間は契約日からその日を含めて計算します。
4. 保険契約の申込に対して会社が承諾したときには、保険証券を交付します。

### 第11条（保険証券）

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 年金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険契約の種類
- (6) 保険期間
- (7) 年金月額および年金支払保証期間
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額その他前号までに準じる事項

## 4 保険料の払込

### 第12条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
  - (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合  
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じとします。）の属する月の初日から末日まで
  - (2) 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、年金を支払うときは、年金とともに年金の受取人に払い戻します。
4. 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約で、第1回保険料または第1項の保険料が払い込まれ、それぞれの契約日または契約応当日以後、保険料期間末日までに保険契約（保険料の払込を免除されている保険契約を除きます。）が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、消滅した日または保険料の払込を要しなくなった日から保険料期間末日までに1か月以上の期間（1か月未満は切り捨てます。以下「未経過期間」といいます。）があるときは、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。ただ

し、年金を支払うときは、年金とともに年金の受取人に払い戻します。

5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに年金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を年金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、年金を支払いません。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
7. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。

## 第13条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約、特別団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り。）
  - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社所定の方法で払い込んでください。

## 5 猶予期間および保険契約の失効

### 第14条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
  - (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（年単位または半年単位の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

### 第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 猶予期間中に年金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を年金から差し引きます。
2. 年金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、年金を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

## 6 保険契約の復活

### 第16条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料とこれに対する会社の定める利率による利息とを払い込んでください。
4. 第10条（責任開始期）第1項から第3項までの規定は、本条の場合に準用します。この場合、第10条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 本条により保険契約を復活したときは、保険契約者に書面で通知し、保険証券の交付は行いません。

## 7 年金等の請求手続き、支払時期および支払場所

### 第17条（年金等の請求手続き）

1. 年金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた年金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して年金（または保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および遺族年金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の年金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職

金等の受給者に支払うときは、遺族年金または高度障害年金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 第18条（年金等の支払時期および支払場所）

1. 年金は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 保険料の払込の免除は、前条第2項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に行います。
3. 年金の支払または保険料の払込の免除のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金または保険料の払込の免除の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前2項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて、45日を経過する日とします。
  - (1) 年金の支払事由または保険料の払込の免除事由発生の有無の確認が必要な場合  
被保険者の死亡、高度障害状態または第8条（保険料の払込の免除）に定める身体障害の状態（別表4）に該当する事実の有無
  - (2) 年金の支払または保険料の払込の免除の免責事由に該当する可能性がある場合  
年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第32条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金もしくは保険料の払込の免除の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金もしくは保険料の払込の免除の請求時までににおける事実
4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前3項にかかわらず、年金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第1号から第4号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
5. 前2項の確認を行う場合は、会社は、年金または保険料の払込の免除を請求した者に通知をします。
6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は年金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。

## 8 保険契約上の保全取扱

### 第19条（保険料払込方法（回数）の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、年払、半年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第20条（保険期間、保険料払込期間または年金支払保証期間の変更）

この保険契約の保険期間、保険料払込期間または年金支払保証期間の変更は取り扱いません。

### 第21条（年金月額額の減額）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、年金月額額の減額を請求することができます。ただし、減額後の年金月額額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
5. 本条の減額を行ったときは、保険契約者に書面で通知します。

## 9 保険契約者の住所の変更

### 第 22 条 (保険契約者の住所の変更)

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じとします。）を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 10 遺族年金受取人または保険契約者の変更

### 第 23 条 (遺族年金受取人の変更)

1. 保険契約者は、遺族年金または高度障害年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、遺族年金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
3. 第 1 項の通知が会社に到達する前に変更前の遺族年金受取人に遺族年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の遺族年金受取人から遺族年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### 第 24 条 (遺言による遺族年金受取人の変更)

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、遺族年金または高度障害年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、遺族年金受取人を変更することができます。
2. 前項の遺族年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前 2 項による遺族年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

### 第 25 条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、年金の支払事由発生前に限り、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

## 11 保険契約者または遺族年金受取人の代表者

### 第 26 条 (保険契約者または遺族年金受取人の代表者)

1. この保険契約について、保険契約者または遺族年金受取人が 2 人以上あるときは、各代表者 1 人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または遺族年金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または遺族年金受取人の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が 2 人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

## 12 詐欺による取消し

### 第 27 条 (詐欺による取消し)

保険契約者、被保険者または年金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 13 不法取得目的による無効

### 第 28 条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 14 告知義務

### 第 29 条 (告知義務)

会社が、保険契約の締結または復活の際、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

### 第 30 条 (告知義務違反による解除)

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、年金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに年金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者またはその年金の受取人が、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金の受取人に書面で解除の通知をします。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合には、保険契約者への払戻金はありません。

## 第 31 条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第 29 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 29 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、保険契約の締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下、本号において同じとします。）の属する日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実により年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているときを除きます。
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 29 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

## 第 32 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が、この保険契約の年金（高度障害年金、保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前 4 号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第 4 号のみに該当した場合で、前項第 4 号①から⑤までに該当した者が年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに年金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、第 30 条（告知義務違反による解除）第 4 項および第 5 項の規定を準用します。ただし、年金の支払事由発生後に第 1 項第 4 号に定める事由が生じ、この保険契約を解除した場合は、会社は、その解除された部分について、年金現価の一時支払の請求を受けたものとして取り扱います。

## 15 被保険者の業務の変更等の場合

### 第 33 条 (被保険者の業務の変更等の場合)

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

## 16 解約

### 第 34 条 (解約)

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。

## 17 年金の受取人による保険契約の存続

### 第 35 条 (年金の受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第 1 項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。
4. 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第 2 項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、年金の未支払分の現価の全部の一時支払の請求があったものとし、当該支払うべき金額の限度で、第 2 項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。ただし、第 2 項本文の金額が第 1 回の年金として支払う金額未滿のときは、年金の受取人は第 2 回以降の年金の一時支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。

## 18 解約払戻金

### 第 36 条 (解約払戻金)

この保険契約については、解約払戻金はありません。

## 19 特別条件

### 第 37 条 (特別条件)

1. 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの方法により、会社は、この保険契約上の責任を負います。
  - (1) 年金削減支払法  
この方法による場合には、会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、支払うべき年金月額に会社所定の割合を乗じて得た金額を遺族年金または高度障害年金として支払います。ただし、不慮の事故（別表 2）による傷害または感染症（別表 5）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときには、年金の削減はしません。
  - (2) 特別保険料徴収法  
この方法による場合は、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
  - (3) 特定高度障害不担保法  
この方法による場合には、会社の定める不担保期間中に、高度障害状態のうち、あらかじめ会社が指定した障害によって支払事由が発生した場合には、高度障害年金は支払いません。ただし、感染症（別表 5）による場合は高度障害年金を支払います。
2. 削減期間および割合、特別保険料の金額ならびに不担保とする障害は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めず。

## 20 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第 38 条 (契約年齢の計算)

1. 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1 年未滿の端数については、切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに 1 歳を加えて計算します。

### 第 39 条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、つぎの方法により取り扱います。
  - (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、会社の定める方法により計算した金額を授受します。

- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、前号の規定を準用します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項第1号の規定を準用します。

## 21 契約者配当

### 第40条 (契約者配当)

この保険契約に対する契約者配当はありません。

## 22 時効

### 第41条 (時効)

年金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

## 23 管轄裁判所

### 第42条 (管轄裁判所)

- この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 24 契約内容の登録

### 第43条 (契約内容の登録)

(削除)

[備考]

- 電磁的方法  
第29条（告知義務）および第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

## 主契約

無解約払戻金型収入保障保険普通保険約款

# 無解約払戻金型医療保険普通保険約款

主契約

無解約払戻金型医療保険普通保険約款

## 無解約払戻金型医療保険普通保険約款 目次

- 1 給付金の支払
  - 第1条 (給付金の支払)
  - 第2条 (給付金の支払に関する補則)
  - 第3条 (給付金の削減支払)
  - 第4条 (入院給付金の給付限度)
- 2 保険料の払込の免除
  - 第5条 (保険料の払込の免除)
- 3 責任開始期
  - 第6条 (責任開始期)
  - 第7条 (保険証券)
- 4 被保険者の死亡
  - 第8条 (被保険者の死亡)
- 5 保険料の払込
  - 第9条 (保険料の払込)
  - 第10条 (保険料の払込方法 (経路) )
- 6 猶予期間および保険契約の失効
  - 第11条 (猶予期間および保険契約の失効)
  - 第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)
- 7 保険契約の復活
  - 第13条 (保険契約の復活)
- 8 保険契約の更新
  - 第14条 (保険契約の更新)
- 9 給付金等の請求、支払時期および支払場所
  - 第15条 (給付金等の請求手続き)
  - 第16条 (給付金等の支払時期および支払場所)
- 10 保険契約上の保全取扱
  - 第17条 (保険料払込方法 (回数) の変更)
  - 第18条 (保険期間または保険料払込期間の変更)
  - 第19条 (入院給付日額の減額)
- 11 保険契約者の住所の変更
  - 第20条 (保険契約者の住所の変更)
- 12 死亡給付金受取人または保険契約者の変更
  - 第21条 (死亡給付金受取人の変更)
  - 第22条 (遺言による死亡給付金受取人の変更)
  - 第23条 (死亡給付金受取人の死亡)
  - 第24条 (保険契約者の変更)
- 13 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者
  - 第25条 (保険契約者または死亡給付金受取人の代表者)
- 14 詐欺による取消し
  - 第26条 (詐欺による取消し)
- 15 不法取得目的による無効
  - 第27条 (不法取得目的による無効)
- 16 告知義務
  - 第28条 (告知義務)
  - 第29条 (告知義務違反による解除)
  - 第30条 (保険契約を解除できない場合)
  - 第31条 (重大事由による解除)
- 17 被保険者の業務の変更等の場合
  - 第32条 (被保険者の業務の変更等の場合)
- 18 解約
  - 第33条 (解約)
- 19 給付金の受取人による保険契約の存続
  - 第34条 (給付金の受取人による保険契約の存続)
- 20 解約払戻金
  - 第35条 (解約払戻金)
- 21 特別条件
  - 第36条 (特別条件)
- 22 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
  - 第37条 (契約年齢の計算)
  - 第38条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 23 契約者配当
  - 第39条 (契約者配当)
- 24 時効
  - 第40条 (時効)
- 25 管轄裁判所
  - 第41条 (管轄裁判所)
- 26 契約内容の登録
  - 第42条 (契約内容の登録)
- 27 法令等の改正に伴う支払事由の変更
  - 第43条 (法令等の改正に伴う支払事由の変更)
- 28 民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) の施行に関する特則
  - 第44条 (民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) の施行に関する特則)

## この保険の内容

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

- (1) 災害入院給付金  
被保険者が保険期間中に不慮の事故による傷害により5日以上継続して入院したときに支払います。
- (2) 疾病入院給付金  
被保険者が保険期間中に疾病により5日以上継続して入院したときに支払います。
- (3) 手術給付金および手術見舞給付金  
被保険者が保険期間中に所定の手術を受けたときに支払います。
- (4) 死亡給付金  
被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに支払います。
- (5) 保険料の払込の免除  
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったとき、または傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

## 1 給付金の支払 第1条（給付金の支払）

この保険契約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害入院給付金	被保険者が保険期間中につぎの入院をしたとき (1)責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因とする別表8に定める入院（以下「入院」といいます。）であること (2)その入院が（1）の事故の日からその日を含めて、180日以内に開始したものであること (3)その入院が傷害の治療を目的とした、別表9に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）への入院であり、かつ、5日以上継続した入院であること	同一の不慮の事故による入院1回につき、 （入院給付日額）  ×  （入院日数－入院開始日からその日を含めて4日）	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の精神障害を原因とする事故 (4)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
疾病入院給付金	被保険者が保険期間中につぎの入院をしたとき (1)責任開始期以後に生じた疾病（別表16に定める異常分娩を含みます。以下同じとします。）を直接の原因とする入院であること (2)その入院が疾病の治療を目的とした、病院または診療所への入院であり、かつ、5日以上継続した入院であること	入院1回につき、 （入院給付日額）  ×  （入院日数－入院開始日からその日を含めて4日）		つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の精神障害を原因とする事故 (4)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7)被保険者の薬物依存
手術給付金	被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす手術を受けたとき。 (1)責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術であること ①疾病 ②不慮の事故による傷害 ③不慮の事故以外の外因による傷害 (2)その手術が治療を直接の目的とすること (3)その手術が病院または診療所における手術であること (4)その手術が別表11に定める手術給付金において対象となる手術であること	手術1回につき、 入院給付日額の10倍相当額		

手術見舞給付金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす手術を受けたとき。ただし、手術給付金が支払われる場合を除きます。</p> <p>(1) 責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <p>① 疾病</p> <p>② 不慮の事故による傷害</p> <p>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) その手術が治療を直接の目的とすること</p> <p>(3) その手術が病院または診療所における手術であること</p> <p>(4) その手術が別表 12 に定める手術見舞給付金において対象となる手術であること</p> <p>(5) その手術が別表 13 に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）における医科診療報酬点数表（別表 14）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為または歯科診療報酬点数表（別表 15）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表（別表 14）においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為であること。ただし、つぎに定めるものを除きます。</p> <p>① 傷の処理（創傷処理、デブリードマン）</p> <p>② 切開術（皮膚、鼓膜）</p> <p>③ 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</p> <p>④ 抜歯</p> <p>⑤ 異物除去（外耳、鼻腔内）</p> <p>⑥ 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</p> <p>⑦ 魚の目、タコ手術後縫合（鶏眼・胼胝切除後縫合）</p> <p>⑧ 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）</p> <p>⑨ 眼球または眼球付属器についてつぎの手術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼腫瘍切開術および外眦切除術</li> <li>・ 睫毛電気分解術（毛根破壊）</li> <li>・ 角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術</li> </ul>	手術 1 回につき、入院給付日額の 5 倍相当額	
---------	--	--------------------------	--

## 第 2 条（給付金の支払に関する補則）

1. つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前条の規定を適用します。
  - (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院
  - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日からその日を含めて 31 日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した 1 回の入院とみなして前条および本条の規定を適用します。
3. 被保険者の入院中に入院給付日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は各日現在の入院給付日額に応じて計算します。
4. 被保険者が 2 以上の不慮の事故により 1 回の入院をした場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本条において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、前条の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。
5. 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、主たる不慮の事故が同一であるときは、1 回の入院とみなして前条、本条および第 4 条（入院給付金の給付限度）の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開

- 始した入院に限ります。
6. 災害入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じたときには、その重複した入院日数については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払いません。
  7. 被保険者が責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故または不慮の事故以外の外因を原因として入院または手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けたときは、その入院または手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前条および本条の規定を適用します。
  8. 会社は、被保険者が疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして前条の規定を適用して疾病入院給付金を支払います。
  9. 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれ入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害が、同一または医学上重要な関係にあると会社が認めたときは、1回の入院とみなして前条、本条および第4条の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
  10. 疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始したときは、災害入院給付金の支払金額は、前条の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
    - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故により治療を開始したとき  
入院給付日額に、不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数を乗じた金額
    - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故により治療を開始したとき  
入院給付日額に、疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数を乗じた金額
  11. 災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、疾病入院給付金の支払金額は、前条の支払額に関する規定にかかわらず、入院給付金日額に、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じた金額とします。
  12. 被保険者の継続入院中に保険期間が満了したことによりこの保険契約が消滅した場合、消滅後のその継続入院は、この保険契約の有効中の入院とみなして前条、本条、第3条（給付金の削減支払）の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する規定ならびに第4条の規定を適用します。
  13. 被保険者が2種類以上の手術給付金において対象となる手術（別表11）または2種類以上の手術見舞給付金において対象となる手術（別表12）を同時に受けた場合には、1回の手術とみなして、前条の規定を適用して手術給付金または手術見舞給付金を支払います。
  14. 前条の規定にかかわらず、その手術と同時に受けた他の手術について、手術給付金が支払われる場合は、手術見舞給付金を支払いません。
  15. 手術見舞給付金の支払に際し、被保険者が同一の手術見舞給付金において対象となる手術（別表12）を2回以上受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表（別表14）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される診療行為に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
    - (1) 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。
    - (2) 各同一手術期間中に受けた一連の手術については1回の手術とみなして、本条の規定を適用して手術見舞給付金を支払います。
    - (3) 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  16. 被保険者が1つの手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
  17. 給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
  18. 保険契約者および第8条（被保険者の死亡）第5項に規定する死亡給付金受取人が同一法人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、前条の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
  19. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として責任開始期以後に入院を開始または手術を受けたときでも、その入院または手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前条および本条の規定を適用します。
    - (1) その傷害または疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
    - (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

### 第3条（給付金の削減支払）

第1条（給付金の支払）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかによって入院または手術を受けた場合に、その原因により入院または手術を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または手術見舞給付金を削減して支払いまたはこれらの全額を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき

- (2) 戦争その他の変乱によるとき

## 第4条（入院給付金の給付限度）

1. この保険契約による災害入院給付金および疾病入院給付金の給付限度は型に応じつぎのとおりとし、保険契約者は保険締結の際、つぎのいずれかの給付限度の型を選択するものとします。

(1) 30日型

①災害入院給付金

同一の不慮の事故による入院についての給付限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数をいいます。以下同じとします。）30日とし、通算給付限度は支払日数1000日とします。

②疾病入院給付金

1回の入院についての給付限度は、支払日数30日とし、通算給付限度は支払日数1000日とします。

(2) 60日型

①災害入院給付金

同一の不慮の事故による入院についての給付限度は、支払日数60日とし、通算給付限度は支払日数1000日とします。

②疾病入院給付金

1回の入院についての給付限度は、支払日数60日とし、通算給付限度は支払日数1000日とします。

(3) 120日型

①災害入院給付金

同一の不慮の事故による入院についての給付限度は、支払日数120日とし、通算給付限度は支払日数1000日とします。

②疾病入院給付金

1回の入院についての給付限度は、支払日数120日とし、通算給付限度は支払日数1000日とします。

2. 前項により選択された給付限度の型は、相互に変更することができません。

## 2 保険料の払込の免除

### 第5条（保険料の払込の免除）

1. 次表に定めるいずれかの保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。）	被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態に該当したとき ①保険契約者の故意 ②被保険者の故意
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）	被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第9条（保険料の払込）第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第17条（保険料払込方法（回数）の変更）および第19条（入院給付日額の減額）の規定は適用しません。

4. 被保険者がつぎの第2号の事由により高度障害状態（別表3）に該当した場合、第1号または第2号の事由により身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により高度障害状態または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。

(1) 地震、噴火または津波によるとき

(2) 戦争その他の変乱によるとき

5. 保険料の払込を免除したときは、保険契約者に書面で通知します。
6. 本条の保険料の払込の免除については、第2条（給付金の支払に関する補則）第19項の規定を準用します。

### 3 責任開始期

#### 第6条（責任開始期）

1. 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間は契約日からその日を含めて計算します。
4. 保険契約の申込に対して会社が承諾したときには、保険証券を交付します。

#### 第7条（保険証券）

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険契約の種類
- (6) 保険期間
- (7) 給付金の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約の給付金等の額その他前号までに準じる事項

### 4 被保険者の死亡

#### 第8条（被保険者の死亡）

1. 被保険者が死亡した場合には、この保険契約は消滅します。
2. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約払戻金があるときは、これと同額の死亡給付金を第5項に定める死亡給付金受取人に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより死亡した場合には、会社は、死亡給付金を支払いません。
  - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
  - (2) 保険契約者の故意
  - (3) 死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。
4. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約払戻金を保険契約者に支払います（なお、前項第3号ただし書きの場合、死亡給付金が支払われない部分にかかる解約払戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われない場合には、解約払戻金その他の払戻金の支払はありません。
5. 死亡給付金受取人は、保険契約締結の際、保険契約者が被保険者の同意を得て指定するものとし、
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、保険契約は消滅したものとし、第2項から第5項までの規定を適用します。

### 5 保険料の払込

#### 第9条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
  - (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合  
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じとします。）の属する月の初日から末日まで
  - (2) 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込

を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金を支払うときは、給付金とともに給付金の受取人に払い戻します。

4. 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約で、第1回保険料または第1項の保険料が払い込まれ、それぞれの契約日または契約応当日以後、保険料期間末日までに保険契約（保険料の払込を免除されている保険契約を除きます。）が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、消滅した日または保険料の払込を要しなくなった日から保険料期間末日までに1か月以上の期間（1か月未満は切り捨てます。以下「未経過期間」といいます。）があるときは、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金を支払うときは、給付金とともに給付金の受取人に払い戻します。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
7. 前2項の未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

## 第10条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約、特別団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り。）
  - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社所定の方法で払い込んでください。

## 6 猶予期間および保険契約の失効

### 第11条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
  - (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（年単位または半年単位の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 保険契約が効力を失った場合、解約払戻金があるときには、保険契約者は解約払戻金を請求することができます。

### 第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を給付金から差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

## 7 保険契約の復活

### 第13条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約払戻金の請求があったときを除きます。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料とこれに対する会社の定める利率による利息とを払い込んでください。
4. 第6条（責任開始期）第1項から第3項までの規定は、本条の場合に準用します。この場合、第6条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 本条により保険契約を復活したときは、保険契約者に書面で通知し、保険証券の交付は行いません。

## 8 保険契約の更新

### 第14条 (保険契約の更新)

- この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。
- 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
  - 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえている場合
  - 保険期間が歳満了の保険契約の場合
  - 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数のいずれもが通算給付限度に達している場合
  - この保険契約に第36条（特別条件）に定める特別条件が適用されている場合  
ただし、特定疾病・特定部位不担保法のみが適用されている場合を除きます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日までに会社が指定した不担保とする期間が満了しているときは、更新後のこの保険契約には更新前の特定疾病・特定部位不担保法は適用せず、会社が指定した不担保とする期間が満了していないときは、更新前のこの保険契約と同一の条件をつけて更新するものとします。
- 更新後の保険契約の入院給付日額は、更新前の保険契約の保険期間満了の日の入院給付日額と同じとします。ただし、保険料の払込が免除されていないときには、保険契約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める範囲内で、更新日から入院給付日額を減額することができます。本項の規定により入院給付日額が減額された場合には、第19条（入院給付日額の減額）の規定を準用します。
- 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険期間と同じとします。ただし、会社の定める範囲内で、更新日から保険期間を短縮して更新されることがあります。
- 前項の規定にかかわらず、保険料の払込が免除されていないときには、保険契約の保険期間満了の日の2か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める範囲内で、保険契約の保険期間を変更して更新することができます。
- 更新後の保険契約には更新日の普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第9条（保険料の払込）、第11条（猶予期間および保険契約の失効）ならびに第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
- 前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 更新後のこの保険契約について、第1条（給付金の支払）、第2条（給付金の支払に関する補則）、第5条（保険料の払込の免除）、第8条（被保険者の死亡）の免責事由に関する規定、第28条（告知義務）、第29条（告知義務違反による解除）および第30条（保険契約を解除できない場合）の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- 第4条（入院給付金の給付限度）に規定する給付限度には、更新前の保険期間において入院給付金が支払われた日数を含みます。
- 第1項の規定にかかわらず、更新日に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項から前項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約に更新します。
- 本条により保険契約を更新したときは、保険証券の交付は行いません。

## 9 給付金等の請求、支払時期および支払場所

### 第15条 (給付金等の請求手続き)

- 給付金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 支払事由が生じた給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して給付金（または保険料の払込の免除）を請求してください。
- 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
  - 死亡給付金受取人（法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めたる者）
  - 前号に該当する者がいない場合  
この保険契約に指定代理請求特約（17）が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約（17）条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
  - 前2号に該当する者がいない場合  
戸籍上の配偶者

- (4) 前3号に該当する者がいない場合  
法定相続人の協議により定めた者
5. 前項の規定により会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱を受けることができません。

## 第16条（給付金等の支払時期および支払場所）

1. 給付金は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 保険料の払込の免除は、前条第2項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に行います。
3. 給付金の支払または保険料の払込の免除のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金または保険料の払込の免除の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
  - (1) 給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由発生の有無の確認が必要な場合  
被保険者の死亡、第1条（給付金の支払）の支払事由または第5条（保険料の払込の免除）に定める高度障害状態（別表3）または身体障害の状態（別表4）に該当する事実の有無
  - (2) 給付金の支払または保険料の払込の免除の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第31条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金もしくは保険料の払込の免除の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金もしくは保険料の払込の免除の請求時までにおける事実
4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前3項にかかわらず、給付金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第1号から第4号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
5. 前2項の確認を行う場合、会社は、給付金または保険料の払込の免除を請求した者に通知をします。
6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は給付金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。

## 10 保険契約上の保全取扱

### 第17条（保険料払込方法（回数）の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、年払、半年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第18条（保険期間または保険料払込期間の変更）

この保険契約の保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

### 第19条（入院給付日額の減額）

1. 保険契約者は、入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。

5. 本条の減額を行ったときは、保険契約者に書面で通知します。

## 11 保険契約者の住所の変更

### 第 20 条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じとします。）を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 12 死亡給付金受取人または保険契約者の変更

### 第 21 条（死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
3. 第 1 項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### 第 22 条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前 2 項による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

### 第 23 条（死亡給付金受取人の死亡）

1. 死亡給付金受取人が、死亡給付金の支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
2. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
3. 前 2 項により死亡給付金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

### 第 24 条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

## 13 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者

### 第 25 条（保険契約者または死亡給付金受取人の代表者）

1. この保険契約について、保険契約者または死亡給付金受取人が 2 人以上あるときは、各代表者 1 人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡給付金受取人の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が 2 人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

## 14 詐欺による取消し

### 第 26 条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 15 不法取得目的による無効

### 第 27 条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 16 告知義務

### 第 28 条（告知義務）

会社が、保険契約の締結または復活の際、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち

会社所定の書面（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

## 第 29 条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人が、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に書面で解除の通知をします。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第 30 条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第 28 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 28 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、保険契約の締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下、本号において同じとします。）の属する日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由が生じているときを除きます。
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 28 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

## 第 31 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が、この保険契約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前 4 号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（前項第 4 号のみに該当した場合で、前項第 4 号①から⑤までに該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料

の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。

3. 本条の規定による保険契約の解除については、第 29 条（告知義務違反による解除）第 4 項および第 5 項の規定を準用します。
4. 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 4 号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第 2 項の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 17 被保険者の業務の変更等の場合

### 第 32 条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

## 18 解約

### 第 33 条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。

## 19 給付金の受取人による保険契約の存続

### 第 34 条（給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第 1 項の通知をするときは、請求書類（別表 1）を会社に提出してください。
4. 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第 2 項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第 2 項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 20 解約払戻金

### 第 35 条（解約払戻金）

1. 保険料払込期間中の解約払戻金はありません。また、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときも、解約払戻金はありません。
2. 保険料払込期間満了後の解約払戻金は第 1 条（給付金の支払）に定める入院給付日額の 10 倍とします。
3. 解約払戻金は、第 33 条（解約）第 2 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

## 21 特別条件

### 第 36 条（特別条件）

1. 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの方法により、会社は、この保険契約上の責任を負います。
  - (1) 特定疾病・特定部位不担保法  
この方法による場合には、会社の定めた不担保期間中（保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとしてこれを適用します。）に会社が指定した疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下「特定疾病」といいます。）または別表 17 のうちから会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病を直接の原因とし、第 1 条（給付金の支払）に規定する給付金の支払事由が発生した場合には、会社はその給付金を支払いません。ただし、不慮の事故、不慮の事故以外の外因、別表 5 に定める感染症によって、被保険者が第 1 条に規定する給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金の全額を支払います。また、被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院した場合には、その入院については、不担保期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。
  - (2) 特別保険料領収法  
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
  - (3) 特定高度障害不担保法  
この方法による場合には、会社の定める不担保期間中に、高度障害状態のうち、あらかじめ会社が指定した障害によって保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険料の払込を免除しません。ただし、感染症（別表 5）による場合は保険料を免除します。

2. 特別保険料の金額、不担保とする疾病、身体部位および期間ならびに不担保とする障害は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

## 22 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第 37 条 (契約年齢の計算)

1. 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第 38 条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、つぎの方法により取り扱います。
  - (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、会社の定める方法により計算した金額を授受します。
  - (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、前号の規定を準用します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項第1号の規定を準用します。

## 23 契約者配当

### 第 39 条 (契約者配当)

この保険契約に対する契約者配当はありません。

## 24 時効

### 第 40 条 (時効)

給付金、解約払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

## 25 管轄裁判所

### 第 41 条 (管轄裁判所)

この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 26 契約内容の登録

### 第 42 条 (契約内容の登録)

(削除)

## 27 法令等の改正に伴う支払事由の変更

### 第 43 条 (法令等の改正に伴う支払事由の変更)

1. 会社は、医科診療報酬点数表（別表 14）または歯科診療報酬点数表（別表 15）の改正により手術料の算定される手術の種類が変更される場合等、公的医療保険制度（別表 13）の改正が行われた場合で、その改正が、手術見舞給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときには、主務官庁の認可を得て、手術見舞給付金の支払事由を変更することがあります。
2. 本条の変更を行うときは、会社は、主務官庁の認可により本条の変更を取り扱うことができることとなった日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって手術見舞給付金の支払事由を改めます。
3. 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
4. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
  - (1) 本条の変更を承諾する方法
  - (2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

## 28 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に関する特則

### 第 44 条 (民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に関する特則)

令和 2 年 3 月 31 日以前に締結された保険契約が、令和 2 年 4 月 1 日以後に保険契約の更新に関する規定により更新された場合には、契約年齢または性別の誤りの処理に関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。

## 【備考】

## 1. 医学上重要な関係にある疾病

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

## 2. 治療を目的とする入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院などは、「治療を目的とする入院」に該当しません。

## 3. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

## 4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

## 5. 電磁的方法

第28条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

## 主契約

無解約払戻金型医療保険普通保険約款

# 無解約払戻金型ガン診断給付保険普通保険約款

主契約

無解約払戻金型ガン診断給付保険普通保険約款

## 無解約払戻金型ガン診断給付保険普通保険約款 目次

- 1 ガン診断給付金の支払  
第1条 (ガン診断給付金の支払)
- 2 保険料の払込の免除  
第2条 (保険料の払込の免除)
- 3 責任開始期  
第3条 (責任開始期)  
第4条 (ガン給付の責任開始日)  
第5条 (保険証券)
- 4 ガン給付の責任開始日前のガン罹患による無効  
第6条 (ガン給付の責任開始日前のガン罹患による無効)
- 5 被保険者の死亡  
第7条 (被保険者の死亡)
- 6 保険料の払込  
第8条 (保険料の払込)  
第9条 (保険料の払込方法 (経路) )
- 7 猶予期間および保険契約の失効  
第10条 (猶予期間および保険契約の失効)  
第11条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)
- 8 保険契約の復活  
第12条 (保険契約の復活)
- 9 保険契約の更新  
第13条 (保険契約の更新)
- 10 ガン診断給付金等の請求、支払時期および支払場所  
第14条 (ガン診断給付金等の請求手続き)  
第15条 (ガン診断給付金等の支払時期および支払場所)
- 11 保険契約上の保全取扱  
第16条 (保険料払込方法 (回数) の変更)  
第17条 (保険期間または保険料払込期間の変更)  
第18条 (ガン診断給付金額の減額)
- 12 保険契約者の住所の変更  
第19条 (保険契約者の住所の変更)
- 13 死亡給付金受取人または保険契約者の変更  
第20条 (死亡給付金受取人の変更)  
第21条 (遺言による死亡給付金受取人の変更)  
第22条 (死亡給付金受取人の死亡)  
第23条 (保険契約者の変更)
- 14 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者  
第24条 (保険契約者または死亡給付金受取人の代表者)
- 15 詐欺による取消し  
第25条 (詐欺による取消し)
- 16 不法取得目的による無効  
第26条 (不法取得目的による無効)
- 17 告知義務  
第27条 (告知義務)  
第28条 (告知義務違反による解除)  
第29条 (保険契約を解除できない場合)  
第30条 (重大事由による解除)
- 18 被保険者の業務の変更等の場合  
第31条 (被保険者の業務の変更等の場合)
- 19 解約  
第32条 (解約)
- 20 ガン診断給付金または死亡給付金の受取人による保険契約の存続  
第33条 (ガン診断給付金または死亡給付金の受取人による保険契約の存続)
- 21 解約払戻金  
第34条 (解約払戻金)
- 22 特別条件  
第35条 (特別条件)
- 23 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理  
第36条 (契約年齢の計算)  
第37条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 24 契約者配当  
第38条 (契約者配当)
- 25 時効  
第39条 (時効)
- 26 管轄裁判所  
第40条 (管轄裁判所)
- 27 民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) の施行に関する特則  
第41条 (民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) の施行に関する特則)

## この保険の内容

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

### (1) ガン診断給付金

被保険者が保険期間中に悪性新生物に罹患し、所定の状態に該当したときに支払います。

### (2) 死亡給付金

被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したときに支払います。

### (3) 保険料の払込の免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったとき、または傷害もしくは疾病によって所定の高度障害状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

## 1 ガン診断給付金の支払 第1条（ガン診断給付金の支払）

1. この保険契約において支払うガン診断給付金は、つぎのとおりです。

名称	ガン診断給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン診断給付金	被保険者がガン給付の責任開始日（復活の取扱が行われた場合は最後の復活の際のガン給付の責任開始日をいいます。以下同じとします。）以後、保険期間中に別表6に定める悪性新生物（以下「ガン」といいます。）に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）されたとき	ガン診断給付金額	被保険者

2. 第1項の規定によりガン診断給付金が支払われた場合には、この保険契約は、被保険者が支払事由に該当した時に消滅します。

3. ガン診断給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

4. 保険契約者および第7条（被保険者の死亡）第5項に規定する死亡給付金受取人が同一法人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をガン診断給付金の受取人とします。

5. 被保険者が、ガン給付の責任開始日以後、保険期間中に死亡し、死亡後に、被保険者について第1項に定めるガン診断給付金の支払事由に該当する診断があった場合は、その死亡日に第1項に定めるガン診断給付金の支払事由に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。

## 2 保険料の払込の免除 第2条（保険料の払込の免除）

1. 次表に定めるいずれかの保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。）	被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態に該当したとき ①保険契約者の故意 ②被保険者の故意
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）	被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第8条（保険料の払込）第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第16条（保険料払込方法（回数）の変更）および第18条（ガン診断給付金額の減額）の規定は適用しません。

4. 被保険者がつぎの第2号の事由により高度障害状態（別表3）に該当した場合、第1号または第2号の事由により身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により高度障害状態または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

5. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) その傷害または疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

6. 保険料の払込を免除したときは、保険契約者に書面で通知します。

### 3 責任開始期 第3条（責任開始期）

1. 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。

3. 保険期間および保険料払込期間は契約日からその日を含めて計算します。

4. 保険契約の申込に対して会社が承諾したときには、保険証券を交付します。

### 第4条（ガン給付の責任開始日）

前条第1項の規定にかかわらず、ガン診断給付金の支払については、会社は、つぎの各号に定めるガン給付の責任開始日から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の締結の際のガン給付の責任開始日は、前条第1項に定める責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
- (2) 復活の取扱が行われた後の保険契約についてのガン給付の責任開始日は、保険契約の最後の復活の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

### 第5条（保険証券）

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) ガン診断給付金および死亡給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険契約の種類
- (6) 保険期間
- (7) ガン診断給付金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約の給付金等の額その他前号までに準じる事項

### 4 ガン給付の責任開始日前のガン罹患による無効 第6条（ガン給付の責任開始日前のガン罹患による無効）

1. 被保険者が責任開始日前にガンに罹患していた場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約の締結の際のガン給付の責任開始日前にガンに罹患していた場合、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- (2) 保険契約の復活の際のガン給付の責任開始日前にガンに罹患していた場合、保険契約の復活は無効とし、会社は、保険契約の復活の際に払い込まれた金額および保険契約の復活以後に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、保険契約は復活前に解約されたものとして取り扱います。

2. 前項の規定にかかわらず第28条（告知義務違反による解除）または第30条（重大事由による解除）の規定により保険契約が解除さ

れる場合には、本条の規定は適用しません。

## 5 被保険者の死亡

### 第7条（被保険者の死亡）

1. 被保険者が死亡した場合には、この保険契約は消滅します。
2. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約払戻金があるときは、これと同額の死亡給付金を第5項に定める死亡給付金受取人に支払います。ただし、第1条（ガン診断給付金の支払）第5項の規定により、ガン診断給付金が支払われる場合を除きます。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより死亡した場合には、会社は、死亡給付金を支払いません。
  - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
  - (2) 保険契約者の故意
  - (3) 死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。
4. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約払戻金を保険契約者に支払います（なお、前項第3号ただし書きの場合、死亡給付金が支払われない部分にかかる解約払戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われない場合には、解約払戻金その他の払戻金の支払はありません。
5. 死亡給付金受取人は、保険契約締結の際、保険契約者が被保険者の同意を得て指定するものとします。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険契約は消滅したものとし、第2項から第5項までの規定を適用します。

## 6 保険料の払込

### 第8条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
  - (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合  
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じとします。）の属する月の初日から末日まで
  - (2) 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、ガン診断給付金を支払うときは、ガン診断給付金とともにガン診断給付金の受取人に払い戻します。
4. 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約で、第1回保険料または第1項の保険料が払い込まれ、それぞれの契約日または契約応当日以後、保険料期間末日までに保険契約（保険料の払込を免除されている保険契約を除きます。）が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、消滅した日または保険料の払込を要しなくなった日から保険料期間末日までに1か月以上の期間（1か月未満は切り捨てます。以下「未経過期間」といいます。）があるときは、未経過期間に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、ガン診断給付金を支払うときは、ガン診断給付金とともにガン診断給付金の受取人に払い戻します。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までにガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をガン診断給付金から差し引きます。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
7. 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第11条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

### 第9条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約、特別団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り。）
  - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社所定の方法で払い込んでください。

## 7 猶予期間および保険契約の失効

### 第 10 条 (猶予期間および保険契約の失効)

- 第 2 回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
  - 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
  - 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで  
(年単位または半年単位の契約応当日が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合には、それぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日まで)
- 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
- 保険契約が効力を失った場合、解約払戻金があるときには、保険契約者は解約払戻金を請求することができます。

### 第 11 条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)

- 猶予期間中にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料をガン診断給付金から差し引きます。
- 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

## 8 保険契約の復活

### 第 12 条 (保険契約の復活)

- 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて 1 年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約払戻金の請求があったときを除きます。
- 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類 (別表 1) を会社に提出してください。
- 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料とこれに対する会社の定める利率による利息とを払い込んでください。
- 第 3 条 (責任開始期) 第 1 項から第 3 項までの規定は、本条の場合に準用します。この場合、第 3 条第 2 項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
- 本条により保険契約を復活したときは、保険契約者に書面で通知し、保険証券の交付は行いません。

## 9 保険契約の更新

### 第 13 条 (保険契約の更新)

- この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の 2 か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、保険契約 (保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているもの) に更新されます。
- 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
  - 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえている場合
  - 保険期間が歳満了の保険契約の場合
  - この保険契約に第 35 条 (特別条件) に定める特別条件が適用されている場合
- 更新後の保険契約のガン診断給付金額は、更新前の保険契約の保険期間満了の日のガン診断給付金額と同じとします。ただし、保険料の払込が免除されていないときには、保険契約の保険期間満了の日の 2 か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める範囲内で、更新日からガン診断給付金額を減額することができます。本項の規定によりガン診断給付金額が減額された場合には、第 18 条 (ガン診断給付金額の減額) の規定を準用します。
- 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険期間と同じとします。ただし、会社の定める範囲内で、更新日から保険期間を短縮して更新されることがあります。
- 前項の規定にかかわらず、保険料の払込が免除されていないときには、保険契約の保険期間満了の日の 2 か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める範囲内で、保険契約の保険期間を変更して更新することができます。
- 更新後の保険契約には更新日の普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 更新後の保険契約の第 1 回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第 8 条 (保険料の払込)、第 10 条 (猶予期間および保険契約の失効) ならびに第 11 条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合) の規定を準用します。
- 前項の保険料が猶予期間中に払い込まなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 更新後のこの保険契約について、第 1 条 (ガン診断給付金の支払)、第 2 条 (保険料の払込の免除)、第 4 条 (ガン給付の責任開始日)、第 6 条 (ガン給付の責任開始日前のガン罹患による無効)、第 7 条 (被保険者の死亡) の免責事由に関する規定、第 27 条 (告知義務)、第 28 条 (告知義務違反による解除) および第 29 条 (保険契約を解除できない場合) の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- 第 1 項の規定にかかわらず、更新日に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第 1 項から前項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約に更新します。
- 本条により保険契約を更新したときは、保険証券の交付は行いません。

## 10 ガン診断給付金等の請求、支払時期および支払場所

### 第14条（ガン診断給付金等の請求手続き）

- ガン診断給付金または死亡給付金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはガン診断給付金もしくは死亡給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ガン診断給付金または死亡給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに請求書類（別表1）を提出してガン診断給付金、死亡給付金または保険料の払込の免除を請求してください。
- 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- 被保険者が死亡した場合、ガン診断給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、ガン診断給付金の受取人が法人である場合を除きます。
  - 死亡給付金受取人（法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めたる者）
  - 前号に該当する者がいない場合  
この保険契約に指定代理請求特約（17）が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約（17）条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
  - 前2号に該当する者がいない場合  
戸籍上の配偶者
  - 前3号に該当する者がいない場合  
法定相続人の協議により定めたる者
- 前項の規定により会社がガン診断給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してそのガン診断給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱を受けることができません。

### 第15条（ガン診断給付金等の支払時期および支払場所）

- ガン診断給付金または死亡給付金（以下本条において「給付金」といいます。）は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 保険料の払込の免除は、前条第2項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に行います。
- 給付金の支払または保険料の払込の免除のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時からガン診断給付金、死亡給付金または保険料の払込の免除の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
  - 給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由発生の有無の確認が必要な場合  
被保険者の死亡、第1条（ガン診断給付金の支払）の支払事由または第2条（保険料の払込の免除）に定める高度障害状態（別表3）または身体障害の状態（別表4）に該当する事実の有無
  - ガン給付の責任開始日前のガン罹患の可能性がある場合  
被保険者が、ガン給付の責任開始日前にガンに罹患していたことの有無
  - 死亡給付金の支払または保険料の払込の免除の免責事由に該当する可能性がある場合  
死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した原因
  - 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第30条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金もしくは保険料の払込の免除の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実
- 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前3項にかかわらず、給付金を支払うべき期限または保険料の払込を免除する期限は、前条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第1号から第4号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。
  - 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

- (2) 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
5. 前2項の確認を行う場合、会社は、ガン診断給付金、死亡給付金または保険料の払込の免除を請求した者に通知をします。
  6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は給付金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。

## 11 保険契約上の保全取扱

### 第16条（保険料払込方法（回数）の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、年払、半年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第17条（保険期間または保険料払込期間の変更）

この保険契約の保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

### 第18条（ガン診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、ガン診断給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
5. 本条の減額を行ったときは、保険契約者に書面で通知します。

## 12 保険契約者の住所の変更

### 第19条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じとします。）を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 13 死亡給付金受取人または保険契約者の変更

### 第20条（死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### 第21条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

### 第22条（死亡給付金受取人の死亡）

1. 死亡給付金受取人が、死亡給付金の支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
2. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
3. 前2項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

## 第 23 条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類 (別表 1) を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

## 14 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者

### 第 24 条 (保険契約者または死亡給付金受取人の代表者)

1. この保険契約について、保険契約者または死亡給付金受取人が 2 人以上あるときは、各代表者 1 人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡給付金受取人の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が 2 人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

## 15 詐欺による取消し

### 第 25 条 (詐欺による取消し)

保険契約者、被保険者、ガン診断給付金または死亡給付金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 16 不法取得目的による無効

### 第 26 条 (不法取得目的による無効)

保険契約者がガン診断給付金または死亡給付金を不法に取得する目的または他人にガン診断給付金または死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 17 告知義務

### 第 27 条 (告知義務)

会社が、保険契約の締結または復活の際、ガン診断給付金または死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面 (電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。) で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

## 第 28 条 (告知義務違反による解除)

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 会社は、ガン診断給付金または死亡給付金 (以下本条において「給付金」といいます。) の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人が、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に書面で解除の通知をします。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第 29 条 (保険契約を解除できない場合)

1. 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者 (会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。) が、保険契約者または被保険者が第 27 条 (告知義務) の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 27 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、保険契約の締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が責任開始期 (復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下、本号において同じとします。) の属する日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実によりガン診断給付金または死亡給付金の支払事由が生じているときを除きます。
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 27 条

の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

## 第 30 条 (重大事由による解除)

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）またはガン診断給付金もしくは死亡給付金（以下本条において「給付金」といいます。）の受取人が、この保険契約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取る目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定に基づき保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 本条の規定による保険契約の解除については、第28条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 18 被保険者の業務の変更等の場合

### 第 31 条 (被保険者の業務の変更等の場合)

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

## 19 解約

### 第 32 条 (解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

## 20 ガン診断給付金または死亡給付金の受取人による保険契約の存続

### 第 33 条 (ガン診断給付金または死亡給付金の受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいつの各号のすべてを満たすガン診断給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、ガン診断給付金または死亡給付金の支払事由が生じ、会社がガン診断給付金または死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、

第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ガン診断給付金の支払事由が生じた場合にはガン診断給付金受取人に、死亡給付金の支払事由が生じた場合には死亡給付金受取人に支払います。

## 21 解約払戻金 第34条 (解約払戻金)

1. 保険料払込期間中の解約払戻金はありません。また、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときも、解約払戻金はありません。
2. 保険料払込期間満了後の解約払戻金は第1条（ガン診断給付金の支払）に定めるガン診断給付金額の10%とします。
3. 解約払戻金は、第32条（解約）に定める請求書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

## 22 特別条件 第35条 (特別条件)

1. 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの方法により、会社は、この保険契約上の責任を負います。
  - (1) 特別保険料領収法  
この方法による場合は、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
  - (2) 特定高度障害不担保法  
この方法による場合には、会社の定める不担保期間中に、高度障害状態のうち、あらかじめ会社が指定した障害によって保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険料の払込を免除しません。ただし、感染症（別表5）による場合は保険料を免除します。
2. 特別保険料の金額および不担保とする障害は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

## 23 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理 第36条 (契約年齢の計算)

1. 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

## 第37条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、つぎの方法により取り扱います。
  - (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、会社の定める方法により計算した金額を授受します。
  - (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、前号の規定を準用します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項第1号の規定を準用します。

## 24 契約者配当 第38条 (契約者配当)

この保険契約に対する契約者配当はありません。

## 25 時効 第39条 (時効)

ガン診断給付金、死亡給付金、解約払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

## 26 管轄裁判所 第40条 (管轄裁判所)

この保険契約におけるガン診断給付金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地またはガン診断給付金または死亡給付金の受取人（ガン診断給付金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 27 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する特則 第41条 (民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する特則)

令和2年3月31日以前に締結された保険契約が、令和2年4月1日以後に保険契約の更新に関する規定により更新された場合には、契約年齢または性別の誤りの処理に関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」

と読み替えます。

[備考]

1. 電磁的方法

第 27 条（告知義務）および第 37 条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

## リビング・ニーズ特約 (17)

## リビング・ニーズ特約 (17) 目次

- 第1条 (リビング・ニーズ保険金の支払)
- 第2条 (リビング・ニーズ保険金の削減支払)
- 第3条 (リビング・ニーズ保険金の請求手続き)
- 第4条 (リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所)
- 第5条 (特約の付加および責任開始期)
- 第6条 (特約の保険料の払込)
- 第7条 (特約の失効)
- 第8条 (特約の復活)
- 第9条 (特約の解約)
- 第10条 (特約の払戻金)
- 第11条 (特約の消滅)
- 第12条 (告知義務および告知義務違反)
- 第13条 (重大事由による解除)
- 第14条 (契約者配当)
- 第15条 (管轄裁判所)
- 第16条 (主約款の規定の準用)
- 第17条 (主契約に特別条件が適用された場合の特則)
- 第18条 (主契約に質権が設定される場合の特則)
- 第19条 (主契約が無解約払戻金型定期保険契約の場合の特則)
- 第20条 (主契約が無解約払戻金型収入保障保険の場合の特則)
- 第21条 (同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合)

## この特約の主な内容

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

### 第1条 (リビング・ニーズ保険金の支払)

1. この特約のリビング・ニーズ保険金は、つぎのとおりです。

名称	リビング・ニーズ保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当してもリビング・ニーズ保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断される場合	会社の定める範囲内で、主たる保険契約 (以下「主契約」といいます。) の死亡保険金額のうち、リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額 (以下「指定保険金額」といいます。) から、会社の定める計算方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 会社は、第3条 (リビング・ニーズ保険金の請求手続き) に定める請求書類が会社に到達しない限り、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、リビング・ニーズ保険金の請求日 (第3条に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じとします。) が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
3. 主契約の保険料の払込方法 (回数) が年払契約の場合、請求日の6か月後の応当日から保険料期間末日までに1か月以上の期間があるときは、その期間 (1か月未満は切り捨てます。) の指定保険金額に対応する保険料を被保険者に払い戻します。
4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日に消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。
5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日に減額されたものとします。
6. 第4項および前項の定めるところにより、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、特約条項および主契約の普通保険約款 (以下「主約款」といいます。) の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。また、リビング・ニーズ保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する保険金額については支払いません。
7. 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 8.リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

### 第2条 (リビング・ニーズ保険金の削減支払)

前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によって支払事由に該当した場合で、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された主契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、リビング・ニーズ保険金を削減して支払うことがあります。

### 第3条 (リビング・ニーズ保険金の請求手続き)

リビング・ニーズ保険金の受取人は、リビング・ニーズ保険金を請求 (保険金額の指定を含みます。) する場合には、請求書類 (別表1) を提出してください。

### 第4条 (リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所)

リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所については主約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

### 第5条 (特約の付加および責任開始期)

1. この特約は、会社の定める主契約の締結の際、その主契約に自動的に付加されます。また、主契約の更新に際し、主契約に付加されているこの特約は、引き続き更新後の主契約に付加されます。
2. 会社は、この特約を付加する主契約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。

## 第6条 (特約の保険料の払込)

この特約は保険料の払込を要しません。

## 第7条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

## 第8条 (特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

## 第9条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

## 第10条 (特約の払戻金)

この特約の解約払戻金その他の払戻金はありません。

## 第11条 (特約の消滅)

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第1条(リビング・ニーズ保険金の支払)に規定するリビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

## 第12条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

## 第13条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

## 第14条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

## 第15条 (管轄裁判所)

この特約におけるリビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

## 第16条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第17条 (主契約に特別条件が適用された場合の特則)

主約款に定める特別条件の保険金削減支払法または年金削減支払法が適用されている場合で、保険金削減または年金削減の期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める計算方法によりリビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。

## 第18条 (主契約に質権が設定される場合の特則)

この特約が付加された主契約に質権が設定されている場合には、第1条(リビング・ニーズ保険金の支払)の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

## 第19条 (主契約が無解約払戻金型定期保険契約の場合の特則)

この特約が無解約払戻金型定期保険契約に付加されている場合には、第1条(リビング・ニーズ保険金の支払)第2項の規定中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(主約款の規定により、保険契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えます。

## 第20条 (主契約が無解約払戻金型収入保障保険の場合の特則)

この特約が無解約払戻金型収入保障保険に付加されている場合にはつぎのとおりとします。

- (1) 第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金現価」と読み替えます。
- (2) リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金現価の一部が指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合、第1条第5項の規定は指定された年金現価部分の割合に応じて無解約払戻金型収入保障保険の年金月額が減額されたものとします。
- (3) リビング・ニーズ保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、年金は支払いません。

## 第21条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約が同時に主契約に付加された場合は、つぎのとおりとします。ただし、この特約が付加されている各保険契約の保険期間の満了（この特約が付加されている各保険契約が更新される場合を除きます。）前1年以内は、その保険契約については本条の規定を適用しません。

- (1) この特約が付加されている保険契約についてリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、この特約が付加されているすべての保険契約についてリビング・ニーズ保険金の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項に定める死亡保険金額は、この特約が付加されている保険契約の死亡保険金額を合算した金額とします。
- (3) 第1条第1項に定める金額の指定にあたっては、会社の定める範囲内で、各付加契約の指定保険金額の合計額としての金額を指定するものとします。
- (4) この特約が付加されている保険契約の指定保険金額は、会社の定める範囲内で、前号で指定する金額を基準として、リビング・ニーズ保険金の請求日における各付加契約の死亡保険金額の割合に応じて、各付加契約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (5) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。

特約

リビング・ニーズ特約  
(17)

## 先進医療特約 (17)

## 先進医療特約（17） 目次

- 第1条（先進医療給付金の支払）
- 第2条（先進医療給付金の削減支払）
- 第3条（先進医療給付金の支払限度）
- 第4条（特約保険料の払込免除）
- 第5条（特約の締結および責任開始期）
- 第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
- 第7条（特約の失効）
- 第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）
- 第9条（特約の復活）
- 第10条（特約の更新）
- 第11条（特約の給付金の請求手続き）
- 第12条（特約の給付金の支払時期および支払場所）
- 第13条（特約の消滅）
- 第14条（告知義務および告知義務違反）
- 第15条（重大事由による解除）
- 第16条（特約の解約）
- 第17条（特約の払戻金）
- 第18条（契約者配当）
- 第19条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）
- 第20条（管轄裁判所）
- 第21条（主契約が特別条件付契約の場合の特則）
- 第22条（主約款の規定の準用）

## この特約の主な内容

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害により先進医療による療養を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

### 第1条（先進医療給付金の支払）

1. この特約において支払う先進医療給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
先進医療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中につぎの条件のすべてを満たす療養を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同じとします。）以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする療養であること</p> <p>①疾病（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める異常分娩を含みます。以下同じとします。）</p> <p>②主約款に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害</p> <p>③不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) 別表 18 に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）による別表 19 に定める療養（以下「療養」といいます。）であること</p>	<p>先進医療に係る技術料（別表 13 に定める公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担分を含む。）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療に係る技術料以外の費用は含まれません。以下同じとします。）と同額。</p> <p>ただし、その額が 500 万円を超える場合は、500 万円とします。</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p>

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因を原因として療養を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年を経過した後に療養を受けたときは、その療養は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

3. 先進医療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

4. 保険契約者および主契約の死亡給付金受取人が同一法人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、本条の規定にかかわらず、保険契約者を先進医療給付金の受取人とします。

5. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に療養を受けたときでも、その療養はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

(1) その傷害または疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

### 第2条（先進医療給付金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかによって療養を受けた場合に、その原因により療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、先進医療給付金を削減して支払いまたはその全額を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

### 第3条（先進医療給付金の支払限度）

この特約による先進医療給付金の支払は、先進医療給付金の支払額を通算して 1000 万円を限度とします。

### 第4条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 第5条（特約の締結および責任開始期）

1. 保険契約者は、主契約の締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

## 第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
3. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
4. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

## 第7条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

## 第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、そのときまでにすでに到来している保険料期間の未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

## 第9条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

## 第10条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、この特約の保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
  - (1) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえている場合
  - (2) この特約に第21条（主契約が特別条件付契約の場合の特則）に定める特別条件が適用されている場合
 ただし、特定疾病・特定部位不担保法のみが適用されている場合には本条の更新を取り扱います。この場合、この特約の保険期間満了の日までに会社が指定した不担保とする期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定疾病・特定部位不担保法は適用せず、会社が指定した不担保とする期間が満了していないときは、更新前のこの特約と同一の条件をつけて更新するものとします。
3. 更新後のこの特約の保険期間は、つぎの各号のとおりとします。
  - (1) 主契約の保険料払込期間中は、更新前の保険期間と同じとします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。
  - (2) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。
4. 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲内で、更新日からこの特約の保険期間を変更して更新することがあります。
5. 更新後のこの特約には更新日のこの特約の特約条項を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
6. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効の規定によるほか、第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
7. 前項の保険料が猶予期間中に払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
8. 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前2項および第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。
  - (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
    - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。

- ②保険料の払込方法（回数）は年払とします。
- (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- (3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
9. 更新後のこの特約について、第1条（先進医療給付金の支払）、第3条（先進医療給付金の支払限度）および第14条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
10. 第1項の規定にかかわらず、更新日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項から前項の規定による特約の更新の取扱いに準じて、会社の定める他の特約に更新します。
11. 本条によりこの特約を更新したときには、保険証券の交付は行いません。

## 第11条（特約の給付金の請求手続き）

1. この特約の給付金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに請求書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とし、この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとし、ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 主契約の死亡給付金受取人（法定相続人である主契約の死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めたる者）
- (2) 前号に該当する者がいない場合  
主契約に指定代理請求特約（17）が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約（17）条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
- (3) 前2号に該当する者がいない場合  
戸籍上の配偶者
- (4) 前3号に該当する者がいない場合  
法定相続人の協議により定めたる者
4. 前項の規定により会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取り扱いを受けることができません。
6. 主約款に定める給付金の請求の手続きに関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

## 第12条（特約の給付金の支払時期および支払場所）

主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

## 第13条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに定める事由が生じたときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 先進医療給付金の支払額が第3条（先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度に達したとき

## 第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

## 第15条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款に定める重大事由による解除に関する規定を準用します。

## 第16条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に裏書します。

## 第17条（特約の払戻金）

この特約については、解約払戻金はありません。

## 第 18 条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

## 第 19 条 (法令等の改正に伴う支払事由の変更)

1. 会社は、公的医療保険制度（別表 13）の改正が行われた場合で、その改正が、先進医療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときには、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金の支払事由を変更することがあります。
2. 本条の変更を行うときは、会社は、主務官庁の認可により本条の変更を取り扱うことができることとなった日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって先進医療給付金の支払事由を改めます。
3. 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の 2 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
4. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の 2 週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
  - (1) 本条の変更を承諾する方法
  - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
5. 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第 1 号の方法を指定されたものとみなします。

## 第 20 条 (管轄裁判所)

この特約における給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

## 第 21 条 (主契約が特別条件付契約の場合の特則)

主契約に特別条件が付加される場合、この特約についても同様の内容の特別条件が付加されるものとし、主約款の特別条件の規定を準用します。

## 第 22 条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

[備考]

薬物依存

「薬物依存」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

## 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約

同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約

## 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約 目次

- 第1条 (特約の付加)
- 第2条 (特定契約の内容変更)
- 第3条 (特定契約の保険料の払込)
- 第4条 (追加契約日等に関する取扱)
- 第5条 (追加特定契約の契約年齢の計算の取扱)
- 第6条 (責任開始の日から追加契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合の取扱)
- 第7条 (追加特定契約の特別取扱)
- 第8条 (特定契約の失効)
- 第9条 (特定契約の復活)
- 第10条 (特約の解約)
- 第11条 (特約の解約払戻金)
- 第12条 (特約の消滅)
- 第13条 (責任開始期に関する特約が同時に付加されている場合の特則)
- 第14条 (追加特定契約の特別取扱)

### 特約

### 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約

## この特約の内容

この特約は、同一の保険証券で複数の保険契約を引き受けるための特約です。

### 第1条 (特約の付加)

1. 保険契約締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の保険証券で引き受けます。この場合、この特約を付加できる主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）にそれぞれこの特約を付加するものとし、同一の保険証券で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ以下「特定契約」といいます。また、その特定契約に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険契約の更新の規定が適用される場合は、その更新後の保険契約についても、特定契約に含まれます。
2. 新たな保険契約（複数の保険契約の場合を含み、以下「追加特定契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から既に締結されている保険契約（複数の保険契約の場合を含み、以下「被追加契約」といいます。）と追加特定契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合、被追加契約と追加特定契約のそれぞれにこの特約を付加するものとし、被追加契約と追加特定契約のそれぞれを前項に定める特定契約として取り扱います。ただし、本項の取扱は、追加特定契約の責任開始期の属する日において、被追加契約が有効中である場合に限ります。

### 第2条 (特定契約の内容変更)

1. 保険契約者が特定契約についてつぎの各号の変更を行う場合は、すべての特定契約について同一の変更の請求を行ってください。一部の特定契約のみ変更することはできません。
  - (1) 保険契約者の変更
  - (2) 死亡保険金受取人の変更（遺言による場合を含みます。）
  - (3) 遺族年金受取人の変更（遺言による場合を含みます。）
  - (4) 死亡給付金受取人の変更（遺言による場合を含みます。）
  - (5) 指定代理請求人の変更指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の変更指定を含みます。）
  - (6) 保険料の払込方法（経路）または保険料の払込方法（回数）の変更
2. 保険契約者が特定契約（特定契約に付加している特約を含みます。以下本項において同じとします。）について、指定代理請求人の指定をする場合は、すべての特定契約について同一の指定を行ってください。特定契約ごとに異なった指定をすることはできません。
3. 特定契約の解約後に他の特定契約において前2項の各号の定める変更または指定が行われた場合で、その解約された特定契約について、解約後に支払事由が生じ主約款および特約条項の保険金、給付金および年金（以下「保険金等」といいます。）の支払に関する規定により会社が保険金等を支払うときは、同規定にかかわらず、その特定契約が解約されていなかったものとした場合にその支払事由の発生時において前2項の規定その他その特定契約の主約款および特約条項に基づき受取人となる者に、保険金等を支払います。
4. 特定契約の解約または保険金等の額の減額は、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 解約  
主約款および特約条項に定める解約の規定により保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後のすべての特定契約の保険金額等の合計額および解約した後の各特定契約の保険金額等のいずれもが会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。
  - (2) 保険金等の額の減額  
主約款および特約条項に定める保険金等の額の減額の規定により保険契約者が特定契約の保険金等の額等を減額する場合は、同規定により会社が減額を取り扱う場合のほか、減額した後のすべての特定契約の保険金等の額の合計額および減額した後の各特定契約の保険金等の額のいずれもが会社の定める限度を下回らない限り、会社の定める範囲で減額することができます。

### 第3条 (特定契約の保険料の払込)

1. 保険契約者は、払込期月を同一とするすべての特定契約の保険料をあわせて払い込んでください。一部の特定契約の保険料のみを払い込むことはできません。
2. 保険料の払込期月中または猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
3. 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料の合計額に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料の合計額を払い込んでください。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、会社が支払うべき金額を支払いません。
4. 保険料の払込期月中または猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合で、未払込保険料があるときは、保険契約者は、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を払い込んでください。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
5. 死亡保険金のない特定契約があり、他の特定契約において死亡保険金を支払う場合で、被保険者の死亡により死亡保険金のない特定契約について主約款の保険料の払込の規定による払い戻す保険料等があるときは、主約款の保険料の払込の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を死亡保険金とともに死亡保険金受取人に支払います。
6. 特定契約が保険金の支払により消滅すると同時に、他の特定契約において保険料の払込が免除される場合で、保険金の支払により消滅する特定契約について払い戻す保険料等を会社が支払うときは、主約款の保険料の払込の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金

額を保険契約者に支払います。

## 第4条（追加契約日等に関する取扱）

1. 追加特定契約の責任開始期の属する日の直後に到来する、被追加契約の月単位の契約応当日（「被追加契約の月単位の契約応当日」とは、被追加契約の主約款に定める月単位の契約応当日をいいます。以下同じとします。）を追加契約日とし、追加特定契約の保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。この場合、追加特定契約の主約款および特約条項中、つぎの各号の規定は適用しません。
  - (1) 責任開始期に関する規定に定める契約日の規定
  - (2) 口座振替特約、クレジットカード支払特約、団体扱特約、特別団体扱特約、集団扱特約および責任開始期に関する特約に定める契約日の特則に関する規定
2. 追加特定契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 追加特定契約の主約款および特約条項に定めるそれぞれの契約応当日については、追加特定契約の責任開始期の属する日の後に到来する、被追加契約の主約款に定めるそれぞれの契約応当日（以下「被追加契約の契約応当日」といいます。）と同一の日を、追加特定契約の主約款および特約条項に定めるそれぞれの契約応当日として取り扱うものとします。
  - (2) 追加特定契約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
  - (3) 追加特定契約の保険期間および保険料払込期間は会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 追加特定契約の主約款および特約条項については、つぎのとおり読み替えます。
    - ①追加特定契約の主約款および特約条項中「契約日」とあるのは「追加契約日」と読み替えます。
    - ②前①の規定にかかわらず、追加特定契約の主約款および特約条項中「月単位の契約応当日」とあるのは「被追加契約の月単位の契約応当日」と、「年単位または半年単位の契約応当日」とあるのは「被追加契約の年単位または半年単位の契約応当日」と読み替えます。
    - ③追加特定契約の主約款に定める保険料の払込に関する規定中、「月単位の契約応当日」とあるのは「追加契約日の後に到来する、被追加契約の月単位の契約応当日」と、「年単位または半年単位の契約応当日」とあるのは「追加契約日の後に到来する、被追加契約の年単位または半年単位の契約応当日」と、「それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間」とあるのは「追加契約日の後に到来する、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間」と読み替えます。

## 第5条（追加特定契約の契約年齢の計算の取扱）

追加特定契約の主約款に定める契約年齢の計算に関する規定中「被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。」とあるのは、「被保険者の追加契約日における契約年齢は、追加契約日における、被追加契約の被保険者の年齢と同一の年齢とします。」と読み替えます。

## 第6条（責任開始の日から追加契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合の取扱）

1. 追加特定契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に、追加特定契約について主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、第4条（追加契約日等に関する取扱）第1項の規定にかかわらず、追加特定契約の責任開始の日を追加契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準に再計算します。この場合、保険期間満了の日および保険料払込期間満了の日は変更せず、保険契約者は、追加契約日からその直後の被追加契約の月単位の契約応当日の前日までの期間については、1か月分の保険料に対応する金額を払い込んでください。
2. 前項の場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを会社に払い込んでください。ただし、保険金等の支払があるときは、会社は、過不足分を保険金等と精算します。
3. 前2項の規定を適用するときは、責任開始の日が同一の追加特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

## 第7条（追加特定契約の特別取扱）

口座振替特約、クレジットカード支払特約、団体扱特約、特別団体扱特約および集団扱特約の規定にかかわらず、会社と提携金融機関における振替手続きの取扱等の事情により、被追加契約および追加特定契約の保険料について会社所定の方法で払い込んでいただくことがあります。

## 第8条（特定契約の失効）

すべての特定契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

## 第9条（特定契約の復活）

前条の規定により効力を失ったすべての特定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 特定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についての復活の請求があったものとします。
- (2) すべての特定契約を同時に復活することを要します。
- (3) 第1号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。

## 第 10 条 (特約の解約)

すべての特定契約について、特定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

## 第 11 条 (特約の解約払戻金)

この特約には、解約払戻金はありません。

## 第 12 条 (特約の消滅)

すべての特定契約が解約その他の事由により消滅したとき、この特約は消滅します。

## 第 13 条 (責任開始期に関する特約が同時に付加されている場合の特則)

主契約に、責任開始期に関する特約が同時に付加されている場合、責任開始期に関する特約条項第 3 条第 1 項をつぎのとおり読み替えます。

「1. 第 1 回保険料の払込期間は、責任開始の日から追加契約日の属する月の末日までとします。」

## 第 14 条 (追加特定契約の特別取扱)

- 第 4 条 (追加契約日等に関する取扱) 第 1 項の規定にかかわらず、追加特定契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時いづれか遅い時 (以下「申込・告知時」といいます。) の直後に到来する被追加契約の月単位の契約応当日から年単位の契約応当日までの期間が 1 か月である場合には、申込・告知時の直後に到来する被追加契約の月単位の契約応当日を追加特定契約の責任開始期とし、申込・告知時の直後に到来する被追加契約の年単位の契約応当日を追加契約日とします。この場合、申込・告知時から責任開始期の前日までの間に生じた傷害または疾病は、追加特定契約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病とみなして取り扱います。
- 前項の場合には、追加特定契約の主約款および特約条項中、つぎの規定は適用しません。
  - 責任開始期に関する規定に定める責任が開始される日および契約日の規定
  - 口座振替特約、クレジットカード支払特約、団体扱特約、特別団体扱特約、集団扱特約および責任開始期に関する特約に定める責任開始日および契約日の特則に関する規定

## 特約

同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約

## 指定代理請求特約（17）

特約

指定代理請求特約

（17）

## 指定代理請求特約（17） 目次

- 第1条（特約の付加）
- 第2条（特約の対象となる保険金等）
- 第3条（指定代理請求人の指定および変更）
- 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）
- 第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）
- 第6条（特約の解約）
- 第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）
- 第8条（主約款の規定の準用）

特約

指定代理請求特約  
17

## この特約の主な内容

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

### 第1条（特約の付加）

この特約は、会社の定める主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、その主契約に自動的に付加されます。また、主契約の更新に際し、主契約に付加されているこの特約は、引き続き更新後の主契約に付加されます。

### 第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金または給付金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

### 第3条（指定代理請求人の指定および変更）

1. この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとします。

- (1) つぎの範囲内の者
  - ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
  - ②主契約の被保険者の直系血族
  - ③主契約の被保険者の兄弟姉妹
  - ④前②③のほか、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
  - ①被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
  - ②被保険者の財産管理を行っている者
  - ③死亡保険金受取人または遺族年金受取人
  - ④その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

2. 保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項各号に定める範囲内で指定代理請求人を変更（指定代理請求人の指定の撤回を含みます。以下同じとします。）することができます。なお、指定代理請求人の指定が撤回された場合には、指定代理請求人の指定がなされていないものとして取り扱います。

3. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

4. 本条の指定または変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ会社に対抗することができません。

### 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

1. 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号のいずれかに定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更した指定代理請求人が、請求書類（別表1）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、前2号に準じる状態である場合

2. 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

3. 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と同居または生計を一にする者）が、請求書類（別表1）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
- (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
- (3) 指定代理請求人が指定されていない場合

4. 第1項および前項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。

## 第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

## 第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

## 第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

## 第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款の規定を準用します。

## 責任開始期に関する特約

特約

責任開始期に関する特約

## 責任開始期に関する特約 目次

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (責任開始期および契約日)
- 第3条 (第1回保険料の払込および猶予期間)
- 第4条 (第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合)
- 第5条 (第1回保険料の不払いによる無効)
- 第6条 (特約の解約)
- 第7条 (第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金)
- 第8条 (主約款の規定の準用)
- 第9条 (契約日指定に関する特則)
- 第10条 (同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合)

## この特約の趣旨

この特約は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約申込書を受け取った時または被保険者の告知の時いずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的にしたものです。

## 第1条（特約の適用）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約には、この特約は付加されません。

## 第2条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時いずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任を開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込の免除事由が発生したときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- (3) 前号のただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

## 第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期月は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。払込期月内に払込ができなかった場合は、猶予期間内に会社に払い込んでください。

## 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

1. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。
2. 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項のただし書きにより、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

## 第5条（第1回保険料の不払いによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金はありません。

## 第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

## 第7条（第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金）

第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約払戻金はありません。

## 第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第9条（契約日指定に関する特則）

1. この特則は、月払契約に締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この特約と同時に付加して締結

します。

2. この特則が付加された場合には、第2条（責任開始期および契約日）第1項第1号ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始日とします。
3. この特則のみの解約はできません。

## 第10条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

1. 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約が同時に主契約に付加された場合は、対象となる特定契約すべてについてこの特約を適用するものとします。
2. 前項の場合で、特定契約について第2条（責任開始期および契約日）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同様に扱うものとします。

## □座振替特約（17）

---

## 口座振替特約（17） 目次

- 第1条（特約の適用）
- 第2条（保険料の払込）
- 第3条（責任開始期および契約日の特則）
- 第4条（保険料率）
- 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）
- 第6条（諸変更）
- 第7条（特約の消滅）
- 第8条（主約款の規定の準用）
- 第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）
- 第10条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

## 第1条 (特約の適用)

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
  - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること
  - 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

## 第2条 (保険料の払込)

- 保険料は、会社の定めの日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込月中の会社の定めの日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 会社は保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

## 第3条 (責任開始期および契約日の特則)

- この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じとします。）から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。
- 前項の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。
- 保険契約締結の際に、この特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行う場合、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- 第1項および前項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第1項および前項に規定する契約日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として再計算します。この場合、保険料の超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

## 第4条 (保険料率)

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

## 第5条 (保険料口座振替不能の場合の取扱)

- 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社所定の方法で払い込んで下さい。この場合、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。
- 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能になった場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合せて2か月分の保険料の口座振替を行います。
  - 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。
- 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期日を過ぎた保険料を会社所定の方法で払い込んで下さい。

## 第6条 (諸変更)

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- 会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

## 第7条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (5) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

## 第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の取扱によるものとし、第3条（責任開始期および契約日の特則）は適用しません。
- (2) 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第2条（保険料の払込）第1項および責任開始期に関する特約条項の取扱にかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期月中の会社の定めの日を第1回保険料の振替日とし、その日に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとし、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項および本項第2号の取扱にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
  - ① 月払契約の場合、第1回保険料の振替日の属する月の翌月の応当日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
  - ② 年払契約または半年払契約の場合、第1回保険料の振替日の属する月の翌月の応当日に口座振替を行います。
  - ③ ①または②による口座振替不能の場合、保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、会社所定の方法で払い込んで下さい。

## 第10条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

1. 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約が同時に主契約に付加された場合は、対象となる特定契約すべてについてこの特約を適用するものとし、第3条（責任開始期および契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同様に取り扱うものとし、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項および本項第2号の取扱にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
2. 前項の場合で、特定契約について第3条（責任開始期および契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同様に取り扱うものとし、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項および本項第2号の取扱にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

# クレジットカード支払特約

特約

クレジットカード支払特約

## クレジットカード支払特約 目次

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (保険料の払込)
- 第3条 (契約日の特則)
- 第4条 (他の保険料の払込方法 (経路) への変更)
- 第5条 (保険料率)
- 第6条 (特約の消滅)
- 第7条 (主約款の規定の準用)
- 第8条 (同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合)

## 第1条（特約の適用）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

## 第2条（保険料の払込）

1. 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じとします。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
2. 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
3. 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定められた日に、会社に払い込まれるものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしが、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
  - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
  - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

## 第3条（契約日の特則）

主契約締結の際にこの特約を付加する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として計算します。
- (2) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

## 第4条（他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

## 第5条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

## 第6条（特約の消滅）

1. つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 保険契約が消滅したとき
  - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (3) 保険料の前納が行われたとき
  - (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
  - (5) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
  - (6) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
  - (7) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
2. 前項第5号から第7号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行ってください。

## 第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第8条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

1. 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約が同時に主契約に付加された場合は、対象となる特定契約すべてについてこの特約を適用するものとします。
2. 前項の場合で、特定契約について第3条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同様に扱うものとします。

# 団体扱特約

特約

団体扱特約

## 団体扱特約 目次

- 第1条 (特約の適用範囲)
- 第2条 (契約日の特則)
- 第3条 (保険料率)
- 第4条 (保険料の払込)
- 第5条 (保険料領収証)
- 第6条 (特約の消滅)
- 第7条 (主約款の適用)
- 第8条 (第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則)
- 第9条 (同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合)

## 第1条（特約の適用範囲）

1. 団体扱特約（以下「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱協約を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。以下同じとします。）の支払いを受ける者を保険契約者とする保険契約で保険契約者の数が10名以上である場合に、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
2. つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
  - （1）団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で被保険者が10名以上いる場合
  - （2）前項の保険契約者と前号の被保険者を合算（同一人の場合には、1名として計算します。以下同じとします。）して10名以上いる場合

## 第2条（契約日の特則）

1. この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
2. 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と精算します。

## 第3条（保険料率）

1. この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、第1条（特約の適用範囲）に規定する保険契約者および被保険者の人数により、つぎのとおりとします。
  - （1）人数が20名以上の場合  
団体保険料率A
  - （2）人数が20名未満の場合  
団体保険料率B
2. 前項の規定により団体保険料率Aが適用されている場合に、人数が10名以上20名未満となり、6か月以内に補充できないときは、保険料率を団体保険料率Bに変更します。

## 第4条（保険料の払込）

1. 会社と団体とが特にとりきめを行っている場合で、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じとします。）から団体を經由し一括して払い込む場合には、つぎの日にその払込があったものとします。
  - （1）団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）
  - （2）団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）
2. 第2回以後の保険料は、団体を經由し一括して払い込んでください。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

## 第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

## 第6条（特約の消滅）

1. つぎの場合には、この特約は消滅します。
  - （1）保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者。以下本号において同じとします。）が死亡し、または団体を脱退したとき（この場合、この特約の当該保険契約者にかかわる部分を解除します。）
  - （2）団体取扱協約が解約されたとき
  - （3）保険契約が失効したとき
  - （4）保険料の前納取扱をしたとき
  - （5）被保険者が保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したことにより主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料の払込が免除されたとき
  - （6）主契約の保険料払込期間が満了になったとき
  - （7）団体に所属する保険契約者または被保険者の数が、第1条（特約の適用範囲）に規定する定数未満になった場合に、6か月（団体の保険契約が月払保険契約のときは3か月）を経過してなおそれを補充できなかったとき
2. 保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）が脱退したときでも、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者または被保険者は、第1条（特約の適用範囲）に規定するこの特約の適用要件を満たす者（ただし、保険契約者または被保険者数の算定に含めません。）とみなして取り扱います。この場合、前項第1号の規定にかかわらず、この特約は消滅しませ

ん。

3. 本条の規定により特約が消滅した場合には、普通保険料率の保険契約に変更されます。

## 第7条（主約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

## 第8条（第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則）

1. この特則は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じとします。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社所定の契約日から保険契約上の責任を負うとともに、当該第1回保険料を会社の所定の期日までに団体から払い込む場合の取扱について定めたものです。特約締結の際、会社と団体が特にとりきめを行わなかった場合および会社の定める場合を除き、主約款および第2条（契約日の特則）の規定にかかわらず、原則としてこの特則を適用します。
2. この特則が適用された場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、主約款および第2条（契約日の特則）の規定にかかわらず、会社は、会社と団体とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）から保険契約上の責任を負います。
3. 第1回保険料は、契約日からその日の属する月の末日までの間のつぎの各号に定める日に団体がとりまとめ、これを一括して、第1回保険料の払込期月内に払い込んでください。第1回保険料の払込期月は、前項に定める契約日からその契約日の属する月の末日までとします。
  - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除する日（会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）
  - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替える日（第1回保険料の払込期月内で、会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）
4. 第1回保険料の払込については、前項に定める払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。前項に定める払込期月に払込がない場合は、会社は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込むことを要する旨を保険契約者に通知します。
5. 第3項および第4項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前に、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を会社が支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差引くべき未払込保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。
6. 前項の場合、支払うべき保険金等が前項の第1回保険料（前項のただし書きにより、第1回保険料と合せて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込むことを要します。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
7. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じたときは、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）を払い込むことを要します。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
8. 第3項および第4項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前の保険契約には、払戻金はありません。
9. 第5項に該当する場合を除き、猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。この場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
10. 前項の規定によって保険契約を無効とした場合、払戻金はありません。
11. 前項までに定めるほか、新たに団体取扱協約を締結する団体を經由してこの特則を適用した保険契約の第1回保険料を払い込む場合、当該保険契約については、つぎの各号に定めるとおりとします。
  - (1) 第1回保険料に団体保険料率Aが適用されている場合で、猶予期間満了日までに団体の保険契約者または被保険者の人数が10名以上20名未満となったとき、第3条（保険料率）第2項の規定にかかわらず、契約日から団体保険料率Bが適用されていたものとして取り扱います。
  - (2) 前号に定めるほか、猶予期間満了日までに団体の保険契約者または被保険者の人数が10名未満になったとき、第6条（特約の消滅）の規定にかかわらず、契約日からこの特約は消滅し、普通保険料率を適用します。ただし、当該保険契約の責任開始期、第1回保険料の払込期月および猶予期間に係る規定については、本条第1項から第10項を適用して取り扱います。
12. この特則を付加していない保険契約の保険期間の途中で他の特約（保険料のある特約をいいます。以下同じとします。）を付加する場合、この特則をあわせて付加することにより、当該他の特約の第1回保険料の払い込みについて、この特則の規定を適用することができません。この場合、本特則中「契約日」を「中途付加日」に読み替えます。

## 第9条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

1. 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約が同時に主契約に付加された場合は、対象となる特定契約すべてについてこの特約を適用するものとします。
2. 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同様に取り扱いするものとします。

## 特別団体扱特約

特  
約

特別団体扱特約

## 特別団体扱特約 目次

- 第1条 (特約の適用範囲)
- 第2条 (契約日の特則)
- 第3条 (保険料率)
- 第4条 (保険料の払込)
- 第5条 (保険料領収証)
- 第6条 (特約の消滅)
- 第7条 (主約款の適用)
- 第8条 (第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則)
- 第9条 (同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合)

## 第1条（特約の適用範囲）

特別団体扱特約（以下「この特約」といいます。）は、会社と特別団体取扱協約を締結した組合、連合会、同業団体等の団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約の保険契約者または被保険者の数が10名以上いる場合（ただし、その団体において、当該保険契約の保険料の一括払込が可能である場合に限り）、もしくは団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員または構成員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

## 第2条（契約日の特則）

1. この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。
2. 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と精算します。

## 第3条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体扱保険料率Bとします。

## 第4条（保険料の払込）

1. 会社と団体とが特にとりきめを行っている場合で、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じとします。）から団体を経由し一括して払い込む場合には、つぎの日にその払込があったものとします。
  - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）
  - (2) 前号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
2. 第2回以後の保険料は、団体を経由し一括して払い込んでください。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

## 第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

## 第6条（特約の消滅）

1. つぎの場合には、この特約は消滅します。
  - (1) 保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者。以下本号において同じとします。）が死亡し、または団体を脱退したとき（この場合、この特約の当該保険契約者にかかわる部分を解除します。）
  - (2) 特別団体取扱協約が解約されたとき
  - (3) 保険契約が失効したとき
  - (4) 保険料の前納取扱をしたとき
  - (5) 被保険者が保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したことにより主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料の払込が免除されたとき
  - (6) 主契約の保険料払込期間が満了になったとき
  - (7) 保険契約者または被保険者の数が、第1条（特約の適用範囲）に規定する定数未満になった場合に、6か月（団体の保険契約が月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき
2. 保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）が脱退したときでも、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者または被保険者は、第1条（特約の適用範囲）に規定するこの特約の適用要件を満たす者（ただし、保険契約者または被保険者数の算定に含めません。）とみなして取り扱います。この場合、前項第1号の規定にかかわらず、この特約は消滅しません。
3. 本条の規定により特約が消滅した場合には、普通保険料率の保険契約に変更されます。

## 第7条（主約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

## 第8条（第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則）

1. この特則は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じとします。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社所定の契約日から保険契約上の責任を負うとともに、当該第1回保険料を会社の所定の期日までに団体から払い込む場合の取扱について定めたものです。特約締結の際、会社と団体が特にとりきめを行わなかった場合および会社の定める場合を除き、主約款および第2

条（契約日の特則）の規定にかかわらず、原則としてこの特則を適用します。

2. この特則が適用された場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、主約款および第2条（契約日の特則）の規定にかかわらず、会社は、会社と団体とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）から保険契約上の責任を負います。
3. 第1回保険料は、契約日からその日の属する月の末日までの間の、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替える日（第1回保険料の払込期月内で、会社と団体とがとりきめた日であることを要します。）に団体とがとりまとめ、これを一括して、第1回保険料の払込期月に払い込んでください。第1回保険料の払込期月は、前項に定める契約日からその契約日の属する月の末日までとします。
4. 第1回保険料の払込については、前項に定める払込期日の翌月初日から末日までの猶予期間があります。前項に定める払込期日に払込がない場合は、会社は、第1回保険料の猶予期間の満了の日（以下「猶予期間満了日」といいます。）までに第1回保険料を払い込むことを要する旨を保険契約者に通知します。
5. 第3項および第4項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前に、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を会社が支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差引くべき未払込保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。
6. 前項の場合、支払うべき保険金等が前項の第1回保険料（前項のただし書きにより、第1回保険料と合せて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込むことを要します。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
7. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じたときは、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）を払い込むことを要します。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
8. 第3項および第4項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前の保険契約には、払戻金はありません。
9. 第5項に該当する場合を除き、猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。この場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
10. 前項の規定によって保険契約を無効とした場合、払戻金はありません。
11. 前項までに定めるほか、新たに特別団体取扱協約を締結する団体を経由してこの特則を適用した保険契約の第1回保険料を払い込む場合、当該保険契約について、猶予期間満了日までに団体の保険契約者または被保険者の人数が10名未満になったとき、第6条（特約の消滅）の規定にかかわらず、契約日からこの特約は消滅し、普通保険料率を適用します。ただし、当該保険契約の責任開始期、第1回保険料の払込期日および猶予期間に係る規定については、本条第1項から第10項を適用して取り扱います。
12. この特則を付加していない保険契約の保険期間の途中で他の特約（保険料のある特約をいいます。以下同じとします。）を付加する場合、この特則をあわせて付加することにより、当該他の特約の第1回保険料の払い込みについて、この特則の規定を適用することができます。この場合、本特則中「契約日」を「中途付加日」に読み替えます。

## 第9条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

1. 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約が同時に主契約に付加された場合は、対象となる特定契約すべてについてこの特約を適用するものとします。
2. 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同様に扱うものとします。

# 集团扱特約

特約

集团扱特約

## 集団扱特約 目次

- 第1条 (特約の適用範囲)
- 第2条 (契約日の特則)
- 第3条 (保険料率)
- 第4条 (保険料の払込)
- 第5条 (保険料領収証)
- 第6条 (特約の消滅)
- 第7条 (主約款の適用)
- 第8条 (第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則)
- 第9条 (同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合)

## 第1条（特約の適用範囲）

集団扱特約（以下「この特約」といいます。）は、会社と集団取扱協約を締結した組合、連合会、同業団体等であって保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）の所属員、構成員またはその所属員もしくは構成員と生計を一にする親族を被保険者とし、集団またはその代表者、所属員もしくは構成員を保険契約者とする保険契約で保険契約者または被保険者のいずれかの数が10名以上いる場合（ただし、その集団において、当該保険契約の保険料の一括払込が可能である場合に限り）に、集団を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

## 第2条（契約日の特則）

- この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と精算します。

## 第3条（保険料率）

- この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、第1条（特約の適用範囲）に規定する保険契約者および被保険者の人数により、つぎのとおりとします。
  - 人数が20名以上の場合  
集団保険料率A
  - 人数が20名未満の場合  
集団保険料率B
- 前項の規定により集団保険料率Aが適用されている場合に、人数が10名以上20名未満となり、3か月以内に補充できないときは、保険料率を集団保険料率Bに変更します。

## 第4条（保険料の払込）

- この保険契約の保険料払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。
- 会社と集団とが特にとりきめを行っている場合で、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じとします。）から集団を経由し一括して払い込む場合には、つぎの日にその払込があったものとします。
  - 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下同じとします。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と集団とがとりきめた日であることを要します。）
  - 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とがとりきめた日であることを要します。）
  - 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 第2回以後の保険料は、集団を経由し一括して払い込んでください。この場合には、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

## 第5条（保険料領収証）

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

## 第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
  - 保険契約者（集団代表者が保険契約者の場合は被保険者。以下本号において同じとします。）が死亡し、または集団を脱退したとき（この場合、この特約の当該保険契約者にかかわる部分を解除します。）
  - 集団取扱協約が解約されたとき
  - 保険契約が失効したとき
  - 保険料の前納取扱をしたとき
  - 被保険者が保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したことにより主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料の払込が免除されたとき
  - 主契約の保険料払込期間が満了になったとき
  - 集団に所属する保険契約者または被保険者の数が、第1条（特約の適用範囲）に規定する定数未満になった場合に、3か月を経過してなおそれを補充できなかったとき
- 保険契約者（集団代表者が保険契約者の場合は被保険者）が脱退したときでも、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者または被保険者は、第1条（特約の適用範囲）に規定するこの特約の適用要件を満たす者（ただし、保険契約者または被保険者数の算定に含めません。）とみなして取り扱います。この場合、前項第1号の規定にかかわらず、この特約は消滅しませ

ん。

3. 本条の規定により特約が消滅した場合には、普通保険料率の保険契約に変更されます。

## 第7条（主約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

## 第8条（第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則）

1. この特則は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同じとします。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社所定の契約日から保険契約上の責任を負うとともに、当該第1回保険料を会社の所定の期日までに集団から払い込む場合の取扱について定めたものです。特約締結の際、会社と集団とが特にとりきめを行わなかった場合および会社の定める場合を除き、主約款および第2条（契約日の特則）の規定にかかわらず、原則としてこの特則を適用します。
2. この特則が適用された場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、主約款および第2条（契約日の特則）の規定にかかわらず、会社は、会社と集団とがとりきめた契約日（毎月の1日であることを要します。）から保険契約上の責任を負います。
3. 第1回保険料は、契約日からその日の属する月の末日までの間のつぎの各号に定める日に集団がとりまとめ、これを一括して、第1回保険料の払込期月内に払い込んでください。第1回保険料の払込期月は、前項に定める契約日からその契約日の属する月の末日までとします。
  - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除する日（会社と集団とがとりきめた日であることを要します。）
  - (2) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替える日（第1回保険料の払込期月で、会社と集団とがとりきめた日であることを要します。）
4. 第1回保険料の払込については、前項に定める払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。前項に定める払込期月に払込がない場合は、会社は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込むことを要する旨を保険契約者に通知します。
5. 第3項および第4項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前に、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を会社が支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差引くべき未払込保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。
6. 前項の場合、支払うべき保険金等が前項の第1回保険料（前項のただし書きにより、第1回保険料と合せて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込むことを要します。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
7. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じたときは、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項について同じ。）を払い込むことを要します。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
8. 第3項および第4項の規定により第1回保険料が会社に払い込まれる前の保険契約には、払戻金はありません。
9. 第5項に該当する場合を除き、猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。この場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
10. 前項の規定によって保険契約を無効とした場合、払戻金はありません。
11. 前項までに定めるほか、新たに集団取扱協約を締結する集団を経由してこの特則を適用した保険契約の第1回保険料を払い込む場合、当該保険契約については、つぎの各号に定めるとおりとします。
  - (1) 第1回保険料に集団保険料率Aが適用されている場合で、猶予期間満了日までに集団の保険契約者または被保険者の人数が10名以上20名未満となったとき、第3条（保険料率）第2項の規定にかかわらず、契約日から集団保険料率Bが適用されていたものとして取り扱います。
  - (2) 前号に定めるほか、猶予期間満了日までに集団の保険契約者または被保険者の人数が10名未満になったとき、第6条（特約の消滅）の規定にかかわらず、契約日からこの特約は消滅し、普通保険料率を適用します。ただし、当該保険契約の責任開始期、第1回保険料の払込期月および猶予期間に係る規定については、本条第1項から第10項を適用して取り扱います。
12. この特則を付加していない保険契約の保険期間の途中で他の特約（保険料のある特約をいいます。以下同じとします。）を付加する場合、この特則をあわせて付加することにより、当該他の特約の第1回保険料の払い込みについて、この特則の規定を適用することができません。この場合、本特則中「契約日」を「中途付加日」に読み替えます。

## 第9条（同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合）

1. 同一の保険証券で複数の保険契約を引き受ける場合の特約が同時に主契約に付加された場合は、対象となる特定契約すべてについてこの特約を適用するものとします。
2. 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同様に取り扱うものとします。

別表

別  
表

## 別表1 請求書類

項目	請求書類
1. 死亡保険金、遺族年金、死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）</li> <li>(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本）</li> <li>(4) その死亡保険金、遺族年金または死亡給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(5) 最終の保険料領収証</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>
2. 高度障害保険金、高度障害年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要）</li> <li>(4) その高度障害保険金または高度障害年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(5) 最終の保険料領収証</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>
3. ガン診断給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本）</li> <li>(4) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(5) 保険証券</li> </ul>
4. 災害入院給付金、疾病入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限りです。）</li> <li>(3) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書</li> <li>(5) 被保険者の住民票（ただし、給付金の受取人と同一の場合は不要）</li> <li>(6) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(7) 最終の保険料領収証</li> <li>(8) 保険証券</li> </ul>
5. 手術給付金、手術見舞給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書</li> <li>(4) 被保険者の住民票（ただし、給付金の受取人と同一の場合は不要）</li> <li>(5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(6) 最終の保険料領収証</li> <li>(7) 保険証券</li> </ul>
6. 保険料の払込の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 不慮の事故であることを証する書類</li> <li>(3) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(4) 最終の保険料領収証</li> <li>(5) 保険証券</li> </ul>
7. 年金現価の一括支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) その年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(3) 年金証書（第1回目の年金支払は保険証券）</li> </ul>
8. リビング・ニーズ保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 被保険者の住民票</li> <li>(4) リビング・ニーズ保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(5) 最終の保険料領収証</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>
9. 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 先進医療に係る技術料の支出を証する書類</li> <li>(4) 被保険者の住民票（ただし、給付金の受取人と同一の場合は不要）</li> <li>(5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(6) 最終の保険料領収証</li> <li>(7) 保険証券</li> </ul>

10. 指定代理請求人による保険金等の請求	(1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
11. 指定代理請求特約（17）条項第4条第3項に定める代理人による保険金等の請求	(1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 代理人の戸籍謄本 (3) 代理人の住民票と印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
12. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険証券
13. 保険料払込方法（回数）の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
14. 保険金、年金、死亡給付金、ガン診断給付金または給付金の額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
15. 払済保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
16. 死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券
17. 遺言による死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の遺言書 (3) 保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
18. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
19. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
20. 保険金、年金、死亡給付金、ガン診断給付金または給付金（以下、本項において保険金等といいます。）の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金等受取人の戸籍謄本 (3) 債権者等が保険金等の受取人に発行した領収証またはその他の保険金等の受取人が普通保険約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定第2項本文の金額を債権者等に支払ったことを証する書類
21. 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-

10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渇
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥<吸引> 胃内容物の誤嚥<吸引>（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載のないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

- (注2) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- (注3) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

### 別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### 別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

### 備考〔別表3、別表4〕

1. 常に介護を要するもの
 

「常に介護を要するもの」とは、食事の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害（視力障害）
  - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
  - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
  - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
    - ① 音声構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
    - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
    - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
  - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
4. 耳の障害（聴力障害）
  - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
  - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
 
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
5. 上・下肢の障害
  - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
  - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
6. 脊柱の障害
  - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

#### 7. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

#### 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

### 別表5 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りませす。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませす。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「対象となる感染症」に含めませす。

### 別表6 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、表1によって定義付けられる疾病とし、かつ、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

#### 表1 対象となる悪性新生物の定義

疾病の定義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く）

#### 表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
(2) 消化器の悪性新生物	C15～C26
(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
(5) 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち、 ・皮膚の悪性黒色腫	C43

(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C50
(7) 乳房の悪性新生物	C51～C58
(8) 女性生殖器の悪性新生物	C45～C49
(9) 男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
(10) 腎尿路の悪性新生物	C64～C68
(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
(16) 真正赤血球増加症<多血症>	D45
(17) 骨髄異形成症候群	D46
(18) リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」がつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。

新生物の性状を表す第5桁コード	
/3	悪性、原発部位
/6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

## 別表8 入院

「入院」とは、医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表9に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 別表9 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表11 手術給付金において対象となる手術

「手術給付金において対象となる手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～8を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックを除きます。

手術番号	手術の種類
*皮膚・乳房の手術	
1.	植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除く。）
2.	乳房切断術
*筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3.	骨移植術
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）
5.	頭蓋骨親血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）
6.	鼻骨親血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）
8.	脊椎・骨盤親血手術
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）

11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）
- \*呼吸器・胸部の手術
14. 慢性副鼻腔炎根本手術
15. 喉頭全摘除術（咽頭・扁桃腺に対する手術は含まない。）
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）
17. 胸郭形成術
18. 縦隔腫瘍摘出術
- \*循環器・脾の手術
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）
20. 静脈瘤根本手術
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）
22. 心臓切開・縫合術
23. 直視下心臓内手術
24. 体内用ペースメーカー埋込術
25. 脾摘除術
- \*消化器の手術
26. 耳下腺腫瘍摘出術
27. 顎下腺腫瘍摘出術
28. 食道離断術
29. 胃切除術
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）
31. 腹膜炎手術
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術
33. ヘルニア根本手術
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術
35. 直腸脱根本手術
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）
- \*尿・性器の手術
38. 腎移植手術（受容者に限る。）
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）
42. 陰茎切断術
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術
44. 陰嚢水腫根本手術
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術
47. 帝王切開娩出術
48. 子宮外妊娠手術
49. 子宮脱・膣脱手術
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）
52. その他の卵管・卵巣手術
- \*内分泌器の手術
53. 下垂体腫瘍摘除術
54. 甲状腺手術
55. 副腎全摘除術
- \*神経の手術
56. 頭蓋内観血手術
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術
59. 脊髄硬膜内外観血手術

\*感覚器・視器の手術

- 60. 眼瞼下垂症手術
- 61. 涙小管形成術
- 62. 涙嚢鼻腔吻合術
- 63. 結膜嚢形成術
- 64. 角膜移植術
- 65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術
- 66. 虹彩前後癒着剥離術
- 67. 緑内障観血手術
- 68. 白内障・水晶体観血手術
- 69. 硝子体観血手術
- 70. 網膜剥離症手術
- 71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（近視または乱視の矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
- 72. 眼球摘除術・組織充填術
- 73. 眼窩腫瘍摘出術
- 74. 眼筋移植術

\*感覚器・聴器の手術

- 75. 観血的鼓膜・鼓室形成術（鼓膜切開術・チュービング術は含まない。）
- 76. 乳様洞削開術
- 77. 中耳根本手術
- 78. 内耳観血手術
- 79. 聴神経腫瘍摘出術

\*悪性新生物の手術

- 80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）
- 81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
- 82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）

\*上記以外の手術

- 83. 上記以外の開頭術
- 84. 上記以外の開胸術
- 85. 上記以外の開腹術
- 86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
- 87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）

\*新生物根治放射線照射

- 88. 新生物根治放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）

## 別表 12 手術見舞給付金において対象となる手術

「手術見舞給付金において対象となる手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックならびに施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度としているため手術給付金の支払われない手術を除きます。

## 別表 13 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

## 別表 14 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

## 別表 15 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

## 別表 16 異常分娩

異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	O00～O08
妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿及び高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29 ただし、O28を除く
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩	O80～O84 ただし、 O80.0、O80.8、O80.9を除く
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併するその他の母体疾患	O99

## 別表 17 特定部位一覧表

分類番号	特定部位
1	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
2	耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。）
3	鼻（外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます。）
4	口腔、歯、舌、歯肉、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	咽頭（扁桃を含みます。）および喉頭（声帯を含みます。）
6	甲状腺
7	食道
8	胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合には空腸を含みます。）
9	小腸（十二指腸、空腸および回腸を指します。）
10	大腸（直腸、S状結腸、下行結腸、横行結腸、上行結腸、盲腸および虫様突起を指します。）
11	盲腸（虫様突起を含みます。）
12	肛門
13	肝臓、胆嚢および胆管
14	脾臓
15	腹膜
16	気管、気管支、肺臓および胸膜（当該部位の手術に伴い胸郭の手術を受けた場合には胸郭を含みます。）
17	腎臓（腎盂を含みます。）および尿管
18	膀胱および尿道
19	睾丸（睾丸鞘膜を含みます。）、副睾丸、精管、精索および精嚢
20	前立腺
21	子宮（妊娠もしくは分娩の異常が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含みます。）
22	子宮（帝王切開を受けた場合に限ります。）
23	卵巣、卵管および子宮付属器
24	乳房（乳腺を含みます。）
25	皮膚（頭皮および口唇を含みます。）
26	頸部（頸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含みます。）
27	胸部（胸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含みます。）
28	腰部（腰椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含みます。）
29	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
30	左肩関節部および左鎖骨
31	右肩関節部および右鎖骨
32	左股関節部

33	右股関節部
34	左上肢（左肩関節部を除きます。）
35	右上肢（右肩関節部を除きます。）
36	左下肢（左股関節部を除きます。）
37	右下肢（右股関節部を除きます。）
38	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
39	趾骨および中足骨
40	上顎骨、下顎骨および顎関節
41	股関節部
42	膝関節部
43	脊柱（脊椎、椎間板および当該神経を含みます。）
44	縦隔
45	膈・外陰部
46	肋骨、胸骨およびその他の胸郭
47	骨盤骨
48	頭蓋骨
49	陰嚢部（陰嚢水腫が生じた場合に限ります。）
50	副腎
51	副甲状腺（上皮小体）
52	上肢
53	下肢

## 別表 18 先進医療

「先進医療」とは、別表 13 の法律に基づく評価療養のうち、平成 18 年 9 月 12 日厚生労働省告示第 495 号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在、別表 13 の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

【備考】

「評価療養」とは、将来的に別表 13 に定める公的医療保険制度における保険給付の対象とするべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養をいいます。

## 別表 19 療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。



## 保険料の払い込みに関する規定など

---

## 【カーディフ生命保険株式会社との保険料口座振替約定】

保険契約者である私（以下、私といいます。）は、口座名義人とともに以下の条項を了承のうえ、保険料を口座振替により貴社に支払います。

- この口座振替は、SMBC ファイナンスサービス株式会社を通じて行われ、その際の通帳表示が以下の通りになることを了承します。  
SMBC（カーディフセイメイ 等  
なお、将来貴社の都合により、収納代行会社を変更されても異議はありません。その場合は私に通知してください。
- 私が支払う保険料は、貴社の請求にもとづき、貴社所定の振替日（指定金融機関が休日の場合は翌営業日）に指定口座から支払います。  
支払う保険料の金額は、振替日の前営業日までに指定口座に入金します。将来、貴社の都合により、振替日を変更されても異議はありません。なお、その場合は私に通知してください。
- この口座振替によって支払った保険料について、貴社発行の領収証は必要ありません。
- 同一の指定口座から2件以上の保険料を振り替える場合は、貴社の都合でその振替順序を指定されても異議はありません。また、合算して振り替えられてもさしつかえありません。
- 振替日において、指定口座の残高が支払うべき保険料の金額に満たないとき、または取扱金融機関、指定口座などが不明等の理由で振り替えできなかった場合は、保険料の払い込みがなかったものとみなして取り扱われてもさしつかえありません。
- 払込期月の振替日において、振り替えできなかった保険料は、その翌月の振替日に指定口座から支払います。ただし、月払契約については、翌月分の保険料とあわせて支払います。
- 払込期月の翌月の振替日において、支払うべき保険料の振り替えができなかった場合で、かつ普通保険約款に定める猶予期間満了日までに保険料の払い込みをしなかった場合は、口座振替の取り扱いを停止されてもさしつかえありません。
- 私の都合により、口座振替の取り扱いを停止する場合は、貴社に通知のうえ、以後の保険料の払込方法は、貴社の定める方法に変更します。
- 私と指定口座の名義人が別人であっても、保険契約上の責任は、保険契約者である私が負います。
- 私が指定金融機関、指定口座等を変更する場合には、ただちに貴社に通知のうえ、定められた手続きをとります。
- 私が住所（通信先）を変更したときは、ただちに貴社へ連絡します。連絡しなかった場合は、貴社が知った最終の住所（通信先）あてに発信した通知は、私に到達したものとみなされてさしつかえありません。
- 私と口座名義人が別人である場合、保険契約の形態によっては、保険金受取時に贈与税の対象となる場合があることを承知しています。
- 私と口座名義人が別人である場合、保障内容等について照会する権利や、契約内容の変更、解約等を請求する権利は私にあり、口座名義人にはないことを承知しています。また、普通保険約款に定める解約払戻金が生じる場合、払戻金は口座名義人ではなく私に支払われることを確認し、このことに関して生じた紛争については、私が一切の責任を負い、貴社にはご迷惑をおかけいたしません。

## 【預金口座振替規定（ゆうちょ銀行払いは除く）】

- 私が支払うべき保険料について貴行（金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるとときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

## 【クレジットカード支払規定】

- 私が支払うカーディフ生命保険株式会社の保険料を、私が指定するクレジットカード（以下指定カードという）の発行会社（以下指定カード会社という）との間で締結済の会員規約その他これに準ずるもの（以下会員規約等という）に基づいて支払います。
- 私からカーディフ生命保険株式会社に申し出をしないかぎり、保険料を、指定カードで前項と同様に会員規約等に基づいて継続して支払います。
- 私はカーディフ生命保険株式会社に届け出た指定カードの会員番号・有効期限が更新された場合であっても保険料を異議なく支払います。
- 会員資格喪失等により、指定カード会社から指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議ありません。
- 紛失や変更等で指定カードの会員番号や有効期限が変更になった場合、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限が指定カード会社よりカーディフ生命保険株式会社に通知されても異議ありません。
- 私は指定カードの会員番号や有効期限が変更になった場合や、会員資格を喪失した場合には速やかにカーディフ生命保険株式会社に連絡します。
- 指定カードにより支払った保険料について、領収証は請求しません。

-MEMO-

-MEMO-

